

# 人間科学

第23巻 第1号  
2005年 10月

---

## 論文

- 日本の中高等教育課程と教育法に関する基礎的研究（第1報）  
 - 近世藩学における文学教育を中心として - ..... 佐藤 環 皿田 琢司 1  
 田中 卓也 菱田 隆昭
- The Role of Industrial Disputation in the Writing of D.H. Lawrence  
 ..... 井上 麻未 21
- 萬斯大『学春秋随筆』の世界観（上）  
 ..... 松崎 哲之 43
- Robustness of Nonnative /i/ and /I/ Categories in Perception: Three-alternative  
 Identification by Japanese College Students  
 ..... 千葉 敦 57
- ## 研究ノート
- 情報化社会と個人の尊厳～個人情報保護法第1章総則の現状と課題～  
 ..... 岩田 温 69
- 男女共同参画推進条例の制定と普及に関する分析ノート  
 ..... 林 寛一 79
- 役割分担論の再検討  
 ..... 佐藤 公俊 87
- 「人の科学と神の科学」の対照を標題に含む2つの百科事典  
 ..... 坂田 仁 97
- ## 書評
- 後藤 嘉宏著『中井正一のメディア論』  
 ..... 林 寛一 103
- 課題研究助成報告 ..... 107
- 研究業績一覧 ..... 115
-

1. 常磐大学人間科学部紀要『人間科学』(HUMAN SCIENCE)は、年に一巻とし、2号に分けて発行する。
2. 本誌の寄稿資格者は、本学の専任教員および紀要編集委員会が認めた者とする。
3. 寄稿論文は学術論文として相応しい内容と形式を備えたものであり、かつ未発表のものでなければならない。
4. 本誌には論文、研究ノート、書評、学界展望などの欄を設ける。それらの内容は以下のとおりとする。  
論文は理論的又は実証的な研究成果の発表をいう。  
研究ノートとは研究途上にあり、研究の原案や方向性を示したものをいう。  
書評は新たに発表された内外の著書・論文の紹介をいう。  
学界展望は諸学界における研究動向の総合的概観をいう。
5. 原稿は所定の執筆要綱に従って作成し、紀要編集委員会に提出する。
6. 寄稿原稿は紀要編集委員会において検討し、必要な場合には、加筆、訂正、削除もしくは掲載見送りを要求することがある。
7. 一号につき一人が掲載できる論文など、原則として一編とする。
8. 初校の校正は執筆者が行う。
9. 執筆者に対して編集規程と執筆要綱を配布する。
10. 執筆者には本誌2冊と抜刷50部を贈呈し、それ以上は実費負担とする。
11. 必要に応じて、片方の号はテーマを決めて特集号とする。
12. 論文の体裁(紙質、見出し、活字など)は可能な限り統一する。
13. 紀要のサイズはB5とし、論文、研究ノート、書評、学界展望は二段組、その他は一段組で、いずれも横組とする。活字の大きさは論文、研究ノート、書評、学界展望、その他いずれも10ポイントとし、いずれも明朝体とする。
14. 上記以外の事項については、紀要編集委員会の決定に従うものとする。

1. 原稿は、手書きの場合は横書きで、A4版400字詰め原稿用紙で提出する。パソコン入力の場合にはテキストファイルのフロッピーと、横書き40字30行でA4版用紙に印刷されたものを提出する。
2. 原稿の長さは、論文は24000字(400字詰め原稿用紙換算60枚)、研究ノートは12000字(30枚)、書評は4000字(10枚)、学界展望は8000字(20枚)を基準とする。課題研究助成報告は(3.75枚)以内とする。そのほかのものについては紀要編集委員会が決定する。
3. 原稿はコピーをとり、オリジナルを紀要編集委員会に提出し、コピーは執筆者が保管する。
4. 原稿執筆にあたっては、以下の事項に従うこと。
  - (1) 原稿の1枚目には原稿の種別、題目、著者名および欧文の題目、ローマ字表記の著者名を書くこと。
  - (2) 論文には200語程度の欧文アブストラクトを付すこと。なお、アブストラクトとは別に欧文サマリーを必要とする場合は、A4版ダブルスペース3枚以内のサマリーを付すことができる。
  - (3) 書評には著者名、書名のほか出版社名、発行年、頁数を記載すること。
  - (4) 記述は簡潔、明解にし、現代かなづかい、常用漢字を使用する。
  - (5) 数字は、原則として算用数字を使用する。
  - (6) 欧文は手書きにせず、ワープロないしタイプライターを使う。
  - (7) 注および(参考)文献の表記等は、執筆者の所属する学会などの慣行に従うものとする。
  - (8) 図、表は一つにつきA4版の用紙に1枚に描き、本文に描き入れない。なお、本文には必ずその挿入箇所を指定すること。
  - (9) 図表の番号は図1.、表1.、とする。そのタイトルは、図の場合は図の下に、表の場合は表の上に記載すること。
  - (10) 図表の補足説明、出典などはそれらの下に書くこと。
  - (11) 見出しは、1、2、(章に相当)、1-1、1-2、(節に相当)、(1)、(2)の順とする。
  - (12) 人名、数字表記、用語表記は、所属学会の慣行に従う。

日本の中等教育課程と教育法に関する基礎的研究（第1報）  
—近世藩学における文学教育を中心として—

佐藤 環、皿田琢司、田中卓也、菱田隆昭  
Tamaki SATO · Takuji SARADA · Takuya TANAKA  
Takaaki HISHIDA

Fundamental Research on the Curriculum and Teaching Method  
of Japanese Secondary Education (First Report)  
— For the Literary Curriculum and Teaching Method of the Clan Schools —

The purpose of this paper is to examine the development of the literary courses in the clan schools which substantially undertook secondary education. During the Edo era, the high-ranking samurai were forced to attend the clan schools and learned both literature and martial arts. In these schools, "literature" meant not Japanese classics but the scriptures of Confucianism, and there were four stages in the literary learning; *Sodoku* stage, *Kogi* stage, *Kaidoku* stage and *Saku-shibun* stage. The Confucianism does not have the concept of the secondary education. Therefore, when each clan school intended to introduce the Western educational system, a great deal of trial and error was repeated in establishing the secondary education course. In 1869, the secondary education schools were founded in Japan for the first time. At present, science is not included in the literary course. In those days, however, the literary courses contained Confucianism, Japanese history, physics and natural history because the feudal clans regarded the secondary education of literature as the fusion of letters and science. That is why the educational authorities of the clans could not grasp an accurate definition of the secondary general education in the Western educational system.

I. はじめに

本研究は、日本における19世紀以降の中等教育における教育課程及び教育法についての変遷を明らかにすることを目的とする。第1報では前近代を、第2報では明治期を、第3報では大正期を、最終報では昭和期の中教育について考察を行う。

中等教育とは初等教育と高等教育の間にある学校

教育の段階をさす。現行では中学校・高等学校・中等教育学校がそれを担当しているが、戦前期までは中産階級以上の子女に限定したエリート教育を意味していた。明治5（1872）年8月に公布された「学制」以前の日本における中等教育の濫觴は、江戸期に創設された藩学、洋学校、私塾、及び明治初年の府藩県の中学校<sup>(1)</sup>に求められるが、特に藩学の役割は大きかった。封建体制下の江戸期においては、寺子屋や庶民のた

めの郷学といった一般民衆を対象とした初等教育のほか、指導者養成の予備課程としての初等教育とともに所謂中等教育を施す課程を藩学が包含していたからである<sup>(2)</sup>。そもそも儒学を受容していた近世においては中学・中等教育と呼べる概念を持っていないため、諸藩の藩学では現在で言う中等教育が未分化のまま教授されていた。日本に「中学」と称する学校が出現するのは明治2（1869）年からであり、それは中等教育という階梯を持つ近代学校制度の理念が、西洋教育事情の紹介と西洋学制の翻訳によって得られるようになったからであるとされる<sup>(3)</sup>。しかし、伝統的教育法や教育階梯を有する藩学に西洋学制を導入しようとした場合、それまでの日本になかった中等教育という概念を反映させた新たな教育課程編成の構築において試行錯誤がなされたはずであるし、西洋学制翻訳時にバイアスがかかった把握がなされたであろう。

本報では、幕末維新期の実質的中等教育機関であった藩学で必修とされていた文学（儒学）における教育階梯の実態を明らかにし、中等教育課程として位置づけられるに至った文学教育の特色を考察する。

## II. 武士教育と近世藩学

一般的に近世とは、室町幕府が滅亡する天正元（1573）年から大政奉還及び王政復古が号令された慶応3（1867）年までを言う。この時代は、織田氏、豊臣氏、徳川氏が、強大な権力の集中を背景にして編制した封建体制が成立発展し崩壊していったのだが、自給自足の農業経済を基調としながらも商品経済や貨幣経済の著しい台頭が見られ、また一定の土地を将軍が大名や旗本に分与し、大名や旗本は更に家臣たちに一定の土地を分与するという階層的封土関係が成立していた。近世とは、一応地方分権を建前としていること、世襲的に決定された身分制度であったことが特色である。さて、ここで武士教育を受け持っていた近世藩学の特色を概観しておく<sup>(4)</sup>。

元和偃武以来の平和が続く過程で武士の実際生活に変化が生じた。本来戦闘員として生活していた武士は、やがて農工商の上に立つ指導者、つまり官僚的統治階級へと変容していく。それにつれて武士は、指導者として相応しい学識、教養、道徳の修得がその地位を確保

し農工商を教導する上で不可欠であると認識するようになったため、儒学的価値観や倫理観の修得とそれに基づく実践が期待され、幕府や諸藩で武士教育の組織化、具体的には学校の創設、整備拡充が行われるようになった。従来、武家の子どもに欠くことのできない教養である漢籍の素読、手習い、武芸稽古は各家庭の責任においてなされていたが、やがて武士に対する教育を幕府や諸藩が幕政改革、藩政改革といった統治政策の一環として学校を創設、充実するようになる。藩学はその成立時期によって次のような特色を有した<sup>(5)</sup>。

近世中期の藩制確立期における藩学は藩士子弟の教育機関というよりも、成人藩士に藩治の理念を教え、領民の上に立つ支配者階級の一員としての人格を涵養するために設立された。泰平下の武士のあり方として偏武的武士像から文武兼備の武士像へ転換される必要性を認識して文学（儒学）的教養を学ばしめることを藩の施策としたのである。

次に米沢藩学興譲館や熊本藩学時習館など宝暦期から寛政・享和期にかけての藩学は、逼迫した藩財政を再建することを課題として殖産興業と儉約政策の二つを推進するための有能な実務型臣僚の育成を目的とした。特に「吟味」、「考試」などと呼ばれる試験制度を導入しそれを藩人事制度に反映させようと企図したことが注目される。

文化年間から慶応期までの幕末期には水戸藩学弘道館、津藩学有造館、福井藩学明道館など最も多く藩学の設立を見ている。幕藩体制が内外から大きく震撼させられた時代であり、これに対応すべく士風の退廃を防ぎ士気を鼓吹する精神教育の作興、有能な人材の育成、就学範囲を拡大することによる人的エネルギーの結集強化、洋学の積極的導入により殖産興業や軍事科学を振興するなど富国強兵を目指した。藩学は5、6歳となった藩士に就学を強制し<sup>(6)</sup>、文武課業規定を定めて文武修行を義務づけ、さらには儒学だけでなく数学や医学などの実学的な芸技も教授するようになり、そのため藩学の施設は文武両教場を包摂する広大な規模となっていく。

福澤諭吉が「上等の士族は衣食に乏しからざるを以て文武の芸を学ぶに余暇あり。或は経史を読み或は兵書を講じ、騎馬槍剣、何れも其時代に高尚しなづくと名る学芸

に従事するが故に、自から品行も高尚にして賤しからず。士君子として風致の観る可きもの多し。下等士族は則ち然らず。役前の外、馬に乗る者として一人もなく、内職の傍に少しく武芸を勉め、文学は四書五経歟、尚進て蒙求左伝の一、二巻に終る者多し。」と『旧藩情』の中で述懐しているように<sup>7)</sup>、藩士の階層によって文武に対する勉学稽古への取り組み方は異なっており、藩学への就学に関してもそれが投影されていた。近世諸藩学に共通して見られるのは、身分の高い侍階層の当主や嫡子に対して就学を強制し且つ学修期間が長く規定され、階層が低くなるにつれて学修期間が短くなり<sup>8)</sup>、足輕階層に至っては藩学就学を「勝手次第」或いは許可しなかったことである。また就学強制・文武奨励策の一つとして所謂「文武課業法」を導入した藩でも上士層を主たる対象としている。

### Ⅲ. 文学における教育法 - 閻斎学派と古文辞学派 -

#### ①文学(儒学)教育の階梯

江戸時代において、形容詞なしに「学問(学文)」と言えば儒学を指す。儒学学習における初学者用テキストは『大学』・『中庸』・『論語』・『考経』などであり、学問を大成した学者が手にするテキストもまた四書五経の経書である。よって、学問の初心者から学問を究めた大学者に至るまで、常に手に取るテキストは同じ経書となる。儒学とは、最初から最後まで「経書を読む」という営為に終始する学問であるため、これら経書をいかに読み、そこからいかなる真理(意味)を見出すかが問題となる。また儒者が行う学問研究は、古代以来蓄積された膨大な経書の注釈書と向き合うことを意味した。

さて、ここで儒学の教育形態を見ておこう。おおよそ儒学の学習は四つの教育階梯からなっている<sup>9)</sup>。

第一段階は「素読」と呼ばれ、経書を声に出して正確に読み、それをひたすら繰り返すことでテキストの全文を完全に暗誦することである。この段階では、原則としてテキストにある文、字句の意味は学ばない。素読は、記憶力の旺盛な子ども時代、概ね七・八歳くらいから始められる。江戸時代における教育の原則は、個別指導・個別学習である。まず師匠が自らテキストの漢字一字一字を「突き刺し棒(字指し棒)」で示し

ながら声をあげて読んでいく。続いてそれを子どもが鸚鵡返しに復唱する。これを「付け読み」と言う。そして、師匠のリードなしで読めるよう自分で繰り返し音読する。これを「温習」と言う。暗誦することが前提であるので、一回に進む分量は多くない。翌日には、前日学習した箇所を暗誦できるかを確認し(「復読」)、その後に次の箇所に進んでいく。したがって子どもはすでに学んだことを日ごろから繰り返し温習しておかねばならない。子ども一人ひとりには敏と鈍の差があり、進度に自ずと違いが出てくる。しかし使用するテキストも学習箇所も異なるので、一斉授業にはならず、短時間の個別指導と、その間の比較的長時間の自主学習が基本となっていた。よって、素読段階における子ども間の学習進度に対する競争は問題とはならなかった。

素読を通して体得された「身体化されたテキスト」は、それ自体で直ちに実用の役に立つような知識ではない。実践的な体験を重ねるうちに、さまざまな場面で新たなリアリティーをもって実感され理解につながるという性質を持つものである。具体的な実践の場において実感としてテキストの意味が理解され、且つそれが道徳的な実践主体たる自己の生き様に具体化されるのである。経書というテキストの「身体化」によって獲得される「儒学の知」とはこのような性質のものであった。

第二段階を「講義」と呼ぶ。経書を「身体化」したのち、この講義段階に進むが、これは英語で言うレクチャー(lecture)ではなく、学生(学習者)が経書の意味を講究することである。現在で言うところの一斉教授形式を採る講義は儒学教授において使われる「講義」と区別して「講釈」と言った。講釈とは模範的な読書のあり方を、師範が弟子たちの前で公開して演じることである。経書の各文章を注釈書に拠りながら(学派によって拠るべき注釈書は異なる)その根拠を公開して説くのである。

第三段階は、学生たちが集団で行う学習形態である「会業」であり、ほぼ同程度の学力の者が数人から十人程度のグループで行う共同学習である。輪番で当番を決め順次テキストを読み進め共同で質疑討論する「会読」と、輪番で当番を決め順次テキストを「講義」



して協同で質疑討論を行う「輪講」の二つがある。両者の違いは取り上げるテキストの違いである。会読では経書以外の史書などの類をテキストとし、本来ひとりで黙読しながら進めていく「独看（看読）」を協同で相互に誤りを正しながら行う読書会のようなものである。輪講は経書をテキストとし、注釈書や疎釈書を吟味しながら正統と異端とを弁別しつつ正確に理解することである。まさに儒学本来の研究を協同して行う段階である。

第四段階は「作詩・作文」、つまり詩文の実作段階である。漢文を駆使して文章や詩を綴る能力は、儒者として、近世の教養ある知識人として欠かすことのできないものであった。この能力は、いわば自己表現能力であったので、過度の詩文への没入は却って儒学の本体を見失うこととなると警告された。逆に言えば、作詩・作文が、所与の古典を読む受動的な儒学学習とは異なり積極的な自己表現の営み・創造的な活動であるから、教師の側からすれば過度の入れ込みを警戒していたのである。

## ② 闇齋学派と古文辞学派

以上に述べたような儒学教育の階梯があったが、これら階梯のどれを重視するかは学派によって異なっていた。ここでは山崎闇齋学派（崎門学派）と古文辞学派という二つの学派について相違を見てみる。

針医の末子として生まれた山崎闇齋（1618-1682）は、幼少時に比叡山に入り、次いで妙心寺に移り僧となった。19歳の頃、土佐吸江寺に移るとともに野中兼山らと交流し朱子学を学んだ後、寛永19（1642）年に還俗して朱子学に専心した。闇齋は朱子学を尊崇し、『文会筆録』、『闢異』など著作の多くは、朱熹などの先学、あるいは朱子学者の書物からの引用文から成り立っていることを特色とする。明暦元（1655）年に彼は初めて京都で朱子学を講じているが、同年『伊勢神宮儀式序』を著すなど神道への関心も早くから見られ、その傾向は彼が寛文5（1665）年に会津藩主保科正之から賓師として迎えられ吉川惟足と交流するに及び活発となった。闇齋独自の神道説を垂加神道と呼び、天地・陰陽・人道の根源をすべて土金の訓に備わると言うが、これは朱熹の理気説とは異なる。さらに闇齋は天照大神に

よる天上支配と素戔鳴尊による天下支配という二元的支配様式を設定し、前者の子孫である天皇を尊重しつつ後者の系譜を引く將軍による全国支配を正当化した。

山崎闇齋学派は「講釈」を至上視する考えを持っている。闇齋は朱熹の学を「祖述」、つまり忠実に再現することを目指していた。朱熹の学を自ら追体験的に再現することで、彼はこれを「体認する」と言った。つまり朱熹が到達した「知」の地点に、朱熹と同じように闇齋も体験的に立ったと考え、また闇齋自身こそがそれを「体認」できた特別な存在であると考えた。この特別な師匠である闇齋が、朱子学の真理の世界を生々しく口語で伝えることが闇齋の神聖なる「講釈」である。朱子学は難解で学生達の「自読」や「独看」により理解できる性質のものではなく、概念的な言語で伝達できるような世界ではないと闇齋は考えていた。弟子たちの前で行う一斉講義を良しとする闇齋学派の学問観は、個別的学习を原則とする儒学の正統的学习スタイルから大きく逸脱している。闇齋は独自の著作を著さなかったが、弟子達により闇齋が行った講釈は片言隻語に至るまで忠実に筆録筆写され、これらの講義録は弟子達から神聖なものとして伝えられた。闇齋学派では、読書という儒学一般の学習方法は軽視され、また読むべき書も四書五経、小学、近思録など極めて少数に限定された上に、読む順序まで決められていた。

「読書」を否定する闇齋学派に最も強く反発したのが荻生徂徠（1666-1728）である。徂徠は朱子学に立脚した古典解釈を批判し、古代中国の古典を読み解く方法論として古文辞学を確立するとともに私塾であるけんえん護園を開き、さらに30歳にして柳沢吉保に抜擢され、第八代將軍徳川吉宗への政治的助言者として幕政にも影響を与えた。彼は朱子学のキーとなる「理」の概念を認めない。従って、経書の背後に何か探求すべき真理（「理」）が埋められていると考えなかった。徂徠にとって学習すべきは「聖人（先王）の道」そのもので、それは目の前にある経書という具体的な「物」として提示されていると考える。だから経書それ自体が修得すべき対象となり、徂徠は経書に習熟するまで親しむことを何よりも重視した。経書自体が学ぶべき対象ならば、それら経書に正しく対しなくてはならない。そ

ここで、経書の言語（古代中国の言語で彼はこれを古文辞と呼ぶ）への対し方が説かれる。彼は、中世以来なされてきた返り点と送り仮名による日本式漢文読書法は、原文を破壊することとなり経書の正しい解釈に達することができないものであるとして斥けた。そして理想的には中国の原音（口語）に依拠して読み、それを日本の口語に翻訳すべきであると主張するが、鎖国下の日本ではほぼ不可能であるため、第二の方策である日本の儒学学習法を採用するのだが、徂徠は和訓読みを排した「看読（眼で読む）」こそ、実行可能で学問的に有効な読書法であると確信する。ここでは、闇齋のような特権的な語り手はいない。学習者一人ひとりが「眼と心」で直接テキストと対峙し、学習者の側の自発的で自由な思考と深い思索を促す。「看読」は闇齋の「講釈」のような一斉講義ではなく、まさに一人ひとりが行う自己学習、個別学習に他ならない。こうした「看読」の方法においては、同学の一定の集団によって相互の刺激とチェックが必要となるし、またチェックするだけの高度で広範な知識が求められる。徂徠学が博学を重んずるのはそのためであるし、また、会読や会業の学習形式が重視され講釈という一斉講義の出る幕はなかったのである。

#### IV. 藩学における中等教育課程

##### - 中高等教育未分化の時期における使用経書 -

江戸期においては、何を以って中等教育とするかは明確ではなく、特に中等・高等教育の線引きは曖昧であった。「中等教育」という概念が存在しないからである。藩学における文武の教育課程は、それぞれの学統学派で培われてきた教育階梯や方法を準用している。文学（儒学）教育の課程は、素読段階、講義段階、会業段階、そして詩文実作段階に分かつことができた。これらの段階を日本教育史研究において用いられている教育階梯に従えば、素読段階を初等教育、講義段階を中等教育、会業・詩文実作段階を高等教育と見なすことが可能であり<sup>10)</sup>、ここではそれに従う。

さて近世の藩学では、初等教育（素読）を各家庭に委ねて中等教育段階のみを受け持つものと、初等教育から高等教育までを包摂し整備がなされたものの2系統がある。後者は文化年間以降に設立された藩学にも多

く見られる<sup>11)</sup>。藩学での文学教育法の概略は前節で述べた通りであるが、ここでは藩学において使用された経書類や読書順序について検討を加える。使用経書などを概観するため、文部省が編纂した『日本教育史資料』<sup>12)</sup>の当該項目を「藩学における使用経書類一覧」としてまとめた。

素読段階である初学者に与えられる文学テキストとしては、概ね『孝経』・『小学』・『近思録』・四書が主であるが、訓蒙書である『三字経』を使用する藩学<sup>13)</sup>もあった。四書とともに、1187年に宋の劉子澄が洒掃（掃除のこと）、応対、進退等の作法や嘉言、善行等を古今の書から抜粋収録した『小学』や、1176年に宋の朱熹・呂祖謙が周濂溪、程明道、程伊川、張横渠の著作語録の中から622条を選び編纂したやや程度の高い『近思録』も四書と同様に藩学において利用頻度が高かったことがわかる。

中等教育たる講義段階の主なテキストとしては、四書五經に加えて『文選』等の詩文を中心とする書物のほか、764年に唐の李瀚が編集した訓蒙用故事集の『蒙求』や、『十八史略』、『春秋左氏伝』等の中国史書が利用されていた。五倫五常を明らかにするためには聖賢の書を読まねばならないが、その補助として歴史書、諸子百家の書等が必要となる。文学（儒学）の思想からすれば、聖賢の道を体得するには歴史にも通じなければならず、そのために主として『春秋左氏伝』、『漢書』、『後漢書』、『通鑑綱目』、『十八史略』が多く読まれたのである<sup>14)</sup>。

文化年間、名古屋藩学明倫館の督学冢田多門により改正された「読書次第」では、日課として必ず熟読研鑽すべき書として『孝経家註』、『六記家註』、『論語家註』、『家語家註』、『孔叢子家註』、『毛詩家註』、『尚書家註』、『周易』、『礼記』、『春秋経伝』、『国語』、『孟子』、『荀子』の13書を挙げ、また『周礼』、『儀礼』、『春秋公羊伝』、『春秋穀梁伝』の4書についてその経義を広く照らし合わせて考えることが「本業」であると規定した。次に、『管子』、『晏子』、『老子』、『列子』、『莊子』の5書は益するところ大であるとして必読を勧め、『戦国策』、『漢書』、『後漢書』、『三国志』、『晋書』等の歴史書は人物を選び可否を論ずるとともに時世の興廢を弁ずるため順次通覧すること、「戦国以後諸子







嶺山藩	千葉県	安房国	東海道	1.2	江戸藩校学校「敬義館」を移転し、立教員(明)	士族・卒・平民	8歳	朱子・小学・四書・五経
鶴岡藩	千葉県	上総国	東海道	6	敬義館(明治治2年)と改称	士族・卒・平民	8歳	
松尾藩	千葉県	上総国	東海道	5	敬義館(講堂=徳島時院/近江国掛川より移築) * 「日本教育史資料の研究2」では、「明治4年」創設	士族・卒・平民(許可制)	8歳	
菊間藩	千葉県	上総国	東海道	5	明義館(明治3年)	士族・卒		
久留里藩	千葉県	上総国	東海道	3	三近堂(天保13年) → 三近堂(明治2年)	士族・卒・平民(許可制)		
大乡里藩	千葉県	上総国	東海道	27	望庵(宝暦年間?) → 明善堂(明治3年)	士族・卒・平民(許可制)		
佐貫藩	千葉県	上総国	東海道	16	望庵(宝暦年間?) → 望庵(明治3年)	士族・卒		
柳井藩	千葉県	上総国	東海道	1.5	修成館=藩主の学校(江戸藩邸内:天保年間)	士族・卒・平民	8歳	
一宮藩	千葉県	上総国	東海道	1.3	修成館=士卒の学校(天保年間) * 「日本教育史資料の研究2」では「明治3年」創設	士族・卒・平民		
佐倉藩	千葉県	下総国	東海道	11	教育所(安政元年) → 翠文館(明治2年)	士族・卒・平民	8歳	四書・五経・春秋・左氏伝、八大家文(学校)入学→21歳
古河藩	茨城県	下総国	東海道	7	佐倉(享保8年間開校)で建塾→宝暦12年移封) * 「日本教育史資料の研究2」は「明治4年」創設	士族		四書・小学・四書・五経・禮記・周礼、三礼、爾雅補、公羊伝、穀梁伝、爾雅、左氏伝、国語・史記・前後漢書
関宿藩	千葉県	下総国	東海道	5	教員館(文政7年): 久世弘宣	士族・卒・平民		
多古藩	千葉県	下総国	東海道	1.2	学習所=江戸藩邸学校(享保元年)、多古藩に移封されていいたかは不明	士族・卒・平民(許可制)		
高柳藩	千葉県	下総国	東海道	1	学習所=江戸藩邸学校(文久2年)、高柳藩学については未記載	士族・卒・平民(許可制)		
小久保藩	千葉県	上総国	東海道	1	盈進館(明治2年): 田沼意尊	士族・卒・平民(許可制)	7歳	四書・五経・史記、左伝、文選
水戸藩	茨城県	常陸国	東海道	35	弘道館(天保9年徳川齊昭が創始、天保12年改館名、安政4年間閉)	士族		四書・五経・史記、要書、十八史略、元明史略、国史略、左伝、国語・史記、日本外史、皇朝史略、前後漢書、綱鑑易知錄、歴史綱鑑補、日本書紀、日本政記、通史、綱目、二十一史、大日本史
土浦藩	茨城県	常陸国	東海道	9.5	儒文館(寛政11年: 土屋英直) / 常名村新編支校=采義館	士族		四書・四書・左氏伝等
笠間藩	茨城県	常陸国	東海道	8	時習館(文化14年)、文政6年医学所(博覧館)設立、安政6年講義館と博覧館を合併→藩学校と小学校(明治3年)	士族・卒・平民(任意)	8歳~18歳	【日語習館課文化史制定】○初課=孝経、学記、大学、中庸、論語、孟子 ○後課=尚書・毛詩・礼記、周易、周礼、礼儀制注、孔子家語 ○対読(講義)=蒙求、新序、説苑、世説、十八史略【藩学校、日本外史、神皇正統記、源朝志略 後科=春秋、詩経、易経、史記、資治通鑑、古事記伝、今史解、万葉集
麻生藩	茨城県	常陸国	東海道	1	精義館(明治2年)	士族・卒・平民(任意)		四書・五経、和漢歴史、韓柳文、諸子
彦根藩	滋賀県	近江国	東海道	25	稽古館(寛政11年) → 弘道館(天保元年) → 文武館(明治2年) / 学館(明治3年4月)	士族・卒・平民(任意)	15歳~30歳	四書・四書(安政以後五経)、左国史漢
朝日山藩	滋賀県	近江国	東海道	4	隆徳館(明治3年)【享和元年=文化11年: 隆徳四年開塾、文化14年=文化14年: 隆徳五年=文化14年=明治3年、出羽山形】 → 明治3年朝日山藩(近江国)転封、青葉館(江戸藩邸学校)	士族・卒・平民(任意)	7歳・8歳・10歳より武術(武術は17歳~35歳迄に必ず習得日録発給)	四書・経書、歴史、諸子
水口藩	滋賀県	近江国	東海道	2.5	翼輪堂(安政2年) → 尚志館(年不明)	士族(任意)、卒(任意)、平民(任意)	7歳、8歳、13歳より武術(講武所入学)	四書・五経、小学、近思錄、孝経、古文前集、国史略、十八史略、蒙求、世説語類補、日本外史、日本政記、資治通鑑、春秋左氏伝、国語、文選、大学衍義全編、資治通鑑、大日本史
大津藩	滋賀県	近江国	東海道	2	修身堂(天明5年)	士族(長男義務、二三男任意)	8歳	四書・五経、論語、孟子、詩経、書経、日本外史、皇朝史略、十八史略、元明史略、史記、前後漢書、歴史綱鑑補、春秋左氏伝、国語、文選、大学衍義全編、資治通鑑、大日本史
西大路藩	滋賀県	近江国	東海道	1.8	日新館(寛政8年)	士族・卒	7歳・8歳	四書・五経、論語、孟子、詩経、書経、日本外史、皇朝史略、十八史略、元明史略、史記、前後漢書、歴史綱鑑補、春秋左氏伝、国語、文選、大学衍義全編、資治通鑑、大日本史
山上藩	滋賀県	近江国	東海道	1.3	文武館(明治2年)	士族	8歳	四書・五経、論語、孟子、詩経、書経、日本外史、皇朝史略、十八史略、元明史略、史記、前後漢書、歴史綱鑑補、春秋左氏伝、国語、文選、大学衍義全編、資治通鑑、大日本史
高須藩	滋賀県	美濃国	東海道	3	日新館(享保年間)	士族	8歳	四書・五経、論語、孟子、詩経、書経、日本外史、皇朝史略、十八史略、元明史略、史記、前後漢書、歴史綱鑑補、春秋左氏伝、国語、文選、大学衍義全編、資治通鑑、大日本史
大津藩	滋賀県	美濃国	東海道	10	致遠館(享保8年) → 物教堂 → 明治以降飯学(南校)、敬義堂(北校: 洋学教授)	士族・卒・平民(維新後)	8歳	四書・五経、論語、孟子、詩経、書経、日本外史、皇朝史略、十八史略、元明史略、史記、前後漢書、歴史綱鑑補、春秋左氏伝、国語、文選、大学衍義全編、資治通鑑、大日本史
野村藩	滋賀県	美濃国	東海道	1	濟美館(江戸藩邸学校: 文久3年)・興学寮(明治3年)	士族・卒・平民		四書・五経、日本外史、国史略、十八史略、元明史略、史記、左伝
郡上藩	滋賀県	美濃国	東海道	4.8	講堂、清風館(天明年間) → 文武館(年不明) → 集義館(明治2年)、講堂(江戸藩邸学校) 民(明治三年~)	士族・卒(維新後)、平民(明治三年~)	13歳~60歳、8歳~(明治三年以降)	孝経、小学、四書、五経、論語、孟子、詩経、書経、日本外史、皇朝史略、十八史略、元明史略、史記、前後漢書、歴史綱鑑補、春秋左氏伝、国語、文選、大学衍義全編、資治通鑑、大日本史
加納藩	滋賀県	美濃国	東海道	3.2	学習所(年不明) → 蓮華館(文政年間) → 文武館(文久年間)	士族・卒・女(明治初年以後)	7歳・8歳・13歳、11歳より武術(文久年間)	孝経、小学、四書、五経、論語、孟子、詩経、書経、日本外史、皇朝史略、十八史略、元明史略、史記、前後漢書、歴史綱鑑補、春秋左氏伝、国語、文選、大学衍義全編、資治通鑑、大日本史
岩手藩	滋賀県	美濃国	東海道	3	文武所(文保15年) → 短期館(年不明)	士族・卒	18歳~20歳	孝経、小学、四書、五経、論語、孟子、詩経、書経、日本外史、皇朝史略、十八史略、元明史略、史記、左伝

今尾藩	東山道	美濃国	岐阜県	3	明治以降文武官→格知堂 * 「日本教育史資料の形巻2」では、「明治2年」創設	士族・卒	7歳で文学局入学、10歳で文武兼修、15歳で退学	孝経、四書、五経、十八史略、元明史略、左氏伝、史記、綱鑑易知録、古文真宝、八大家文選本、王代一覽、国史略、日本政記、日本外史、朝鮮国史
苗木藩	東山道	美濃国	岐阜県	1	日新館 (明治元年)	士族・卒	8歳	四書・五経、和漢の歴史、中道より平田篤胤、本居宣長の著書
高島藩	東山道	美濃国	岐阜県	1	教習学校 (弘化元年)	士族・卒	8歳	〇漢書、四書、五経、三礼、三伝、孝経、爾雅、皇朝史略、日本外史、大日本史、十八史略、元明史略、左氏伝、史記、綱鑑易知録、古文真宝、八大家文選本、王代一覽、国史略、日本政記、日本外史、朝鮮国史
松代藩	東山道	信濃国	長野県	10	文武学校 (嘉永5年) → 安政2年取組 → 松本藩学 (明治3年10月) → 松本藩学 (明治4年7月)	士族・卒 (許可制)	8歳	〇漢書、四書、五経、三礼、三伝、孝経、爾雅、皇朝史略、日本外史、大日本史、十八史略、元明史略、左氏伝、史記、綱鑑易知録、古文真宝、八大家文選本、王代一覽、国史略、日本政記、日本外史、朝鮮国史
松本藩	東山道	信濃国	長野県	6	新学問所 (安永始開) → 崇徳館 (寛政5年) → 松本藩学 (明治3年10月) → 松本藩学 (明治4年7月)	士族・卒 (維新後)	8歳	〇漢書、四書、五経、三礼、三伝、孝経、爾雅、皇朝史略、日本外史、大日本史、十八史略、元明史略、左氏伝、史記、綱鑑易知録、古文真宝、八大家文選本、王代一覽、国史略、日本政記、日本外史、朝鮮国史
上田藩	東山道	信濃国	長野県	5.3	明倫堂 (文化10年)	士族・卒 (任意)	士族のみ、10歳	四書、五経、三礼、三伝、孝経、爾雅、皇朝史略、日本外史、大日本史、十八史略、元明史略、左氏伝、史記、綱鑑易知録、古文真宝、八大家文選本、王代一覽、国史略、日本政記、日本外史、朝鮮国史
高島藩	東山道	信濃国	長野県	3.3	通徳館 (万延元年)	士族・卒、平民 (許可制)	13歳 (後15歳)	四書、五経、三礼、三伝、孝経、爾雅、皇朝史略、日本外史、大日本史、十八史略、元明史略、左氏伝、史記、綱鑑易知録、古文真宝、八大家文選本、王代一覽、国史略、日本政記、日本外史、朝鮮国史
高島藩	東山道	信濃国	長野県	3	稽古所 (享和3年) → 長善館、同学校 (明治4年2年)	士族・卒 (維新後)	8歳	四書、五経、三礼、三伝、孝経、爾雅、皇朝史略、日本外史、大日本史、十八史略、元明史略、左氏伝、史記、綱鑑易知録、古文真宝、八大家文選本、王代一覽、国史略、日本政記、日本外史、朝鮮国史
飯田藩	東山道	信濃国	長野県	2	長道館 (寛政4年) → 飯山校 (明治4年)	士族・卒 (任意)	13歳 (後15歳)	四書、五経、三礼、三伝、孝経、爾雅、皇朝史略、日本外史、大日本史、十八史略、元明史略、左氏伝、史記、綱鑑易知録、古文真宝、八大家文選本、王代一覽、国史略、日本政記、日本外史、朝鮮国史
飯田藩	東山道	信濃国	長野県	2.5	読書場 (寛政初年) → 文武学校 (明治元年)	士族・卒、平民 (任意)	13歳 (後15歳)	四書、五経、三礼、三伝、孝経、爾雅、皇朝史略、日本外史、大日本史、十八史略、元明史略、左氏伝、史記、綱鑑易知録、古文真宝、八大家文選本、王代一覽、国史略、日本政記、日本外史、朝鮮国史
龍岡藩	東山道	信濃国	長野県	1.5	明倫堂 (安政元年江戸藩邸に設置) → 明治元年本校に移動 → 尚友館 (年不明)	士族・卒、平民 (任意)	13歳 (後15歳)	四書、五経、三礼、三伝、孝経、爾雅、皇朝史略、日本外史、大日本史、十八史略、元明史略、左氏伝、史記、綱鑑易知録、古文真宝、八大家文選本、王代一覽、国史略、日本政記、日本外史、朝鮮国史
小諸藩	東山道	信濃国	長野県	1.5	明倫堂 (文化2年) → 明倫学校 (明治3年)	士族・卒、平民 (任意)	13歳 (後15歳)	四書、五経、三礼、三伝、孝経、爾雅、皇朝史略、日本外史、大日本史、十八史略、元明史略、左氏伝、史記、綱鑑易知録、古文真宝、八大家文選本、王代一覽、国史略、日本政記、日本外史、朝鮮国史
若井田藩	東山道	信濃国	長野県	1.6	道徳館 (元治元年)	士族・卒、平民 (任意)	13歳 (後15歳)	四書、五経、三礼、三伝、孝経、爾雅、皇朝史略、日本外史、大日本史、十八史略、元明史略、左氏伝、史記、綱鑑易知録、古文真宝、八大家文選本、王代一覽、国史略、日本政記、日本外史、朝鮮国史
須坂藩	東山道	信濃国	長野県	1	教習堂 (天明元年) → 立成館 (文化年間)	士族・卒、平民 (任意)	13歳 (後15歳)	四書、五経、三礼、三伝、孝経、爾雅、皇朝史略、日本外史、大日本史、十八史略、元明史略、左氏伝、史記、綱鑑易知録、古文真宝、八大家文選本、王代一覽、国史略、日本政記、日本外史、朝鮮国史
前橋藩	東山道	上野国	群馬県	18	博論堂 (文政10年; 川越藩時代) → 慶応3年、博論堂を前橋に移設 → 明治元年「文武学校」	士族・卒 (任意)	13歳 (後15歳)	四書、五経、三礼、三伝、孝経、爾雅、皇朝史略、日本外史、大日本史、十八史略、元明史略、左氏伝、史記、綱鑑易知録、古文真宝、八大家文選本、王代一覽、国史略、日本政記、日本外史、朝鮮国史
高崎藩	東山道	上野国	群馬県	8.2	遊芸館 (宝暦10年~安永3年) → 文武館 (明治元年再興)	士族・卒	13歳 (後15歳)	四書、五経、三礼、三伝、孝経、爾雅、皇朝史略、日本外史、大日本史、十八史略、元明史略、左氏伝、史記、綱鑑易知録、古文真宝、八大家文選本、王代一覽、国史略、日本政記、日本外史、朝鮮国史
館林藩	東山道	上野国	群馬県	6.3	求道館 (弘化4年) → 進士学院 (安政4年)	士族 (小頭以上)、卒 (維新後)	13歳 (後15歳)	四書、五経、三礼、三伝、孝経、爾雅、皇朝史略、日本外史、大日本史、十八史略、元明史略、左氏伝、史記、綱鑑易知録、古文真宝、八大家文選本、王代一覽、国史略、日本政記、日本外史、朝鮮国史
沼田藩	東山道	上野国	群馬県	3.5	沼田学舎 (寛保年間~中絶 → 天保年間復興) → 館林塾学校 (明治2年)	士族 (任意)、卒 (任意)、平民 (維新後、許可制)	10歳前後	四書、五経、三礼、三伝、孝経、爾雅、皇朝史略、日本外史、大日本史、十八史略、元明史略、左氏伝、史記、綱鑑易知録、古文真宝、八大家文選本、王代一覽、国史略、日本政記、日本外史、朝鮮国史
安中藩	東山道	上野国	群馬県	3	造士館 (文化5年)	士族・卒、平民 (任意)	8歳	四書、五経、三礼、三伝、孝経、爾雅、皇朝史略、日本外史、大日本史、十八史略、元明史略、左氏伝、史記、綱鑑易知録、古文真宝、八大家文選本、王代一覽、国史略、日本政記、日本外史、朝鮮国史
伊勢崎藩	東山道	上野国	群馬県	2	学習堂 (安永4年)	士族・卒	8歳	四書、五経、三礼、三伝、孝経、爾雅、皇朝史略、日本外史、大日本史、十八史略、元明史略、左氏伝、史記、綱鑑易知録、古文真宝、八大家文選本、王代一覽、国史略、日本政記、日本外史、朝鮮国史
小幡藩	東山道	上野国	群馬県	2	小幡学校 (寛政3年)	士族 (任意)、卒 (任意)、平民 (許可制)	7歳	四書、五経、三礼、三伝、孝経、爾雅、皇朝史略、日本外史、大日本史、十八史略、元明史略、左氏伝、史記、綱鑑易知録、古文真宝、八大家文選本、王代一覽、国史略、日本政記、日本外史、朝鮮国史
七日市藩	東山道	上野国	群馬県	1	成器館 (天保13年) → 文武学校	士族・卒、平民 (任意)	8歳	四書、五経、三礼、三伝、孝経、爾雅、皇朝史略、日本外史、大日本史、十八史略、元明史略、左氏伝、史記、綱鑑易知録、古文真宝、八大家文選本、王代一覽、国史略、日本政記、日本外史、朝鮮国史
喜連川藩	東山道	下野国	栃木県	1	翰林館 (弘化3年) → 広運館 (嘉永2年)	士族・卒、平民 (任意)	8歳	四書、五経、三礼、三伝、孝経、爾雅、皇朝史略、日本外史、大日本史、十八史略、元明史略、左氏伝、史記、綱鑑易知録、古文真宝、八大家文選本、王代一覽、国史略、日本政記、日本外史、朝鮮国史
宇都宮藩	東山道	下野国	栃木県	7	修道館 (文化年間)	士族 (任意)、卒 (任意)、平民 (許可制)	8歳	四書、五経、三礼、三伝、孝経、爾雅、皇朝史略、日本外史、大日本史、十八史略、元明史略、左氏伝、史記、綱鑑易知録、古文真宝、八大家文選本、王代一覽、国史略、日本政記、日本外史、朝鮮国史
壬生藩	東山道	下野国	栃木県	3	学習館 (正徳3年)	士族 (任意)、卒 (任意)、平民 (任意)	8歳	四書、五経、三礼、三伝、孝経、爾雅、皇朝史略、日本外史、大日本史、十八史略、元明史略、左氏伝、史記、綱鑑易知録、古文真宝、八大家文選本、王代一覽、国史略、日本政記、日本外史、朝鮮国史
烏山藩	東山道	下野国	栃木県	3	学問所 (享保11年)	士族 (任意)、卒 (任意)、平民 (任意)	7歳	四書、五経、三礼、三伝、孝経、爾雅、皇朝史略、日本外史、大日本史、十八史略、元明史略、左氏伝、史記、綱鑑易知録、古文真宝、八大家文選本、王代一覽、国史略、日本政記、日本外史、朝鮮国史
黒羽藩	東山道	下野国	栃木県	1.8	何陋館、練武園 (文政3年) → 作新館 (安政4年)	士族 (任意)、卒 (任意)、平民 (任意)	8歳	四書、五経、三礼、三伝、孝経、爾雅、皇朝史略、日本外史、大日本史、十八史略、元明史略、左氏伝、史記、綱鑑易知録、古文真宝、八大家文選本、王代一覽、国史略、日本政記、日本外史、朝鮮国史
茂木藩	東山道	下野国	栃木県	1.6	弘道館 (寛政6年) → 英育館 (明治3年)	士族 (任意)、卒 (任意)	8歳	四書、五経、三礼、三伝、孝経、爾雅、皇朝史略、日本外史、大日本史、十八史略、元明史略、左氏伝、史記、綱鑑易知録、古文真宝、八大家文選本、王代一覽、国史略、日本政記、日本外史、朝鮮国史

佐野藩	東山道	下野国	栃木県	16	順光館(元治元年) → 観光館(享和元年)	土旗(任意), 卒(任意), 満6歳	三字経, 四書, 五経, 春秋左氏伝, 周礼, 史記, 漢書等
大田原藩	東山道	下野国	栃木県	11	時習館(享永3年)	土旗(任意), 卒(任意), 女	日本紀, 日本後記, 日本後記, 文獻通考, 三代実録, 国史略, 日本外史, 大日本史, 小学, 近思録, 孝経, 四書, 五経, 周礼, 儀礼, 續礼, 春秋左氏伝, 國語, 史記, 前漢書, 後漢書, 戦国策, 三國志, 資治通鑑, 西晋書等
足利藩	東山道	下野国	栃木県	11	求道館(明治元年)	土旗, 卒, 平民	小学, 孝経, 四書, 五経, 春秋左氏伝, 國語, 史記, 前漢書, 後漢書, 十八史略, 蒙求, 戰國策, 古事記, 日本紀, 日本後記, 三代実録, 文獻通考
吹上藩	東山道	下野国	栃木県	1	学来館(明治2年) * 慶応3年圖書移封	土旗, 卒, 平民	小学, 孝経, 四書, 五経, 春秋左氏伝, 國語, 史記, 前漢書, 後漢書, 十八史略, 蒙求, 戰國策, 古事記, 日本紀, 日本後記, 三代実録, 文獻通考
朝霞藩	東山道	陸奥国	福島県	10	修道館(文政8年) * 慶応3年圖書移封	土旗, 卒, 平民(許可制)	小学, 孝経, 四書, 五経, 春秋左氏伝, 國語, 史記, 前漢書, 後漢書, 十八史略, 蒙求, 戰國策, 古事記, 日本紀, 日本後記, 三代実録, 文獻通考
中村藩	東山道	陸奥国	福島県	6	修道館(明治2年)	土旗, 卒, 平民(許可制)	小学, 孝経, 四書, 五経, 春秋左氏伝, 國語, 史記, 前漢書, 後漢書, 十八史略, 蒙求, 戰國策, 古事記, 日本紀, 日本後記, 三代実録, 文獻通考
三春藩	東山道	陸奥国	福島県	5.5	明德堂(天明年間)別称「講所」	土旗(小夜生(任意)以上)	小学, 孝経, 四書, 五経, 春秋左氏伝, 國語, 史記, 前漢書, 後漢書, 十八史略, 蒙求, 戰國策, 古事記, 日本紀, 日本後記, 三代実録, 文獻通考
平藩	東山道	陸奥国	福島県	3.2	施政堂(宝暦年間) → 祐賢堂(明治2年)	土旗(小夜生(任意)以上), 平民(維新前後), 平民(維新前後)	小学, 孝経, 四書, 五経, 春秋左氏伝, 國語, 史記, 前漢書, 後漢書, 十八史略, 蒙求, 戰國策, 古事記, 日本紀, 日本後記, 三代実録, 文獻通考
泉藩	東山道	陸奥国	福島県	2	汲深館(享永5年)	土旗, 卒, 平民(許可制)	小学, 孝経, 四書, 五経, 春秋左氏伝, 國語, 史記, 前漢書, 後漢書, 十八史略, 蒙求, 戰國策, 古事記, 日本紀, 日本後記, 三代実録, 文獻通考
薄長谷藩	東山道	陸奥国	福島県	1.5	致道館(天保14年)	土旗, 卒, 平民(明治二年以降)	小学, 孝経, 四書, 五経, 春秋左氏伝, 國語, 史記, 前漢書, 後漢書, 十八史略, 蒙求, 戰國策, 古事記, 日本紀, 日本後記, 三代実録, 文獻通考
会津藩	東山道	陸奥国	福島県	23	稽古堂(年不明) → 一覽講所(元禄3年) → 日新館(天明8年) → 至善堂	土旗, 卒(任意)	小学, 孝経, 四書, 五経, 春秋左氏伝, 國語, 史記, 前漢書, 後漢書, 十八史略, 蒙求, 戰國策, 古事記, 日本紀, 日本後記, 三代実録, 文獻通考
二本松藩	東山道	陸奥国	福島県	10	敬学館, 武芸所, 射的場, 習字所(文化14年)	土旗, 卒(任意), 平民(任意)	小学, 孝経, 四書, 五経, 春秋左氏伝, 國語, 史記, 前漢書, 後漢書, 十八史略, 蒙求, 戰國策, 古事記, 日本紀, 日本後記, 三代実録, 文獻通考
守山藩	東山道	陸奥国	福島県	2	江戸藩校内学校 = 養老館(宝暦11年), 守山館(元文元年) → 養賢堂(安永元年)	土旗(任意), 卒(任意)	小学, 孝経, 四書, 五経, 春秋左氏伝, 國語, 史記, 前漢書, 後漢書, 十八史略, 蒙求, 戰國策, 古事記, 日本紀, 日本後記, 三代実録, 文獻通考
加治藩	東山道	陸奥国	宮城県	62.5	学問所(元文元年) → 養賢堂(安永元年)	土旗(任意), 卒(任意)	小学, 孝経, 四書, 五経, 春秋左氏伝, 國語, 史記, 前漢書, 後漢書, 十八史略, 蒙求, 戰國策, 古事記, 日本紀, 日本後記, 三代実録, 文獻通考
盛岡藩	東山道	陸奥国	岩手県	20	稽古所(享永13年) → 明義堂(天保13年) → 作人館(文久2年, 修文所, 稻倉所, 医学所の総称)	土旗, 卒, 平民	小学, 孝経, 四書, 五経, 春秋左氏伝, 國語, 史記, 前漢書, 後漢書, 十八史略, 蒙求, 戰國策, 古事記, 日本紀, 日本後記, 三代実録, 文獻通考
弘前藩	東山道	陸奥国	青森県	10	稽古館(寛政8年)	土旗, 卒(許可制)	小学, 孝経, 四書, 五経, 春秋左氏伝, 國語, 史記, 前漢書, 後漢書, 十八史略, 蒙求, 戰國策, 古事記, 日本紀, 日本後記, 三代実録, 文獻通考
八戸藩	東山道	陸奥国	青森県	2	学校(享和元年): 武芸所, 武芸所は稽古所と稱す 学校(日新館内学校 = 養老館(天保13年) 12年創立 修学館(天保5年) * 「日本教育史資料の研究2」では「天保3年」創立 * 「日本教育史資料の研究2」では「天保3年」創立 * 「日本教育史資料の研究2」では「天保3年」創立 * 「日本教育史資料の研究2」では「天保3年」創立	土旗(任意), 卒(任意), 平民(許可制)	小学, 孝経, 四書, 五経, 春秋左氏伝, 國語, 史記, 前漢書, 後漢書, 十八史略, 蒙求, 戰國策, 古事記, 日本紀, 日本後記, 三代実録, 文獻通考
黒石藩	東山道	陸奥国	青森県	1	学校(享和元年): 武芸所, 武芸所は稽古所と稱す 学校(日新館内学校 = 養老館(天保13年) 12年創立 修学館(天保5年) * 「日本教育史資料の研究2」では「天保3年」創立 * 「日本教育史資料の研究2」では「天保3年」創立	土旗, 卒, 平民	小学, 孝経, 四書, 五経, 春秋左氏伝, 國語, 史記, 前漢書, 後漢書, 十八史略, 蒙求, 戰國策, 古事記, 日本紀, 日本後記, 三代実録, 文獻通考
館藩	東山道	靛夷	北海道	3	敬典館(文政5年)	土旗(任意), 卒(任意), 平民(許可制)	小学, 孝経, 四書, 五経, 春秋左氏伝, 國語, 史記, 前漢書, 後漢書, 十八史略, 蒙求, 戰國策, 古事記, 日本紀, 日本後記, 三代実録, 文獻通考
米沢藩	東山道	出羽国	山形県	15	学校(元禄10年) → 興誠館(安永5年)	土旗(任意), 卒(任意), 平民(許可制)	小学, 孝経, 四書, 五経, 春秋左氏伝, 國語, 史記, 前漢書, 後漢書, 十八史略, 蒙求, 戰國策, 古事記, 日本紀, 日本後記, 三代実録, 文獻通考
戸内藩	東山道	出羽国	山形県	17	致道館(文化元年)	土旗(任意), 卒(任意), 平民(許可制)	小学, 孝経, 四書, 五経, 春秋左氏伝, 國語, 史記, 前漢書, 後漢書, 十八史略, 蒙求, 戰國策, 古事記, 日本紀, 日本後記, 三代実録, 文獻通考
新庄藩	東山道	出羽国	山形県	68	明倫堂(天明年間)	土旗(任意), 卒(任意), 平民(任意)	小学, 孝経, 四書, 五経, 春秋左氏伝, 國語, 史記, 前漢書, 後漢書, 十八史略, 蒙求, 戰國策, 古事記, 日本紀, 日本後記, 三代実録, 文獻通考
山形藩	東山道	出羽国	山形県	4	経道館(享和2年) → 立誠堂(年不明: 講堂を指す?) * 明治3年木野式が朝日山藩(近江国)転封	土旗, 卒	小学, 孝経, 四書, 五経, 春秋左氏伝, 國語, 史記, 前漢書, 後漢書, 十八史略, 蒙求, 戰國策, 古事記, 日本紀, 日本後記, 三代実録, 文獻通考
上山藩	東山道	出羽国	山形県	3	文圃館(文化6年) → 明德館(天保11年)	土旗, 卒(任意), 平民(任意)	小学, 孝経, 四書, 五経, 春秋左氏伝, 國語, 史記, 前漢書, 後漢書, 十八史略, 蒙求, 戰國策, 古事記, 日本紀, 日本後記, 三代実録, 文獻通考
秋田藩	東山道	出羽国	秋田県	20.5	明道館(寛政5年) → 明德館(文化8年)	土旗, 卒(任意), 平民(任意)	小学, 孝経, 四書, 五経, 春秋左氏伝, 國語, 史記, 前漢書, 後漢書, 十八史略, 蒙求, 戰國策, 古事記, 日本紀, 日本後記, 三代実録, 文獻通考
岩崎藩	東山道	出羽国	秋田県	2	勲典館(明治維新後-明治2年?), 繼揚館(武館)	土旗(任意), 卒(任意), 平民(許可制)	小学, 孝経, 四書, 五経, 春秋左氏伝, 國語, 史記, 前漢書, 後漢書, 十八史略, 蒙求, 戰國策, 古事記, 日本紀, 日本後記, 三代実録, 文獻通考
松浦藩	東山道	出羽国	山形県	2.5	一貫堂(明治2年) → 里仁館(年不明)	土旗(任意), 卒(任意), 平民(許可制)	小学, 孝経, 四書, 五経, 春秋左氏伝, 國語, 史記, 前漢書, 後漢書, 十八史略, 蒙求, 戰國策, 古事記, 日本紀, 日本後記, 三代実録, 文獻通考
木住藩	東山道	出羽国	秋田県	2	修身館(天明年間) → 総教館(明治維新後)	土旗, 卒, 平民(維新前後), 許可制	小学, 孝経, 四書, 五経, 春秋左氏伝, 國語, 史記, 前漢書, 後漢書, 十八史略, 蒙求, 戰國策, 古事記, 日本紀, 日本後記, 三代実録, 文獻通考
亀田藩	東山道	出羽国	秋田県	2	長善館(天明6年: 館内医学所 = 上池館)	土旗	小学, 孝経, 四書, 五経, 春秋左氏伝, 國語, 史記, 前漢書, 後漢書, 十八史略, 蒙求, 戰國策, 古事記, 日本紀, 日本後記, 三代実録, 文獻通考
矢島藩	東山道	出羽国	秋田県	1.5	日新堂(安政年間) → 矢島藩学校(明治元年)	土旗(任意), 卒(任意), 平民(任意)	小学, 孝経, 四書, 五経, 春秋左氏伝, 國語, 史記, 前漢書, 後漢書, 十八史略, 蒙求, 戰國策, 古事記, 日本紀, 日本後記, 三代実録, 文獻通考
小浜藩	北陸道	若狭国	福井県	10.3	順道館(安永3年)	土旗, 卒(不明), 平民(維新前後)	小学, 孝経, 四書, 五経, 春秋左氏伝, 國語, 史記, 前漢書, 後漢書, 十八史略, 蒙求, 戰國策, 古事記, 日本紀, 日本後記, 三代実録, 文獻通考























が高い<sup>(18)</sup>。明治2（1869）年から翌3年にかけて、それまで中等教育が教育課程として未分化であった状態から整備されていく事例をしばしば見出すことが出来るのはそのためであろう。

日本で最初に「中学」と称した<sup>(19)</sup>事例として紀伊新宮藩と越前福井藩の事例を見てみる。

慶応4（明治元：1868）年に水野忠幹が藩屏に列して成立した新宮藩（3.5万石）では、明治2年10月に藩学育英堂の学校規則を改正して7歳から20歳まで、実際行われたかどうかはともかくとして<sup>(20)</sup>士庶の別なく入学を許可したが、その「中学生課程表」によると皇学と儒学を学ばしめることが定められている。使用されたテキストは、皇学の初級が『国史略』・『皇朝史略』、中級が『日本外史』、上級が『六国史』であり、儒学の初級が『前後漢書』・（唐宋）八大家読本、中級が『歴史綱鑑補』・『博物新編』、上級が『資治通鑑』・『綱鑑易知録』と、手習いと儒学初歩段階の小学生課程の上に、中国の歴史や思想は勿論、日本の歴史や博物についての素養を要求するものであった。江戸期までの藩学で必須とされた文学教育課程は、経書を通じて聖賢の道を体得することが目的であったから中国古典や経書の修得が主体であるのは当然であるが、日本の歴史や法令等の所謂「皇学」については殆ど重きを置いてはならず、出石藩や津和野藩など皇学を正科として採用していた藩学においても、それを学ぶことは藩士の任意とするのが一般的であったことを考えると、皇学を中等教育課程の必修科目としたことは興味深い。

福井藩では、明治2年5月22日に従前の藩学明道館を明新館と改称し、同年12月に外塾生（7、8歳～12歳）、小学生（13歳～16歳）、中学生（17歳～20歳）、医学生それぞれに学課を定めた<sup>(21)</sup>。明新館「中学校規程」によれば中学生は「普通ノ学」を学ぶこととし、その学課表によると文学、数学、武学（練兵、野戦等の西洋軍事学及び軍用化学・測量など）、歩兵・砲兵・剣術・柔術を学修するものとしている。福井藩の中等教育課程で興味深いのは、「普通ノ学」とは言うものの西洋軍事科学に大きく傾斜した内容となっており、また文学の課程では従来までのような儒学経典一辺倒ではなく物理学の『気海観瀾』や博物の『博物新編』などが組み込まれていることである。

## VI. おわりに

本稿では、実質的に中等教育機関として位置づけられる近世から明治初年の藩学における文学（儒学）教育課程について、その学規と使用経書類に注目して考察した。

そもそも儒学は、最初から最後まで「経書を読む」という営為に終始する学問であるため、これら経書をいかに読み、そこからいかなる真理（意味）を見出すかという自学的な学習態度の涵養を要求するものであった。文学教育には、素読・講義・会読・作詩文の段階があり、闇斎学派が「講釈」、古文辞学派が「講義」といったように学派により重点を置く教育階梯が異なっていた。

江戸期における藩学の教育対象は上士層を主体とし、そこで行われる文学教育は中国の聖賢を理想とした徳治主義的人格の涵養を目的としていた。このため、中国の経書類の修得が主眼であり、日本の歴史などにまで範囲を広げて学ぶことを想定している藩学は極めて稀であった。明治に入り、それまで中等教育という概念がなかった日本においても、新しい時代に相応しい人材育成のため西洋近代学制の導入を図る藩学が叢生するようになった。中等教育課程の創設に際しては、従来中等教育の概念が存在しなかったため、各藩のおかれていた状況に適合させた中等教育課程編成作成のため数々の試行がなされていた。

日本で最初に「中学」と称する教育機関が現れたのは戊辰戦争終了後の明治2年である。近世以来必修とされていた文学教育を改編し、それまでの中国古典類修得を主としたものに加えて、日本史や、現在から考えると全く範疇外の博物や物理学を包含するなど学修内容の拡大がなされている。これは中等教育課程の新設に際して、藩府が必修たる文学教育を文理総合的な課程内容として位置づけようとしたのであろうが、西洋学制にみる普通学の把握が十全でなかったことにより急拵えて総花的なものとなっていた。

## 註

<sup>(1)</sup> 明治3(1870)年の「大学規則並ビニ中小学規則」により成立した学校。中小学規則に沿った学校創設を試みたものと、藩学を改変したものがあった。

<sup>(2)</sup> 海後宗臣監修『日本近代教育史』平凡社、1971年、80頁、91頁。

<sup>(3)</sup> 新谷恭明『尋常中学校の成立』九州大学出版会、1997年、87-107頁。

<sup>(4)</sup> 石川松太郎編『日本教育史』玉川大学出版部、1987年、69-96頁。

<sup>(5)</sup> 鈴木博雄「成立時期より見た藩校の類型的研究」多賀秋五郎編『藩学史研究』巖南堂、1986年、15-21、28頁。

<sup>(6)</sup> 藩学における就学強制については、時期的に早く設置された藩学ほど入学年齢が高く、またそうした藩学も時代が下るにつれ徐々に就学年齢を下げる傾向にあった(海原徹『近世の学校と教育』思文閣出版、1988年、14頁)。また、文部省編『日本教育史資料』臨川書店(復刻)、1970年、を概観した結果、藩学への出席強制においては、藩内身分階層が上位であるほど出席すべき日数が多く、また同階層でも当主・嫡子と次男以下では、出席すべき日数に差等を設けており、藩学はその教育対象の主体を侍階層の当主・嫡子に置いていたことは近世を通じて不変であった。

<sup>(7)</sup> 慶應義塾『福沢論吉全集』第7巻、岩波書店、1959年、267-268頁。

<sup>(8)</sup> 前掲『近世の学校と教育』、3-17頁。

<sup>(9)</sup> 辻本雅史『「学び」の復権』角川書店、1999年、52-85頁。

<sup>(10)</sup> このように擬制する研究は多い。例えば鈴木博雄『近世藩校に関する研究』振学出版、1995年、201頁、に新建された長州藩学明倫館を「中等教育を中心に初等教育から高等教育まで整備された」と言う。

<sup>(11)</sup> 鈴木博雄「成立時期より見た藩校の類型的研究」前掲『藩学史研究』、16-17頁。

<sup>(12)</sup> 前掲『日本教育史資料』一～三。

<sup>(13)</sup> 例えば、山陰道豊岡藩学稽古堂。稽古堂就学年齢は7歳であった(前掲『日本教育史資料』二、406頁)。

<sup>(14)</sup> 笠井助治『近世藩校の総合的研究』吉川弘文館、1960年、248-249頁。

<sup>(15)</sup> 前掲『日本教育史資料』一、136-137頁。

<sup>(16)</sup> 本山幸彦編著『明治前期学校成立史』臨川書店、

1990年(復刻)、5頁。

<sup>(17)</sup> 同上書、6頁。但し、笠井助治『近世藩校の総合的研究』吉川弘文館、1960年、246頁、では幕末期までに洋学を導入した藩学数が22校、維新後に導入した藩学数が16校の計38校としている。

<sup>(18)</sup> 前掲『尋常中学校の成立』、87頁。

<sup>(19)</sup> 同上註。

<sup>(20)</sup> 明治2年10月改訂「学館規則」における教育目的が「第一五倫の道を明にし四維の義を弁へ家国天下を治むる所以の道を学ふ大志業」であり、「文武の道は固より一致」とする従来の学問観を踏襲しているためである(前掲『日本教育史資料』二、846-847頁)。

<sup>(21)</sup> 同上書、54-57頁。

## The Role of Industrial Disputation in the Writing of D. H. Lawrence

Mami Inoue

This paper examines the representation of industrial disputation in the fiction of D. H. Lawrence, and discusses how Lawrence develops his political response to the British labour movement of his age. The focus of the paper is on “The Miners at Home” (1912), *Women in Love* (1918), and *The First Lady Chatterley* (1926). England experienced a period of unprecedented turbulence in industrial relations during Lawrence’s writing career. Despite such tumultuous labour unrest, English novelists of the period tended to have made an ineffectual response in their writing. However, Lawrence explores industrial disputes, strikes in particular, repeatedly in his texts. Indeed, it is notable that “The Miners at Home” (1912) and *The First Lady Chatterley* (1926) are based on concrete historical situations — the national mining strike of 1912 and the General Strike of 1926. To trace Lawrence’s treatment of industrial disputes in his work will highlight a pattern in his political development and shifting personal identity.

Historically the novel has been seen as a literary form deeply connected with bourgeois culture. John Worthen maintains that D. H. Lawrence (1885-1930), who was considered a “working-class genius” from the beginning of his career, always felt he was, by class, background and inclination, an outsider in [the literary world]. We might say that, Lawrence, for his contemporaries like Matthew Arnold, was nearly one of a “number of *aliens*,” which the latter describes in *Culture and Anarchy*:

Therefore, when we speak of ourselves as divided into Barbarians, Philistines, and Populace, we must be understood always to imply that within each of these classes there are a certain number of *aliens*, if we may so call them, - persons who mainly led, not by their class spirit, but by a general *humane* spirit, by the love of human perfection.<sup>1</sup>

In his late essays, Lawrence writes:

It is since coming back from America that I ask myself seriously: Why is there so little contact between myself and the people whom I know? Why has the contact no vital meaning?

And if I write the question down, and try to write the answer down, it is because I feel it is a question that troubles many men.

The answer, as far as I can see, has something to do with class. Class makes a gulf, across which all the best human flow is lost. It is not exactly the triumph of the middle classes that has made the deadness, but the triumph of the middle-class *thing*.

As a man from the working class, I feel that the middle class cut of some of my vital vibration when I am with them. I admit them charming and educated and good people often enough. *But they just stop some part of me from working.* Some part has to be left out.

Then why don’t I live with my working people? Because their vibration is limited in another direction. They are narrow, but still fairly deep

and passionate, whereas the middle class is broad and shallow and passionless. Quite passionless. As the best they substitute affection, which is the great middle-class positive emotion.

But the working class is narrow in outlook, in prejudice, and narrow in intelligence. This again makes a prison. One can belong absolutely to no class. (P2 595)

This autobiographical sketch reveals Lawrence's deep consciousness of class, and also his ambivalence towards his own experiences of upward social mobility. Throughout his writing career, he struggled to work through the class conflict he felt within himself. In fact, as Raymond Williams suggests implicitly, "[t]ension would be apparent to him only in those who had escaped, or half-escaped,"<sup>2</sup> the classes to which they had belonged.

If we think about Lawrence's England in terms of the British working-class movement, we see it "growing the great unrest," a rapid increase in Trade Union members, and "strikes unprecedented in number," and scale.<sup>3</sup> In spite of such unprecedented labour unrest in Britain, there has been insufficient literary examination of how English novelists of the period responded to the industrial dispute, strikes in particular, and how they treated strikes in their work. It is notable that one repeatedly finds this kind of treatment of strikes in Lawrence's novels, plays, short stories and essays, although it has not attracted much scholarly attention. This paper examines the representation of industrial dispute, especially that of strikes in Lawrence's work, and explores how he develops his political response to the British labour movement, focusing on "The Miners at Home" (1912), *Women in Love* (1918), and *The First Lady Chatterley* (1926), which clearly reflect Lawrence's political development and a shift in his personal identities.

\* \* \*

The early period of 1912 was a "momentous" time in Lawrence's life. In addition, it should be noted that 1912 was "a momentous year in the history of the miners"<sup>4</sup> in Great Britain. In early months of 1912, before meeting and eloping with Frieda Weekly, Lawrence wrote a series of "strike tales," all of which are set in his home country and, above all, describe the daily lives of a mining-family under labour unrest, that is to say, the national British miners' strike which "was by far the largest strike that had ever occurred in Great Britain."<sup>5</sup>

It is hardly surprising that Lawrence's depiction of the working class people's lives in these "strike tales," such as "Strike Pay" (1913), "The Miner at Home" (1912), "Her Turn" (1913), "A Sick Collier" (1913) are remarkable "rich in insight and detail."<sup>6</sup> This was due to the fact that Lawrence was in his home region, the industrial Midlands, exactly during the coal strike, and saw for himself the events during strike. As these "strike tales" are concerned, Lawrence focuses, not on the violence and militancy caused by the strike but in particular on the domestic conflict caused by it. This may indicate that in some way Lawrence has shared in the experiences of the industrial dispute with members of the working class community, and has felt the reality of power relationships shown in the most private places, for example, in the domestic domain where the tension caused by the strike has its most deep and serious effects. In fact, these short stories seem to be paradigmatic works of working-class fiction written by "a working-class novelist (defined here, for the moment, as a writer born into the working class, whether or not he remained within it), whose experiences has closed the gap between writer and working class."<sup>7</sup>

I now wish to analyse the treatment of strikes presented in Lawrence's work around this period, focusing especially on "The Miners at Home," in which sexual politics between husband and wife in the midst of a labour dispute is depicted "from



within.” Through this analysis, I shall examine Lawrence’s response to the industrial dispute in his early career.

Before turning to “The Miners at Home,” however, I hope to briefly attempt to consider Lawrence’s early political thought. Macdonald Daly states that “Lawrence’s early political sympathies have been accurately related to social tradition in late-Victorian and Edwardian Eastwood.”<sup>8</sup> In “Lawrence’s Political Thought: Some English Contexts, 1906-19,” Michael Bentley also refers to the social surroundings of Lawrence’s home region which formed the background for his early political thought: “Eastwood and Nottingham provide the milieu in which Lawrence came closest to developing a socialist position.”<sup>9</sup> Bentley concentrates on three aspects of Lawrence’s political development between the years 1906-19, according to the former, Lawrence was ready for flight in 1912, but still living in the Eastwood area, so this belongs the first stage of his development, in other words, the phase of “his nascent socialism.”<sup>10</sup> It seems likely that personal contact with socialism and reading books relevant to their theory were strong assets in the development of his socialist standpoint. Bentley assumes that “outlook of the early years is certainly characterised by the ‘passionate feeling for “the workers”’ . . .”<sup>11</sup> As the next phase of his political development makes clear, however, his early commitment to socialism was not the kind to last very long. Daly concludes Lawrence’s early political tendency as follows:

If his early conscious alignment with socialism in undeniable, it was none the less not and enduring intellectual one. By and large, he experienced a gut political reaction to poverty which, in the working-class community in which he grew up, was never far away.<sup>12</sup>

As Daly has demonstrated, Lawrence’s political

reaction to “the great human discrepancies,” or, to the wretched state of exploited lives of working class which was, as a matter of fact, awful enough to deprive him of his Christian faith is shown in his letter.

I went through the lowest parts of Sneinton to Emily’s dinner she lived in Nottingham - it had a profound influence of me. ‘It cannot be - I said to myself ‘that a pitiful, *omnipotent* Christ died nineteen hundred years ago to save these people from this and yet they are here.’ Women, with child - so many are in that condition in the slums - bruised, drunk, with breasts half bare. It is not compatible with the idea of an *Omnipotent*, pitying Divine. And how, too, shall I reconcile it to a belief in a *personal* God. I cannot be a materialist - but Oh, how is it possible that a God who speaks to all hearts can let Belgravia go laughing to vicious luxury, and Whitechapel cursing to a filthy debauchery - such suffering, such dreadful suffering - and shall the short years of Christ’s mission atone for it all?

In “The Miners at Home,” the tension and discord between husband and wife caused by the minimum wage strike of 1912 is theme. The duration of this strike happened to overlap the one of the busiest phases in Lawrence’s life. As is well known, very crucial events which worth noting and investing occurred both in his private and literary lives around this time. Daly points out, however, that we should not dismiss Lawrence’s social experience of “local” events, namely, a national mining strike of 1912:

Given the period covered by the strike (February-April 1912), it is perhaps not surprising that his commitment to and active involvement in an industrial dispute - even one so crucial in the history of British labour- should have been

upstaged by more personal (and racier) event, . . . Scholars, biographers and critics have shown little concern to chronicle Lawrence's reaction to local and (seemingly) more ephemeral events.<sup>13</sup>

Lawrence stayed in the Eastwood area during the 1912 coal strike and saw the course of events with his own eyes. These firsthand experiences are reflected in "The Miners at Home." In order to analyse the treatment of the strike presented in "The Miners at Home," we shall first of all give a brief summary of the national mining strike of 1912.

The 1912 coal strike by far the largest strike the United Kingdom had ever before experienced: "It involved altogether over a million workers, of whom 850,000 were directly parties to the dispute, whereas all the strikes of 1911 put together had directly involved only 830,000 workers. It was also the first miners' dispute in which all the coalfields were simultaneously included."<sup>14</sup> The "abnormal place" question, that is to say, the problem of "the working place in which, by reason of the special difficulty of coal-getting, the hewer could not, at piece-work prices, earn a reasonable wage"<sup>15</sup> had constantly caused trouble and conflicts in many coalfields. The miners were claiming settlement of the concession of the minimum wage in every area, and showed their intention to take nationwide action unless their claim was accepted. This general claim came to be known as "the five and two": "five shillings at least for all underground workers per shift, and two shillings at least for all boys per day."<sup>16</sup> Nationwide attempts at negotiation were made, but ended in failure. The Government intervened at this stage, and the Prime minister, H. H. Asquith tried to settle the dispute, by proposing his own plan. However, his proposal was finally rejected both by the Mining Association which represented the colliery owners, and by the miners. On the receipt of this final rejection, the Government broke off its negotiations with both parties, and since "deadlock"<sup>17</sup>

was reached, the United Kingdom witnessed the outbreak of the national strike at the end of February, 1912.

After a month, "the Coal Mines Minimum Wage Act" was passed by Parliament, and the coal owners were forced to accept it.<sup>18</sup> The Miners' Federation ordered the miners to resume work on sixth of April, and so the strike ended, and the dispute died down at last. We must add, however, that "the miners generally believed that they had been tricked,"<sup>19</sup> although they seemed to have achieved a victory. In fact, as G. H. Cole has suggested, the Coal Mines Minimum Wage Act was "in many respects unsatisfactory":

In general, what the Act did was not to regulate wages, but only to safeguard the position of miners working in "abnormal places" or prevented by other causes from earning the current district wage.<sup>20</sup>

"The Miners at Home" is based around this concrete historical situation, the national mining strike of 1912. The collier Bower tells his wife Gertie that he has been asked to go out on strike in two weeks, showing her "a small white-blue paper" (111) given to him by his union. This slip of paper says:

February 14, 1912.

To the Manager-

I hereby give notice to leave your employment fourteen days from above date.

Signed —

It is known, in fact, that in Great Britain in mid-February, the Miners' Federation had taken this action after long and fruitless negotiation. On being given this piece of paper, Gertie realises her husband's intention to go out on strike, and it causes a great deal of tension between husband and wife.

Bower and Gertie are a typical young couple

in the mining community in the Midlands. This story focuses on the domestic conflicts caused by the strike, rather than on the labour unrest which is found in the public area. It is interesting to note, however, that in “The Miners at Home” the private world of family and the public world of the strike interpenetrate each other. Janice Hubbard Harris suggests the following:

“The Miners at Home” is a symmetrical, two-act sketch about labour, work, and power. What the first half of the tale dramatizes, the second half analyzes. Lawrence’s structure illustrates the idea that the issues involved the strike acted out in the other work places as well, including private homes.<sup>21</sup>

We find that, as both Harris and Daly point out, in a sense Gertie’s relationship to her husband bears an analogy to his relationship to the colliery company.<sup>22</sup> Gertie shows as much dissatisfaction with her husband as he does with his company. We are told that Bower is “really a good husband,” (109) even though he cannot understand his wife’s weariness on the evening the story is set. However, Gertie’s suppressed resentment against her husband is roused by his reports of the coming strike. The discord between them is depicted:

‘I nedna neither. It ought to be fair a’ round.’  
‘It ought, hang my rags, it ought! Tha’rt very fair to me for instance.’  
‘An’ arena I?’  
‘Tha thinks ‘cause tha gi’ es me a lousy thirty shillin’ reg’ lar th’ art th’ best man i’ th’ Almighty world. Tha mun be waited on han’ an’ foot, an’ sided wi’ whatever tha says. But I’m *not!* No, an’ I’m not, not when it comes to strikes. I’ve seen enough on ‘em.’ (114)

Gertie is complaining about her husband unfairness to her, because he “does not give her a greater share of his income, and, in addition, she also expresses resentment at her domestic situation in which she is forced to wait ‘han’ an’ foot’ on Bower.”<sup>23</sup> It is just such arguments which heighten the tension, and the marital conflict between Bower and Gertie, which sees no conciliation, remands us of the conflict between the miners and the colliery company.

Whilst it is possible for Bower to go out on strike against his employer, Gertie, as a mother of small children, is not able to escape from heavy household labour even for a short time. We find, however, as Harris has remarked, that “[Bower] does have economic power over Gertie, but obviously she has power over him - including economic power.”<sup>24</sup> Admittedly, Bower, a wage-earner, has control over his family, but Gertie is also able to put her husband under a certain amount of pressure.

Marko Modiano clams that Gertie, who “side with the owners” and disagrees with the minimum wage, “[maintains] a conservative attitude, upholding values which serve to regard the progress of the movement.”<sup>25</sup> This is merely to consider the issue from one angle. Gerite criticises the industrial disputes as follows:

‘I don’t care who hears me. An’ there isn’t a man in Eastwood but what’ll say as th’ last two strikes has ruined that place. There’s that much bad blood now atween th’ mesters an’ th’ men as there isn’t a thing but what’s askew. An’ what *will* it be, I should like to know!’ (112)

In Eastwood, Gertie has met with the strike twice since she married, and personally experienced the suffering caused by it. Gertie remark, “An’ a short wik isn’t no shorter than a strike wik” (114) highlight her concern that strike pay is not enough at all to run a household. In fact, as Arnot has suggested,

during the coal strike of 1921, the miners' wives saw their family income becoming threatened:

The miners' wives, while relieved from the daily tedium of preparing hot water and clean clothes for their sons and husbands returning from the pits - (few pit baths in those days!) - had the new anxiety of how to feed their children, their husbands and themselves on a few shillings.<sup>26</sup>

In the working class family, there was "a basic division of responsibility": wives were seen as financial managers and husband as "providers."<sup>27</sup> In general, the development of industrial capitalism caused a 'separation' of work place and home place, that is paid work and family life.<sup>28</sup> Women's concern is not about the work place but about family life, and first of all, for women, it was their responsibility to manage the family budget. Thus Gertie is against the minimum wage strike not because "she sides with the owners" but because nothing would be more important for her than to feed her family and she would like to avoid any financial threat to household economy.

It might be argued that Gertie can pressurise her husband by throwing him into "the unpleasantness of home," pushing fierce verbal attacks on him. In fact, as it turned out in the 1926 lockout, the miners' wives had the potentiality to "demoralize" their husband who went on strike. Alan R. Griffen explains the situation at that time:

. . . but there is a limit to the extent to which the ordinary miner was prepared to sacrifice the health of his family for the sake of a hopeless cause. . . To see the child hungry, . . . then to be threatened with eviction for non-payment of rent was more than women could bear without protest. For many men, to return to work required a certain amount of courage. To be

called a 'blackleg' was abhorrent to the average miner, but eventually a point was reached at which the unpleasantness of home outweighed this fear.<sup>29</sup>

At the end of the story, after their argument, Bower stomps out of the house, leaving Gertie who "rocked herself with vexation and weariness" (114) as if he was shattered and could not bear "the unpleasantness of home."

In "The Miners at Home," Lawrence tackles the political issues he witnessed in the domestic media. As we have seen so far, in this short story, Lawrence depicts sexual politics between husband and wife in the midst of labour unrest, without criticising either husband and wife. As Harris argues, the collier Bower is portrayed as "a sympathetic figure," far from a simple, drunken, worthless man.<sup>30</sup> We may say that this early strike tale "[portrays] working class more conscious of its values, interests, and direction," and describes the working class life "from within."<sup>31</sup> In his early years, characterised by his "passionate feeling for the workers," his response to the labour movement is sympathetic, and the "solidarity with the working families" is shown clearly in his treatment of the 1912 strike in his early works such as "The Miners at Home."

\* \* \*

In March 1912, Lawrence met Frieda Weekly, the bourgeois wife settled in Nottingham, and this meeting led him to elope with her. They went away together to Germany, and sojourned in the Continent between 1912 and 1914.

He did have serious financial problems, having a life partner to support, although he got the chance to become a full-time writer at last. Furthermore, he met with another problem:

And he had the very real problem of being

a boy from Eastwood who moved into the metropolitan literary world. He played all this down in his late autobiographical writing, which always presented him as straightforwardly working-class writer who - unexpectedly but luckily - discovered his *metier* without running into difficulties. The struggle he underwent were not perhaps the more usual and external ones created by poverty, reluctant publishers and rejection slip; but the internal struggles were deep and long-lasting, and were not answered simply by emergence into prints.<sup>32</sup>

Separated from his early association with the working class life in his home region and the removed into such a “metropolitan literary world,” he came to have a “complex self identity.”<sup>33</sup> Rick Rylance also remarks:

As a working-class man who lived little of his adult life among the working class, he was some senses a stranger to his most intimate formative processes, and certainly to the habits of that culture’s adult life. At the same time he as, too, awkward among those with whom he next came into contact as an ‘artist’.<sup>34</sup>

We would like to demonstrate the changes in Lawrence’s political and social identity, and his shifting response to class opposition by analysing Lawrence’s treatment of labour unrest in *Women in Love*, especially focusing on the chapter, ‘The Industrial Magnate’ which describes a labour dispute in Great Britain.

However, before moving on the novel, let us look at Lawrence’s letters from the war years which contain a great deal of useful information about Lawrence’s response to the British labour movement and to the shift in his sympathies. In regard to this issue, Daly gives us an detailed account of Lawrence’s “personal,

social, and historical determinants of this perceived reversal of sympathies,”<sup>35</sup> making good use of letters of the War years.

“The War finished me: it was the spear through the side of all sorrows and hopes,”<sup>36</sup> wrote Lawrence in January 1915. Of course, Lawrence was genuinely and profoundly affected by the war, but as Bentley suggests, “for much of 1915, it may be recalled, Lawrence was enthusiastic about his Rananim, a utopian colony to be created by himself and his friends, and about proselytising for peace.”<sup>37</sup> Lawrence gives full explanation to Rananim in a letter to Willie Hopkin.

I want to gather together about twenty souls and sail away from this world of war and squalor and found a little colony where there shall be no money but a sort of communism as far as necessaries of life go, and some real decency. It is to be a colony built up on the real decency which is in each member of the Community - a community which is established upon the assumption of goodness in the members, instead of the assumption of [...] badness. (L2 259)

As Lawrence remarks here, he envisaged “a sort of communism” and “waned people to come without class or money” (L2 266). He intended to recruit E. M. Forster for his Rananim and gave an account of his “real community” in a letter to him on 28 January 1915. In the same letter, we find his problem of social identity which led him into such eagerness for a utopian “classless” society. He wrote:

I don’t belong to any class, now. As for your class, do you think it could tempt me? If I’m one of any lot, I’m one of the common people. But I feel as if I’d known all classes now, and so am free of all. . . . What is calls, at its best,



but a method of living to one's end! It doesn't *really* alter the end. And for each class, the other class seem to hold the secret of satisfaction. But no class holds it. (L2 265)

A crisis in his identity gradually drove him into an extreme. We find that, by July in the same year, he came to adopt a vision of "patrician dictatorship."

You must drop all your democracy. You must not believe in 'the people'. One class is no better than another. It must be a case of Wisdom, or Truth. Let the working classes *be* the working classes. That is the truth. (L2 364)

Daly argues that "the crucial matrix of a further hysterical outburst was a Welsh mining strike" which seemed to presage, generally speaking, only a temporary crisis among public affairs on the home front of 1915 Britain, but "crystallized" Lawrence's feeling about the disaster British civilisation had suffered.<sup>38</sup> To Bertrand Russell, he wrote:

What we must hasten to prevent is this young democratic party getting into power. The idea of giving power to the hands of the working class is *wrong*. The working man must elect the immediate government, of his [ . . . ] work, of his [ . . . ] district, but not the ultimate government of the nation. There must be a body of chosen patricians. . . The whole must culminate in an absolute *Dictator* and an equivalent *Dictatrix*. . . Can't you see the whole state is collapsing. Look at the Welsh strike. This war is going to develop into the last great war between labour and capital. It will be a ghastly chaos of destruction, if it is left to labour to be constructive. The fight must immediately be given to a higher aim than the triumph of Labour, or we shall have another French Revolution. The

deadly Hydra is now the hydra of Equality. Liberty, Equality, and Fraternity is the three-fanged serpent. You must have a government based upon good, better and best. (L2 365-66)

Before going to Cornwall in December 1915, Lawrence paid a transient visit to Derbyshire. He found an "atmosphere of class struggle" in his home region, but his response to it indicates the fact that he has already lost his sense of solidarity with "working men," and he even begins to show his radical opposition to them:

It makes me sad beyond words. These men, whom I loved so much - and life has such a power over me - they *understand* mentally so horribly: only industrialism, only wages and money and machinery. They can't *think* anything else. All their collective thinking is in these terms only. They are utterly unable to appreciate any pure, ulterior truth: only this industrial - mechanical - wage idea. This they will act from - nothing else. That is why we are *bound* to get something like Guild-Socialism in the long run. Which is a reduction to the lowest terms. . . . I love them like brothers but my God, I hate them too: I don't intend to own them as masters - not while the world stands. . . . But there will be a big row after the war, with these working men - I don't think I could bear to be here to see it. (L2 489)

This "profound opposition to the class in which he had his origin" as Daly has demonstrated, is central to *Women in Love*.<sup>39</sup> In connection with class consciousness in Lawrence's work, Graham Martin analyses "how narrative structure reveals the pressure of class in Lawrence's informing consciousness." Martin points out that "*Women in Love* recognises the objective existence of class determination as no earlier

work of Lawrence had done.” However, as Martin has added, in spite of class opposition discerned in the novel, his protagonists feel “an ambiguous attraction to working class people in their society.”<sup>40</sup>

In chapter XXVI, “A Chair,” Ursula and Birkin try to give an antique chair, which they have just bought, to the young working class couple who they have happened to see in the old market place in town. In this scene, the narrator describes the young working class man as follows:

His trousers sank over his heels, he moved with a sort of slinking evasion, more crushed with odd self-consciousness now he had the slime old arm-chair to carry, his arm over the back, the four fine, square tapering legs swaying perilously near the granite sets of the pavement. And yet he was somewhere indomitable and separate, like a quick, vital rat. He had a queer, subterranean beauty, repulsive too. (WL 361)

Gudrun, in chapter IX, ‘Coal-Dust’, recognises the “foul kind of beauty” (WL 115) of Beldover and feels “a thick, hot attraction in it” (WL 115). At the same time, she also feels magic and horrifying attraction of people of this place, although her vision of them is a rather detached and romanticised one.

There were always miners about. They moved with their strange, distorted dignity, a certain beauty, an unnatural stillness in their bearing, a look of abstraction and half - resignation in their pale, often gaunt faces. They belonged to another world, they had a strange glamour, their voices were full of an intolerable deep resonance, like a machine’s burning, a music more maddening them the siren’s long ago. (WL 116)

It should be added that the embryo of such

Lawrence’s ambivalent feeling towards the working class people, as these passages show, is that of both “wondering admiration and cynical repugnance,”<sup>41</sup> which can be already found in his early years, but it is full develop later, and clearly appears in *Women in Love*.

In ‘The Industrial Magnate,’ which depicts labour disputes and class struggle, however, we find that Lawrence’s ambiguous response to the working-class people has developed into keen opposition to them. We now hope to follow Lawrence’s treatment of a labour disputes in ‘The Industrial magnate’ and analyse his response to class conflicts which are unfolded in the dispute, especially focusing on the mine-owner Gerald Crich.

It is worth noting before moving to these issues, however, that *Women in Love* is a synthetic text, and in particular, ‘The Industrial Magnate’ presents the best example of “a synthetic narrative.” Macdonald Daly offers us a valuable suggestion: “Under scrutiny, ‘The Industrial Magnate’ is revealed as a synthetic narrative, drawing on several disputes and incidents between 1893 and 1915.”<sup>42</sup> It has been said that ‘The Industrial Magnate’ mainly originated in a concrete historical fact, that is to say, the 1893 lockout. However, Daly demonstrates not only 1893 lockout but also other contemporary strikes which Lawrence witnessed or about which he got information from the newspaper, in particular such as *The Morning Post*, are the source of the ‘The Industrial Magnate.’ As the result of close scrutiny, Daly maintains as follows: “It is hard, after examining this immediate context, to resist the conclusion that *Women in Love*’s strikes narrative was prompted also by the dispute in the South Wales coalfield in July 1915.”<sup>43</sup>

Such reading highlights the fact that it is necessary to study the text quite extensively rather than exclusively. Graham Holderness claims that the Great War is an obvious historical source of *Women in Love*, even though it is “its unspoken subject.”<sup>44</sup>

According to him, “[the text’s] exclusion of the war is a necessary technique for its exploration of ideology:”

The society of which the text speaks is the silence of the war’s ideology, the historical truth which that ideology cannot mention - the war is merely the logical extension and fulfilment of bourgeois society. Had the novel been published in 1916, the reader would have been able to connect spontaneously the violence emanating from society in the novel with the violence which surrounded his/her world and constituted the historical moment.<sup>45</sup>

However, as Daly states, in *Women in Love*, “Lawrence also conflated with the war the very forms of working-class resistance to capitalism, especially strikes.”<sup>46</sup> In fact, when we read *Women in Love*, it is best to keep in mind that novel is based not on the sole source but on multiple historical sources.

In ‘The Industrial Magnate,’ Lawrence’s leadership ideas begin to emerge. As Peter Fjågesund argues, the first suggestions of Lawrence’s leadership principle can be found in chapter V, ‘In Train,’ in which Birkin and Gerald, on their way to London, have a discussion about a newspaper article. Gerald shows Birkin an article from *Daily Telegraph* and says:

“Here are two leaders” . . . . “and then there’s this little - I dunno what you’d call it, essay, almost - appearing the leaders, and saying there must arise a man who will give new values to things, give us new truths, a new attitude to life, or else we shall be a crumbling nothingness in a few years, country in ruin - “  
(WL 54)

The passages of this article reminds us of Lawrence’s letter to Bertrand Russell quoted above, in which Lawrence implies his adoption of a vision of “patrician

dictatorship” and claims that “there must be a Ruler: a Kaiser.” Furthermore, Daly points out that “[Lawrence’s leadership principle] was presented in its full maturity in the depiction of Gerald’s aggressive mechanization of mines.”<sup>47</sup> As will be seen, Gerald becomes “an absolute *Dictator*” (L2 365), who has adopted “authoritarian doctrines,”<sup>48</sup> and under his leadership miners are forced into utter obedience.

It might be argued that the depiction of the miners in ‘The Industrial Magnate’ is paralleled to his description of the working men in Derbyshire found in a letter to Lady Ottoline Morrell of 27 December 1915 also quoted above. In this letter, Lawrence, as we have seen, states, “[Miners] are utterly unable to appreciate any pure, ulterior truth: only this industrial - mechanical - wage idea.” In fact, in the ‘The Industrial Magnate,’ miners are considered to be the masses, who have “no conscious life” (L1 380), and so need to be controlled. It seems likely that Lawrence at that time, as Daly has demonstrated, shared such a view with, or owed it to, The *Morning Post*. Its editorial of 17 July 1915 says:

The nation is in peril; and the emergency calls for a man. The people are doubtful of politicians, however eloquent or astute. This is no ordinary industrial crisis. It is the mutiny of one small class, who control an industry vital to the nation’s existence, against the rest of the people. To quell a mutiny we need a man used to handling bodies of men and used to command. For this task a soldier or a sailor is better fitted than any politician. Let such a man go down to meet the miners and fearlessly tell them their duty, and show them that his not afraid, it need be, to compel obedience, and we believe that the men will listen and will accept his leadership.<sup>49</sup>

Gerald takes over the running of the miners from his father, Thomas Crich. He makes a discovery that there is “a real adventure” (WL 222) to be in coal-mining, “the great industry” (WL 222), after exploring the Amazon and serving in the army. He is a man who lives by will power, and when is forced with the mines. He thinks:

The will of man was the determining factor. Man was the arch-god of earth. His mind was obedient to serve his will. Man’s will was the absolute, the only absolute.

And it was his will to subjugate Matter to his own ends. . . .What he wanted was the pure fulfilment of his own will in the struggle with the natural conditions. (WL 223)

When he sets himself to work, he realises that he has to fight with “Matter” and in order to reduce it to his will he must have “perfect instruments in perfect organisation” (WL 227). Then, he begins the great reform, introducing efficient new methods, and he finds “his eternal and his infinite in the pure machine-principle” (WL 228) and becomes the God of the machine, “Deus ex Machina.” For Gerald, the miners aren’t human beings any longer but his instruments. Thus, each miner is just the same as a “knife” (WL 222), and nothing else matters except the pure instrumentality of each person.

He did not care what they thought of him. His vision had suddenly crystallised. . . .The suffering and feelings of individuals did not matter in the least. They were mere conditions, like the weather. (WL 223)

In ‘The Industrial Magnate,’ it is said that the miners submitted and accepted the new conditions, and “even got a further satisfaction out of them”:

At first they hated Gerald Crich, they swore to do something to him, to murder him. But as time went on, they accepted everything with some fatal satisfaction. Gerald was their high priest, he represented the religion they really felt. His father was forgotten already. There was a new world, a new order, strict, terrible, inhuman, but satisfying in its very destructiveness. . . .Their hearts died within them, but their souls were satisfied. It was what they wanted. Otherwise Gerald could never have done what he did. He was just ahead of them in giving them what they wanted, this participation in a great and perfect system that subjected life to pure mathematical principles. This was a sort of freedom, the sort they really wanted. (WL 230-31)

Historically, the 1893 lockout was the first great mining dispute in Great Britain in which the miners claimed a victory. However, as Daly argues, Lawrence writes as if the miners had lost rather than winning in the 1893 dispute, and insists the miners’ submission.<sup>50</sup> Lawrence depicts the miners, who “submitted to it all,” with an air of indifference and detachment. Moreover, I must add that, as Holderness discusses, the novel is “silent” about several strikes which actually occurred as a consequence of the introduction of latest technology and radical transformation of the system of the Barber-Walker pits between 1907 and 1912.<sup>51</sup>

The narrator of the novel shares Lawrence’s view, and offers opposition to industrial militancy. The former says that the miners are never satisfied to “their sufficiency decreased with knowledge, they wanted more” (WL 224). He describes the miners who struggle under labour unrest as follows:

Seething mobs of men marched about, their faces lighted up as for holy war, with a smoke of

cupidity. How disentangle the passion for equality from the passion of cupidity, when begins the fight for equality of possessions? (WL 225)

The Conduct and purpose of the dispute is not told from miner's point of view, and, as a matter of fact, the miners are deprived of their voice, reduced to a mob or instruments of the industrial system. We can say that in *Women in Love* the concrete political and social conditions which caused this labour dispute are not sufficiently show, and the nature of the dispute is told by the narrator who has the conservative view and considers the working-class militancy to be a mere threat to society.

\* \* \*

Lawrence made his short visit to Eastwood in September 1926. This last visit to his home region urged to write the Chatterley Novels: *The First Lady Chatterley*, *John Thomas and Lady Jane*, and *Lady Chatterley's Lover*. In fact, Lawrence began the first in October in Italy, immediately after his visit to England. We shall examine Lawrence's treatment of labour movement and class conflict, focusing on *The First Lady Chatterley* in particular.

During his stay in England, he directly experienced the lingering mood of the General Strike. In his essay, 'Return to Bestwood,' written soon after he left England, his impression of the General Strike is described. 'Return to Bestwood,' as Graham Martin has suggested, can be seen as "the first notes for the Chatterley novels."<sup>52</sup> We have to bear in mind, however, that Lawrence's representation of society is not always "accurate" and "reliable." Graham Holderness warns us of this fact:

The futility of offering Lawrence's own account of his society as an accurate and reliable description can be demonstrated by the fact that

there is not one version but several: not a single, unitary representation of a society, but a fluid, variable and inconsistent series of descriptions.<sup>53</sup>

Holderness categories four 'mode' of society presented in Lawrence's works, and it turns out that one of those models can be applied to a presentation of the mining community in 'Return to Bestwood': "(c) the image of the mining community offered in the essay 'Nottingham and the Mining Country[side],' where all the complex elements of the historical community are present, but displaced, distorted and separated from each other in an idealist way."<sup>54</sup> How does Lawrence "distort" the concrete historical situation of a post-General strike in Britain? First, we would like to make a survey of British industrial dispute in the 1920's.

Lawrence comments in 'Return to Bestwood' as follows:

But after the war, the colliers went silent: after 1920. Till 1920 there was a strange power of life in them, something wild and urgent, that one could hear in their voices. They were always excited, in the afternoon, to come up above-ground: and excited, in the morning at going down. . . . But now, the miners go by to the foot-ball match in silence like ghosts, and from the field comes a poor, ragged shouting. These are the men of my own generation, who went to the board school with me. And they are almost voiceless. They go the welfare clubs, and drink with a sort of hopelessness. (P2 263-64)

What in the world happened in 1920? A serious industrial depression took hold in the winter of 1920, and it was one of the worst times for the mining industry. In 1921, "the market had collapsed: coal was no longer in short supply."<sup>55</sup> Moreover, in the same year,



on the announcement of the government's decontrol of the mining industry, the owners immediately sought a drastic reduction in wages. On 31 May 1921 the national lockout began and involved a million miners. The 1921 lockout lasted 94 days and ended in a defeat for the miners, bringing only disastrous results on the organisation and finances for the Miners' Federation of Great Britain.

It is important to note that, in the 1921 national lockout, the government, on 8 April, first proclaimed a "state of Emergency" under the Emergency Power Act promulgated in 1920:

Even more extensive military preparation than in 1919 or in 1920 had been made: the parks were again requisitioned and were filled with troops and supply depots; the reservists were called to the colours and a special Defence Force was enrolled. Every attempt was made to overawe the Triple Alliance with a display of force.<sup>56</sup>

It is not difficult to imagine how effective the Emergency Power Act was in repressing the miners leading them into defeat.

Following the return to the gold standard in 1914, colliery owners demanded the reduction of wages in 1925, meeting a rapid decline in exports and export prices.<sup>57</sup> The miners had not yet sufficiently recovered from the disastrous defeat of the 1921 lock-out, therefore the Miners' Federation decided to seek the General Councils' help. The General Council "urged the whole of the Trade Union Movement to make common cause with them in resisting the demands, and insisting of a solution of the coal industry's recurrent troubles."<sup>58</sup> The Trade Union Congress, in July, promised its whole-hearted support, implying the possibility of "a general sympathetic strike."<sup>59</sup>

As a result, the government immediately intervened and began negotiations, but everything ended

up in utter deadlock. In the end, the miners were locked out on 30 April, and after four days, the General Strike began at last. At this stage, as G. D. H. Cole points out, "already it had been made abundantly clear that the Government and the colliery owners were hand in glove."<sup>60</sup>

The trade union leaders thought that "to support the miners was therefore strategically sound as well as morally right."<sup>61</sup> However, they indulged, until the very last moment, the hope that the strike would be prevented, but they were not prepared for the dispute. On the other hand, the Government, "with no such scruples, was fully prepared at almost every point."<sup>62</sup> As Cole argues, one mistake made by the General Council was the stopping of the Press, because it permitted the Government to control news almost completely, using its command of broadcasting. Furthermore to make a bad situation worse, the strikers themselves had to fight on without news.<sup>63</sup> However, the stoppage was surprisingly complete, and the Government replayed it with drastic measures:

The government, for its part, adopted throughout a highly provocative line, in strong contrast to the counsels of peace, moderation and order constantly issued by the strike leaders. It armed special constables in thousands, called out troops and reservists, and issued what was practically an incitement to violence in the form of a promise of full support to these auxiliaries in any act they might commit in repressing the strike. It arrested and imprisoned hundreds of strikers under the Emergency Power Act, which was at once brought into use. And the tone of its pronouncements, alike in the *British gazette* and elsewhere, was as provocative as it could have been.<sup>64</sup>

It goes without saying that the Government's

very oppressive methods had great effects. The strike leader, whose chief desire was to have a speedy conclusion to the trouble, used the Samuel memorandum as their excuse for ending the dispute.<sup>65</sup> On 12 May, the General Council suddenly called off the strike.

Cole concludes this class conflict as follows, in retrospect to the General Strike:

It was by no means, in the minds of the workers, an essentially revolutionary idea. On the contrary, the basis of its appeal was a simple feeling that all the workers were subject to the same dangers, and that all must stand together in meeting them. It was as a weapon of defence, and not of aggression, that the General Strike idea won most of its adherents. . . . To the Government, however, and to the main body of the upper and middle classes as well, the "General Strike" appeared in a different guise — as a challenge to the duly constituted authority of the State . . . And what they did believe was that the time had come to deal with the long-continued "uppishness" of Labour, and to teach the working classes a salutary lesson. The chance as they saw it was so good that compromise would have been disaster. . . .<sup>66</sup>

Although the General Strike had ended, the miners continued to offer their resistance until November, and the Government "soon turned more and more openly against them."<sup>67</sup> The longer the struggle lasted, the lower and "moral" of the miners became, and the long dispute had weakened the organisation of the Miners' Federation.<sup>68</sup> This long lasting strike, in fact, made a sacrifice of not only the miners themselves but also the lives of their family members, wives and children, and the situation reached a limit to extent to which wives could not stand by without protest. They pressured and discouraged their husbands, and as a result, the men could not help suffer-

ing "the unpleasantness of home." Griffin remarks:

By the middle of August 1926 many men were completely demoralized. Pulled this way by the desire to 'stand solid' as they were continually exhorted to do, and that way by the pressing needs of their families, they developed symptoms of neurosis.<sup>69</sup>

In the end, the miners were "starved into surrender," and the Miners' Federation was forced to accept "terms even worse than those of 1921, involving both terribly low wages and the extension of working hours."<sup>70</sup>

For all these considerations, it would seem that the presentation of the mining community in 'Return to Bestwood,' to use Holderness words, "all the complex elements of the historical community are present, but displaced, distorted and separated from each other in idealistic way." We find that Lawrence makes acerbate response to the songs of the Strike found in Eastwood, comparing it with the past community in which he spent his early years, and indulging in nostalgia.

Lawrence refers to the poverty of the people caused by the strike, but he does not seem to understand that the terrible situation in which the miners are placed caused them to "[develop] symptoms of neurosis." He unsympathetically comments that the miners are "[demeaning]" themselves by doing an unmanly job, seeing a threat of famine:

In house after house, the families are now living on bread and margarine and potatoes. The colliers get up before dawn, and are away into the last recesses of the country-side, scouring the country for blackberries, as if there were a famine. But they will sell the blackberries at fourpence a pound, and so they'll be fourpence in pocket. But when I was a boy, it was utterly *infra dig*.

for a miner to be picking blackberries. (P2 258)

Lawrence found the Communists made adherents among local women, and depicts them with better sarcasm and bias:

They had a little gang of women with them in the market-place, waving red flags and laughing loudly and using occasional bad language. . . . The draughty little market-place where my mother shopped on Friday evening, in her rusty little back bonnet, and where now a group of decent women waved little red flags and hoarsely cheered two women going to court! (P2 259)

Furthermore, Lawrence says that it is to be deplored that “the colliers went silent: after 1920.” As we have seen above, in the industrial disputes of the 1920’, especially in 1921 and 1926, the Government repressed the strikes, “[adopting] throughout a highly provocative line,” even inciting “violence,” and compelled them into silence by force. However, Lawrence does not avert to the “perfidious” actions of the Government, giving no consideration of the immediate economic, social and political condition which causes such industrial disputes. It seems likely that Lawrence’s response to the disputes is paralleled to that of the Government and “the main body of the upper and middle classes” who have seen the General Strike as “a challenge to the duly constituted authority of the State.” It is difficult to resist the conclusion that “‘Return to Bestwood’ essentially shares the ideological structure which led to official silence on these agencies of repression, seeing the coal strike, unsophisticatedly, as an unmediated affairs of class war, working class degeneracy and communism.”<sup>71</sup>

Lawrence started *The First Lady Chatterley*, soon after his visit to a post-General Strike Britain. In

‘Return to Bestwood,’ as we have seen above, an unsympathetic treatment of the labour dispute, which has been already originated and found in *Women in Love*, is developed in to more bitter and caustic form. In *The First Lady Chatterley*, however, Lawrence is trying to face himself with the problem of “a class war” (P2 265) which he witnessed in a post-General Strike Britain and makes a “serious attempt to deal with the class structure of English society.”<sup>72</sup>

In *The First Lady Chatterley*, Clifford Chatterley is a representative of aristocracy and “a leader of modern industry.”<sup>73</sup> He inherited the pits from his father, and his “a passion, an obsession about the mines” (FLC 202), trying “a new experiment” (FLC 161) there. His attitude towards the mining industry and the miner remind us of the figure of Gerald Crich in *Women in Love*. Peter Fjågesund suggests that “the traditional aristocracy of heroism and true leadership is slowly becoming extinct” in *Lady Chatterley’s Lover*. In fact, we can trace “the continuing presence”<sup>74</sup> of Lawrence’s leadership principle back to *The First Lady Chatterley*.

However, Lawrence shows an ambivalent response to the labour movement in *The First Lady Chatterley*. The man Connie finally decides to spend her life with is not Clifford but Oliver Parkin, a gamekeeper, who later becomes a labourer on a weekly wage in Sheffield and begins his political activities as a communist. In the relationship between Connie, Lady Chatterley and Parkin, first “Sir Clifford’s servant” (FLC 127), later a labourer in a Sheffield steel mill, their class difference is an issue.

Early in their relationship, Connie thinks “she [can] never live with [Parkin] as his wife” (FLC 81), because “culturally, he [is] another race (FLC 82). On the other hand, Parkin believes that there is an absolute distinction between the working class and the upper classes, and says he “can’t go among [Connie’s] sort of people, and don’t want to” (FLC 129). When Connie knows she is going to have a

child and suggests living together with Parkin on her money, Parkin refuses to depend upon her. Indeed, within their relationship sexual politics is deeply related to the class issue.

It is arguable that ambiguity with the working people, which is also found in *Women in Love*, comes to the front in *The First lady Chatterley*. Graham Martin points out that in the last version, *Lady Chatterley's Lover*, "the duality of attitude" towards the people of the mining village is "fully articulate."<sup>75</sup> This is also true of *The First Lady Chatterley*, we find that, although Connie perceives "life-beauty" in Parkin, which is peculiar to the working people and loves it, and does not reject to have contact with his people, her view of them is highly ambiguous. She reflect as follows after her drive to Tevershall and Stacks Gate:

. . . some quick of loveliness apart from his uncouthness and commonness, something tender and fragile, yet really him, and beautiful as an open crocus flower; thinking of this, a tenderness came over her, a wistfulness, for this disfigured countryside, and the disfigured, strange, almost wraithlike populace. Perhaps there was a wild, tender quick of passion in many of them, something generous and unsheathed. Yet at the same time, they were so crude, so limited, so inflexibly ugly. (FLC 63)

Connie's ambiguous feeling towards the working class somehow remains up to the last pages of the novel, and although she decides to leave Wragby, she does not seem to give up the values of the class from which she is trying to leave.

What bliss! . . . But some farm-house, or some suburban villa with nine or ten rooms - She didn't care! Anything, to be in contact with life. And if she could possible be in contact with the working people, well and good. It would be

nonsense to try to pretend to be one of them. . . . [Parkin] was a man, if he wasn't a gentleman. Anyhow there came a breath of fresh air with him, and a breath of fresh life. (FLC 252-53)

In spite of such a difficult class situation, however, in *The First Lady Chatterley*, it is Connie and Parkin who achieve "the life contact" which is "symbolised in their coming child" and makes promise for the future."<sup>76</sup> In regard to their future, we are told that in the end Parkin describes to remain as a labourer in a secretary for the Communist League. It is surprising that Parkin, the most promising figure in the novel, is depicted as a Communist to whom Lawrence shows his loathing in 'Return to Bestwood.'

'So you're a Communist.'

Parkin glanced round the lounge.

'Yes! But we don't go round telling folks.'

'Really! And you want Soviets like in Russia?'

'Yes! Workin' men mustn't sell tier work, it comes to selling your soul if you have to. We'll do our share of the work to keep everything alive. But we won't sell our work to make profits for other people.'

'You want to be like Russia? You want to kill off all the upper classes, for example?'

'No! There's no need to kill 'em - except maybe a few. But hey can climb down an' be like other folks, can't they?'

'I don't know. A monkey can climb down a tree. But when he's down he's neither a dog nor a human being, he's still a monkey.'

'Monkey or no monkey, he's going to climb down,' said Parkin grimly.

'You think you can make him?'

The two men eyed one another narrowly.

'Ay!' said Parkin. 'An' goin' to.' (FLC 238-39)

*John Thomas and Lady Jane* "represent a half-way

stage” between *The First Lady Chatterley* and *Lady Chatterley’s Lover*.<sup>77</sup> As Martin claims, in this second version, “political dimension has gone and the conclusion is indeterminate.”<sup>78</sup> Parkin is not a communist any more, and no longer sticks to his industrial occupation as a labourer in a Sheffield steel mill and no longer shows hesitation in accepting Connie’s money.

In *John Thomas and Lady Jane*, political interest in the labour movement, “a class war” which Lawrence shows in the first version, is now becoming less important for Lawrence. Connie now accepts Archie Blood’s “entirely psychological definition of class,”<sup>79</sup> when he claims

that the proletariat was a state of mind. . . .  
But Parkin wasn’t. He was hot-blooded and single, and he wasn’t at all absorbed in himself. She had held back from him with a certain grudge, because he was lower class. Now the barrier broke, and her soul flooded free. Class is an anachronism. It finished in 1914. Nothing remains but a vast proletariat, including kings, aristocrats, squires, millionaires and working-people, men and women alike. And then a few individuals who have not been proletarianised. (JTLJ 294)

Given such a view of class, she feels “a great relief,” because as Frågesund suggests, it “removes all the social complication of her relationship with Parkin.”<sup>80</sup> As a result, the identification with the proletariat is now tactically erased from Parkin, towards the end of *John Thomas and Lady Jane*, we no longer find “the political commitment of the first Parkin.”<sup>81</sup> In the last chapter of the novel, when Connie knows Parkin has decided “[he] must leave Clifford” (JTLJ 368), she says in her letter:

“I’m so glad you are leaving Sheffield. I was so

afraid you were just going to deteriorate in to a socialist or a fascist, or something dreary and political. (LTLJ 369)

\* \* \*

D. H. Lawrence is the only writer, of his contemporaries, who made an effective response to labour unrest in England at that time and treated it repeatedly as “a motif” in his own work. In his early career, his response to strikes is sympathetic, and his “solidarity” with the working-class is shown in his treatment of the 1912 strike presented in “The Miner at Home.” Furthermore, it is remarkable that Lawrence “manages to unlock a collective narrative voice,”<sup>82</sup> of working-class people in a way other novelists of his period have scarcely achieved. In fact, it seems possible to read a series of his “strike tales,” like “The Miner at Home,” as historical narrative.

As he begins to climb the social ladder, this sense of community is lost to him, and it leads him towards a crisis in his identity. In *Women in Love*, in particular ‘The Industrial Magnate,’ Lawrence’s ambiguous response to the working class, which can be sometimes seen in his early career, develops into considerable opposition, not only to them, but also to the labour dispute itself.

Lawrence, however, feels an urge to write the Chatterley novels after his last visit to a post-General Strike Eastwood in 1926. He writes his impression of the General Strike in ‘Return to Bestwood’ soon after he left England, and then he started the first *The First Lady Chatterley* in October 1926, wrote the second *John Thomas and Lady Jane*, presumably during 1927, and the third *Lady Chatterley’s Lover* between 1927-8.<sup>83</sup>

Indeed, the General Strike is “the source and occasion of the political and social emphasis of the novels, especially of the first two.”<sup>84</sup> In *The First Chatterley*, Lawrence’s ambivalent and contradictory response to class conflict and the labour move-



ment is clearly shown in the novel. However, in *John Thomas and Lady Jane*, as the change of Parkin's character indicates, the political issues Lawrence tries to deal with in the first version are now becoming less important for him. Finally, in *Lady Chatterley's Lover*, the decisive alteration is the shift from Parkin, a Communist, to Mellors, a British returned soldier. The political commitment found in the former has been entirely erased in the latter.

Tracing the change of Lawrence's representation of strikes and labour movement in his work highlights a pattern in Lawrence's political development and in his shifting identity. Without understanding this development and shift, we are unable to fully grasp Lawrence's enduring ambivalence towards the labour movement that persists in his texts. Finally, it can be stated that Lawrence's texts just "[speak] of the world around [them]." "The text" is, as one critic insists:

a cultural production related to the power systems external and internal to it. Through its power of representation, it speaks of the world around it. If texts are relevant to the understanding of 'real history,' how can they be divorced from the world of time and space and the historical moment in which they are located? The 'worldliness' is, therefore, in the text as much as the text is in the world outside it.<sup>85</sup>

---

#### NOTES

<sup>1</sup> Matthew Arnold, *Culture and Anarchy* (Ann Arbor: The University of Michigan Press, 1965) 146.

<sup>2</sup> Raymond Williams, *Culture and Society 1780-1950* (London: Chatto and Windus, 1958) 203.

<sup>3</sup> G. D. H. Cole, *A Short History of the British Working-class Movement 1789-1947* (London: George Allen & Unwin, 1960) 284.

<sup>4</sup> R. Page Arnot, *The Miners: Years of Struggle: A His-*

*tory of the Miners' Federation of Great Britain from 1910 onwards*. (London: George Allen and Unwin, 1953) 90.

<sup>5</sup> Arnot, 90.

<sup>6</sup> Janice Hubbard Harris, *The Short Fiction of D.H. Lawrence* (New Brunswick: Rutgers University Press, 1984) 65.

<sup>7</sup> Graham Holderness, "Miners and the Novel: From Bourgeois to Proletarian Fiction," *The British Working-Class Novel in the Twentieth Century*, ed. Jeremy Hawthorn (London: Edward Arnold, 1984) 23.

<sup>8</sup> Macdonald Daly, "D.H. Lawrence and Labour in the Great War," *Modern Language Review* (January 1994) 19. Cf. I am greatly indebted to Daly's extensive studies on Lawrence, *D.H. Lawrence: Politics, Socialist Critical Reception and Literary Influence on Proletarian Novelists*, for the inspiration for this paper.

<sup>9</sup> Michael Bentley, "Lawrence's Political Thought: Some English Contexts, 1906-19," *D.H. Lawrence: New Studies*, ed. Christopher Heywood (London: Macmillan, 1987) 64.

<sup>10</sup> Bentley, 64.

<sup>11</sup> Bentley, 66.

<sup>12</sup> Daly, "D. H. Lawrence and Labour," 20.

<sup>13</sup> Daly, "D. H. Lawrence and the 1912 Miners' Strike," 144.

<sup>14</sup> G. H. H. Cole, *A Short History of the British Working-class Movement 1789-1947* (London: George Allen and Unwin, 1960) 341.

<sup>15</sup> Cole, 339.

<sup>16</sup> George Rankin Askwith, *Industrial Problems and Disputes* (London: John Murray, 1920) 208.

<sup>17</sup> Arnot, 101.

<sup>18</sup> Cole, 340.

<sup>19</sup> Arnot, 108.

<sup>20</sup> Cole, 341.

<sup>21</sup> Harris, 63.

<sup>22</sup> Daly, 137. and Harris, 63.

<sup>23</sup> Marko Modiano, *Domestic Disharmony and Industrialization in D.H. Lawrence's Early Fiction* (Stockholm: Almqvist & Wiksell International, 1987) 63.

- <sup>24</sup> Harris, 64.
- <sup>25</sup> Marko, 63.
- <sup>26</sup> Arnot, 102.
- <sup>27</sup> Elizabeth Mauchline Robert, *A Woman's Place: An Oral History of Working-class Women 1890-1940* (Oxford: Basil Blackwell, 1984) 117.
- <sup>28</sup> June Purvis, *Hard Lessons: The Lives and Education of Working-class Women in Nineteenth-century England* (Oxford: Basil Blackwell, 1989)
- <sup>29</sup> Alan R.Griffin, *Mining in the East Midlands 1550-1947* (London: Frank Cassell, 1971) 248-49.
- <sup>30</sup> Harris, 64.
- <sup>31</sup> Daly, "D. H. Lawrence and the 1912 Miners' Strike," 38.
- <sup>32</sup> John Worthen, *D. H. Lawrence: A Literary Life* (London: Macmillan, 1989) 20.
- <sup>33</sup> Jeremy Hawthorn, "D. H. Lawrence and Working-class Fiction," *Rethinking Lawrence*, ed. Keith Brown (Milton Keynes: Open University Press, 1990) 74.
- <sup>34</sup> Rick Rylance, "Lawrence's Politics," *Rethinking Lawrence*, 165.
- <sup>35</sup> Daly, "D. H. Lawrence and Labour," 20.
- <sup>36</sup> Harry T. Moore, *The Collected Letter of D. H. Lawrence*, vol.1: 309.
- <sup>37</sup> Bentley, 70.
- <sup>38</sup> Daly, "D. H. Lawrence and Labour," 23.
- <sup>39</sup> Daly, "D. H. Lawrence and Labour," 20.
- <sup>40</sup> Graham Martin, "D.H.Lawrence and Class," *D. H. Lawrence*, ed. Peter Widdowson (London: Longman, 1992) 40-41.
- <sup>41</sup> Daly, "D. H. Lawrence and the 1912 Miners' Strike," 145.
- <sup>42</sup> Daly, "D. H. Lawrence and Labour," 27.
- <sup>43</sup> Daly, "D. H. Lawrence and Labour," 30.
- <sup>44</sup> Holderness, 199.
- <sup>45</sup> Holderness, 208-9.
- <sup>46</sup> See "D. H. Lawrence and Labour."
- <sup>47</sup> Daly, "D. H. Lawrence and Labour," 33.
- <sup>48</sup> Daly, "D. H. Lawrence and Labour," 23.
- <sup>49</sup> The *Morning Post* 17 July 1915: 6. Cf. This editorial is quoted by Daly in "D. H. Lawrence and Labour" (32).
- <sup>50</sup> Daly, "D. H. Lawrence and Labour," 29.
- <sup>51</sup> Holderness, 210.
- <sup>52</sup> Graham Martin, "History and 'myth' in D.H.Lawrence's Chatterley Novels," *The British Working-class Novel in the Twentieth Century*, ed. Jeremy Hawthorn (London: Edward Arnold, 1984) 66.
- <sup>53</sup> Holderness, 20. Cf. Daly quotes Holderness in "The Enormous condescension of Posterity", and points out that the several Lawrence's autobiographical sketches written towards the end of his life are 'displaced' and 'distorted.'
- <sup>54</sup> Holderness, 25.
- <sup>55</sup> Griffin, 228.
- <sup>56</sup> Cole, 400. Cf. Daly, in "The Enormous condescension of Posterity," explains that "[t]hroughout the General strike and the coal strike of 1926, quangos such as the STC and the OMS (Organisation of Maintenance Supplies) adopted a very high profile. Civilian volunteers a common feature of the 1926 strikebreaking scene. To this one might add the invisible effects of penetration of strike committees and localities by intelligence and surveillance bureaux such as the CID, Special Branch, and M15."
- <sup>57</sup> Cole, 415.
- <sup>58</sup> Cole, 416.
- <sup>59</sup> Cole, 416.
- <sup>60</sup> Cole, 417.
- <sup>61</sup> Griffin, 248.
- <sup>62</sup> Cole, 418.
- <sup>63</sup> Cole, 418.
- <sup>64</sup> Cole, 419.
- <sup>65</sup> Griffin, 248.
- <sup>66</sup> Cole, 422.
- <sup>67</sup> Cole, 422.
- <sup>68</sup> Griffin, 249.
- <sup>69</sup> Griffin, 249. Cf. Griffin refers to wives' protest against in this prolonged strike in 1926.
- <sup>70</sup> Cole, 423.
- <sup>71</sup> Daly, "The Enormous," 8.

<sup>72</sup> Peter Fjågesund, *The Apocalyptic World of D.H.Lawrence* (Oslo: Norwegian University Press, 1991) 160.

<sup>73</sup> Fjågesund, 149.

<sup>74</sup> Fjågesund, 170.

<sup>75</sup> Martin, "D. H. Lawrence and Class," 46.

<sup>76</sup> Martin, "D. H. Lawrence and Class," 69.

<sup>77</sup> Fjågesund, 161.

<sup>78</sup> Martin, "D. H. Lawrence and Class," 46.

<sup>79</sup> Martin, "D. H. Lawrence and Class," 70.

<sup>80</sup> Fjågesund, 163.

<sup>81</sup> Martin, "'History' and 'Myth'," 70.

<sup>82</sup> Hawthorn, 75.

<sup>83</sup> Hawthorn, 64.

<sup>84</sup> Martin, "'History' and 'Myth'," 69.

<sup>85</sup> Shelley Wallia, *Edward Said and the Writing of History* (Cambridge: Icon Books, 2001) 66.

## WORKS CITED

### Primary Sources

#### Texts by D.H.Lawrence

*The Collected Letters of D. H. Lawrence*. ed. Harry T. Moore, 2vols, London: Heinemann, 1965.

*The First Lady Chatterley*. 1944. Harmondsworth: Penguin Books, 1973.

*John Thomas and Lady Jane*. 1972. Harmondsworth: Penguin Books, 1973.

*The Letters of D. H. Lawrence: Vol I: September 1901-May 1913*. ed. James T. Boulton, Cambridge: Cambridge UP, 1979.

*The Letters of D. H. Lawrence: Vol II: June 1913-October 1916*. ed. George J. Zytaruk and James T. Boulton, Cambridge: Cambridge UP, 1981.

*Phoenix: The Posthumous Papers of D. H. Lawrence*. ed. Edward D. McDonald. London: Heinemann, 1936.

*Phoenix II: Uncollected, Unpublished and Other Prose*

*Works by D. H. Lawrence*. ed. Warren Roberts and Harry T. Moore. London: Heinemann, 1968.

*A Modern Lover*. London: Martin Secker, 1934.

*Women in Love*. ed. John Worthen. Cambridge: Cambridge UP 1987.

### Secondary Sources

Arnold, Matthew. *Culture and Anarchy*. Ann Arbor: The University of Michigan Press, 1965.

Arnot, R. Page. *The Miners: Year of Struggle: From the Year 1910 Onwards*. London: George Allen and Unwin, 1953.

Askwith, George Rankin. *Industrial Problems and Disputes*. London: John Murry, 1920.

Bently, Michael. "Lawrence's Political Thought: Some English Context, 1906-19." *D. H. Lawrence: New Studies*. Ed. Christopher Heywood. London: Macmillan, 1987.

Church, Roy. "Edwardian Labour Unrest and Coal-field Militancy, 1890-1914." *The Historical Journal* 30. 4 (1987): 841-857.

\_\_\_\_\_. *1830-1913: Victorian Pre-eminence*. The History of the British Coal Industry Ser. 3. Oxford: Clarendon Press, 1986.

Cole, G. H. H. *A Short History of the British Working-class Movement 1789-1947*. London: George Allen and Unwin, 1960.

Daly, Macdonald. "D. H. Lawrence and the 1912 Miners' Strike." *English Studies* 75 (1994): 133-145.

\_\_\_\_\_. "D. H. Lawrence and Labour in the Great War." *Modern Language Review* 89 (1994): 19-38.

\_\_\_\_\_. *D. H. Lawrence: Politics, Socialist Critical Reception and Literary Influence on Proletarian Novelists*. Diss. U of Oxford, 1990.

Fjågesund, Peter. *The Apocalyptic World of D. H. Lawrence*. Oslo: Norwegian UP, 1991.

Fox, Pamela. *Class Fictions: Shame and Resistance in the British Working-class Novel, 1980-1945*. Durham and London: Duke UP, 1994.

- Griffin, Alan R. *Mining in the East Midlands 1550-1947*.  
London: Fran Cassell, 1971.
- Hawthorn, Jeremy. ed. *The British Working-class Novel in the Twentieth Century*. London: Edward Arnold, 1984.
- \_\_\_\_\_. "D. H. Lawrence and Working-class Fiction." *Rethinking Lawrence*. Ed. Keith Brown. Milton Keynes: Open UP, 1990.
- Horlcler, Graham. *D.H. Lawrence: History, Ideology and Fiction*. Dublin: Gill & Macmillan Humanities Press, 1982.
- \_\_\_\_\_. "Miners and the Novel: From Bourgeois to Proletarian Fiction." *The British Working-Class Novel in the Twentieth Century*. Ed. Jeremy Hawthorn. London: Edward Arnold, 1984.
- Modiano, Marko. *Domestic Disharmony and Industrialization in D. H. Lawrence's Early Fiction*. Stockholm: Almqvist & Wiksell International, 1987.
- Purvis, Jane. *Hard Lessons: The Lives and Education of Working-class Women in Nineteenth-century England*. Oxford: Basil Blackwell, 1989.
- Ricoeur, Paul. "Narrative Time." *Narrative Theory: Critical Concepts in Literary and Cultural Studies: Volume III: Political Narratology*. Ed. Mieke Bal. London: Routledge, 2004.
- Rylance, Rick. "Lawrence's Politics." *Rethinking Lawrence*.
- Robert, Elizabeth Mauchline. *A Woman's Place: An Oral History of Working-class Women 1890-1940*. Oxford: Basil Blackwell, 1984.
- Walia, Shelley. *Edward Said and the Writing of History*. Cambridge: Icon Books, 2001.
- Williams, Raymond. *Culture and Society 1780-1950*. London: Chatto and Windus, 1958.
- Worthen, John. *D. H. Lawrence and the Idea of the Novel*. London: Macmillan, 1972.
- \_\_\_\_\_. *D. H. Lawrence: A Literary Life*. London: Macmillan, 1989.
- \_\_\_\_\_. *D. H. Lawrence: The Early Years, 1885-1912*. Cambridge: Cambridge UP, 1991.

## 萬斯大『学春秋隨筆』の世界観（上）

松崎 哲之

Matsuzaki Tetsuyuki

### A World View of *Xue Chunqiu suibi* Written by Wan Sida (Part I)

Wan Sida, who played an active role in the early Qin Dynasty, was not only a well-known master of the studies of Li but also familiar with the studies of Chunqiu. His last work is *Xue Chunqiu suibi*. He belonged to the Zhetong school which created much of the History, and its thought was conveyed to Mito through Zhu Shunshui and had a great influence on *Dai Nihonshi*. Therefore, Wan Sida's perspective on history and his view of the world are very important in consider the historical source of Mito-study, and in this article, I examine his world view through *Xue Chunqiu suibi*. Wan Sida had a theory of the historical cycle, and his ideal society was the feudal one which regarded the king as a top of the system. But he thought that the power of a monarch was weakened by his wives, and his power was moved to a vassal gradually. The vassal held the armaments without the permission of the monarch and expelled him, and then he himself behaved like a monarch. Wan Sida thought that this was the last stage of evil, and the corrupt world returned to the original world afterward.

#### はじめに

明末から清初の混乱期に、その後の清代の学問の礎となる学派がいくつか誕生した。黄宗羲を祖とする清代浙東学派もその一つである。その黄宗羲を師とし、清代初期に活躍した人物に萬斯大（一六三三～一六八三）がいる。『明史稿』の編纂に従事し、歴史家として名を馳せている萬斯同は彼の弟である。萬斯同は明の遺臣として清に仕えることを潔しとせず、布衣のまま明史編纂事業に参加した。兄の萬斯大も清に仕えず、青年期に明の瓦解を目の当たりにして以降は、学問に従事して生涯を終えた。彼は『学礼質疑』『周官辨非』『儀礼商』『礼記偶箋』などの礼学に関する著作を残し、礼学の大家として名が知られている。

また、萬斯大は『春秋』にも力を注ぎ、『春秋』に

関する書物を蒐集し、『春秋』の解釈書の執筆を開始したが、事業半ばにして、火災に遭い、その著は資料共々消失してしまった。彼は再び晩年に『学春秋隨筆』の執筆を始めるが、これも昭公篇の執筆を終えた時、病にかかり、そのまま亡くなってしまった<sup>(1)</sup>。『学春秋隨筆』は彼の遺稿として未完のまま残されたのである。結局、萬斯大は『春秋』の解釈を完結させることはできなかった。しかし、彼は浙東学派の中核を形成している人物の一人であり、彼の春秋観は史学を重視した浙東学派の思想を反映しているものと考えられ、その解明は極めて重要である。また、浙東地方の学問とその雰囲気は、朱舜水を通して水戸に伝えられており、『大日本史』にも影響を及ぼしていると考えられ<sup>(2)</sup>、水戸学の淵源を知る上でも重要である。そこで、本稿では、萬斯大の『学春秋隨筆』を通して、彼の春秋観



ひいては世界観を考察していこうと思う。

『学春秋随筆』は網羅的に『春秋』に注釈を施した書物ではない。萬斯大が重視する記事を採り上げて、それのみ解釈を施す体裁をとっている。また、随筆という名が示しているように、厳密に一字一句の意味を追及する姿勢をとらずに、属辞比事などの方法を通じて独自の意見を述べている<sup>(3)</sup>。彼は『春秋』を「諸史には義無きも春秋には義有り。義には変有り、因有り。（『学春秋随筆』隠公四年「衛州吁弑其君完」）<sup>(4)</sup>」と説き、『春秋』には義が記されているとみる。彼の『春秋』解釈はその義を明らかにすることが目的であった。彼は必要最低限の箇所に解釈を施し、理想とする世界とそれが変容していく様子を『春秋』の中に描き出し、義の解明をはかろうとした。『学春秋随筆』は昭公篇で断筆されてしまっているが、彼は自らが認識する世界の変容を昭公篇で結び、一つの完結した小宇宙として『春秋』を認識しようとした様子が伺える。そこで、萬斯大の春秋観を検討するにあたり、まずは彼は何が原因で世界は変容に向かい、どのように展開していくと捉えていたのか検討していくことにしよう。

## 1. 権力と女性

萬斯大にとっての『春秋』の世界は、太平の世に向けて進むという公羊的な世界ではなく、衰退へと落ちていく世界である。彼は『学春秋随筆』の冒頭で「開卷の「元年」の二字は便ち王室の卑しくして、諸侯の僭らうを見す」と、『春秋』は諸侯の僭越から始まるとし、さらに「春秋は此の世変の憂の益々深まるを書するなり。（襄公三年）」と述べ、『春秋』は憂いが深まっていく様子を描いたものとする。権力が王から諸侯へ、諸侯から大夫へと流れていく様を描き出した書物として『春秋』を捉える。萬斯大の『春秋』解釈は、権力が下へと流れていく原因を追及することを一つの軸として展開されるのである。

儒教倫理は君臣・父子の関係を最重要視し、『春秋』の解釈も君臣・父子の関係を軸として展開されてきた。しかし、春秋公羊学者の何休は、夫婦を人道の始め、倫理の根本にあるものとして解釈を展開し<sup>(5)</sup>、夫婦の関係を母子の関係と絡めて、夫人に大幅な権威を認め

る解釈を施している<sup>(6)</sup>。また、朱子学では、君臣・父子・夫婦・長幼・朋友いわゆる五倫を強調し、夫婦の関係も重要視された。萬斯大も君臣関係を最重要視して『春秋』を説くが、彼は夫婦の関係も同様に重要視する。彼は『春秋』の要所に夫婦問題、母子問題を取りあげて解釈を進める。『春秋』は隠公から始まり、桓公・莊公・閔公・僖公へと続くが、これら初期の魯侯が権力を喪失していく背景には、それらの問題が絡んでいたとみるのである。隠公篇では、太子の決定には夫人の絶大な影響があることを説明し、桓公・莊公篇では、魯公室の権力を無力化した桓公夫人姜の悪行を列挙する。続けて、子般・閔公・僖公の相続争いの背後にいる莊公夫人哀姜と姜の成風の行動を指摘し、これらの女性達により、魯の公室は徐々に権力を失い、権力は君主から大夫へと移っていくと捉えるのである。では、女性が公室の権力をいかにして奪っていったとされるのか、順を追って検討していくことにしよう。

『春秋』は、隠公から始まるが、三伝ではともに正式な相続人は弟の桓公であり、兄の隠公はその代理に過ぎないとされる。『公羊伝』では、その理由として、隠公の母よりも、桓公の母の方が身分が高かったため、桓公に相続権があったとする。夫人に子がなく、妾子が即位する場合は、妾の身分によって、相続順位が決定されるとし、母の地位が子の地位の鍵を握るものとして説かれていた。

萬斯大も相続の背景には女性が影響を及ぼしているともみなが、彼は『公羊伝』とは別な解釈を提示する。隠公元年の経「秋、七月、天王、宰咺をして来たりて惠公仲子のおく贈を歸らしむ」で、彼は次のように述べる。

仲子は惠公の妾なるも、竝び書するを得たるは、惠公、礼に違ひて、再び娶り、時に当たりて必ず王に請うが故に、王、仲子有るを知り、遂に夫人の礼を以て贈を致し、贈辞竝び挙ぐるが故に竝び之を書す。……仲子は生きては、夫人に正しく位すと雖も、然れども実は礼に違ひ、再び娶るものなり。

惠公は隠公と桓公の父であり、仲子は『公羊伝』『左伝』では桓公の母とされている女性である。『公羊伝』では彼女の身分を惠公の妾としているが、『左伝』ではその冒頭で、惠公の夫人（元妃）は孟子とされ、そ

の死後に隠公母の声子が室を継いだことは記されているが、仲子の身分についての明言はない。ただ、仲子は出生時に、手のすじに魯という字が読み取れたので、父の宋の武公は、将来は魯の夫人となると予言し、魯に嫁がせたという逸話が記されている。

萬斯大は、仲子は妾には違いないと、『公羊伝』の説を一面で認めつつも、実は彼女は恵公の再婚相手であったと『左伝』の説を折衷する。再婚は当時の諸侯にとって、礼に背く行為であった<sup>(7)</sup>。にもかかわらず、恵公は正式に仲子を夫人として迎え入れたとするのである。彼はそれを経の記載から説明する。隠公二年の経に「十有二月乙卯、夫人子氏薨ず」と、仲子の「薨」の記載はある<sup>(8)</sup>。しかし、「葬」の記載はない。これは夫人の喪に関する筆法にはあてはまらない。このことについて、

諸侯、再び娶らず、礼に于いて二適無し。此れ以て恵を責むべく、当に以て隠を罪すべからざるなりと、再婚という背礼行為を行った恵公を諷めるためであると、さらに続けて次のように述べる。

既に夫人の礼を以て之を喪するに、夫人の礼を以て之を葬らざるや。春秋の書せざるは、夫子、之を削ればなり。再び娶るは礼を失することなれば、訓と為すべからず。故に其の薨を筆して以て実を紀し、其の葬を削りて以て義を示す。

仲子に対して「薨」が記述されていることは、事実を著したものだとする。恵公が仲子を夫人として迎え、隠公は仲子の葬儀を夫人の礼によって挙行した。それが「薨」の記載に込められているとした。そして、「葬」がないことに関しては、恵公の行為が失礼にあたるとして、孔子が削ったのだとする。仲子は本来、夫人とすべきではなかったが、魯では夫人として扱われたと解釈するのである。

では、なぜ萬斯大は仲子を夫人とみなしたのであろうか。その根拠について、彼は次の点を挙げる。

或いは曰わく、子は何を以て仲子の蚤に夫人と為れるを知るや、と。曰わく、仲子は宋の武公の女なり。宋公の女なれば、魯侯晩年の妾と為るを肯んずるや。仲子は蚤に夫人と為るに非ざれば、恵公も亦た必ず隠の長を捨て、桓の幼を立てざるなり。(同上)

仲子は宋の武公の娘である。これを根拠として、彼女は恵公の晩年に妾となることを納得するはずがない、と仲子を夫人とみなした理由を説明する。しかし、これは根拠とするにはあまりにも薄弱である。実は萬斯大にとって重要であったのは、年長である隠公ではなく、年少の桓公が太子となった点なのである。年少者が太子となるには、彼にとって、しかるべき理由が必要であった。その理由として納得しうるものが、桓公母が恵公夫人であったということだったのである。桓公母は恵公夫人であったからこそ、桓公は年長者を差し置いて、太子となれたとみるのである。この点については、さらに次のようにも述べている。

此れ桓母の仲子なり。左伝に拠れば、恵公、桓を立てて太子と為したれば、則ち仲子は已に蚤に夫人と為れるものにして、隠に至りて乃ち之を成すに非ざるなり。恵公、既に以て夫人と為したれば、隠公に在りては、即ち継母なり。礼に継母には母の如くすと云わざるか。夫人の礼を以て、其の終わりを喪して、乃ち之に事うるは、宜しく桓の為にして之を成すに非ざるべきなり。(同上)

『左伝』では仲子が恵公の夫人となったことは断言されていない。萬斯大が仲子を恵公夫人とみなしたのは、桓公が太子であったということからである。そこから、仲子は恵公の生前にすでに夫人であったとする。太子の決定にあたって、その背後に夫人がいることが、萬斯大にとって条件であったのである。また、夫人に対しては、妾子は従属すべきとされた。隠公にとって仲子は継母に相当し、父の夫人として待遇しなければならない<sup>(9)</sup>。そのため、仲子に対して夫人の礼によって葬儀が挙行されたのだと解釈したのである。萬斯大にとって、仲子の葬儀は桓公のためではなく、仲子のために行われたと解釈されるのである。

また、各伝では、隠公は桓公に対して遠慮した行動をとっていたことが記されている。そのような隠公の行動も次のように説明される。

桓の立ちて太子と為るは、安んぞ隠公の後事を立つるに非ざるを知るや。曰わく、隠・桓は兄弟なり。父子に非ざるなり。称して太子と為せば、則ち隠の之を立つるに非ざること明らかなり。且つ恵公をして仲子を以て夫人と為さず、桓公を立て

て太子と為さざらしむれば、則ち当に隱の時、仲子は実に父の妾にして、桓公は実に庶弟なり。果たして何の此の二人に顧忌する所ありて、必ず尊びて之を奉じ、摂讓の虚名に居りて、殺身の実禍を取らんや。其の然らざるや必せり。（同上）

『左伝』では、しばしば桓公を太子と称している。しかし、恵公が桓公を太子としたという明確な記述はない<sup>(10)</sup>。萬斯大の時代、家における父の存在は絶対であった。太子を任命することは父にのみ許された権限であり、兄にはそのような権限はないと彼には理解されていたのである。また、仲子が妾であったならば、隱公は桓公に対して卑屈になる必要性はないとしている。隱公が卑屈な態度をとったのは、桓公が夫人の子であったからとみる。夫人が桓公の背後にいたからこそ、桓公を尊んだとみなすのである。このように、萬斯大の意識する世界における夫人の権威は絶大であった。

萬斯大は以上のように夫人の権威を絶大なものと理解していた。これはまた権力が夫人によって掌握されるという危険性を包含している。それを実現したとされる女性が、桓公夫人の文姜である。桓公の時代、魯の公室の権威はさらに衰退していくと萬斯大は解釈するが、彼はその根源を文姜とみなす。各伝でも文姜は悪女とされているが、萬斯大の場合はさらに強調されて解釈される。その結婚から死に至るまで、文姜の行動をすべて悪として解釈するのである。最初の結婚の場面であるが、文姜は桓公三年に斉から迎え入れられる。桓公三年の経には、「公子翬、齊に如き女を逆う。九月、齊侯、姜氏を謹に送る。公、齊侯に謹に会す。夫人姜氏、齊より至る」という文姜との婚姻の様子が記されている。萬斯大のこの一連の経に対する解釈が次である。

卿の女を逆うるは常事なるも、之を書するは、何ぞや。桓の徳を病めばなり。翬を奉じて已に其の賊たるを忘れ、専ら使に任じて貳勿きなり。嘻あ、弑に与する人をして女を逆えしめて、逆うる所の女は、即ち身を殺すの人なり。其の気は類にして、黙するも感じて召すること有るが若し。然るは孰れか天道に非ずと謂わんや。魯の夫人を考ずるに、周公より武公に及ぶは薛より娶り、孝・恵は商よ

り娶り、桓、始めて齊より娶る。蓋し桓、君を弑して立ち、自ら反みて縮からざれば、大援を求むるは、齊に如くは莫しとすればなり。齊、始めて魯の姻と為るを得て、親ら女を送り以て之に臨む。桓、遂に親ら会して以て之を承く。夫人、此に于いて已に驕蹇難制の勢有り。故に其の至るを書するや、夫人の帰寧して還る者と以て異なること無し。十八年の溇水の男女相い瀆すを行うに、申緇は諫むると雖も止むる能わざるなり。禍の機、已に此に伏したるなり。

卿が君の夫人を迎えに行ったことは、常事であるので書かない。それが書かれたのは、公子翬が迎えに行ったからなのだと言ふ萬斯大はみなす。後に、桓公は齊侯によって暗殺されるが、それを誘発した人物を公子翬と捉え、だからこそ、ここで公子翬が親迎したことを記したのである。すなわち、桓公は隱公を弑殺して即位したが、隱公弑殺の実行犯がここに登場する翬であった。萬斯大からすると翬は君主殺しの罪人であり、誅殺すべき人物であった<sup>(11)</sup>。にもかかわらず、桓公は誅殺せず、むしろ翬を信頼して、自らの夫人（文姜）を迎えに齊に行かせて、翬と同類の「氣」を持つ文姜を引き寄せ、桓公が弑殺される原因を作ったと捉えるのである。

また、魯にとって齊と婚姻関係を結ぶのは、今回が最初であった。その動機もまた桓公に不幸をもたらしたのだと捉えられた。桓公は隱公を弑殺して即位したため、その地位は不安定であった。そこで、自分の地位をより確実なものにするため、齊と婚姻関係を結ぶことにしたのである。齊は魯と始めて婚姻関係を結ぶにあたって、齊侯自身が途中の謹まで、夫人を見送り、桓公も謹まで出向いて夫人を迎えた。萬斯大は諸侯の親迎を礼に背く行為として認めていない<sup>(12)</sup>。この親迎は破格の特別待遇とみなされた。そのため文姜は傲慢になり、後の禍を招く結果をもたらしたと考えるのである。

さて、文姜が引きおこした重大な禍の一つは桓公の暗殺であるが、もう一つの禍を萬斯大は措定している。そのことが込められているとされる経が、桓公六年の「九月丁卯、子同生まる」である。その経の解釈が次である。

「子同、生まる」を書するは、以て大子の礼を挙ぐるに因むと雖も、其の実は以て莊公の年を著すなり。其の位を嗣ぐの初は、童稚を以て蔽を母より受けて、父の仇有るを知らず、動くも輒ち制せられ、既に長ずるに逮びても亦た礼を以て防閑する能わざるを見すなり。故に子同の生まれたるを前に書きたるは、文姜を後に甚とする所以なり。

『春秋』において、子が生まれたことを記載しているのは、この場面だけである。『公羊伝』では、この場面は久しぶりで嫡子ができたことを喜んだために記したとされ、『左伝』では、太史の礼を挙行したものと解釈される。だが、萬斯大は、子同つまりは莊公の年齢を著すために、この記事が書かれたのだとする。莊公は即位した時、幼少であったからこそ、文姜が政務を掌握し、自らの悪行を覆い隠し、莊公が成長しても実権を握り続け、莊公は文姜の行動を制御することができなかった。そのことを読者に気づかせるためだとしたのである。つまり、桓公は齊に暗殺されたので、魯にとって齊は讎であり、齊と修好してはならない。にもかかわらず、莊公の時代にはたびたび齊と修好している。萬斯大は、その原因を文姜とし、彼女の悪をより明確にするために、子同の誕生が記されたのだとみるのである。

萬斯大は、桓公殺害の時点では、それほど文姜の悪を語らない。それは、その後の文姜の行動の方に、さらなる彼女の悪を見出したからである。莊公元年の経「三月、夫人、齊に孫<sup>の</sup>る」について次のように説く。

内は諱みて「奔る」を「孫る」と曰う。此れ「如く」なり。「奔る」に非ざるなり。何を以て「孫る」と書するや。以て甚だしき文姜を特筆すればなり。……夫人、頻りに出づるは、実に淫奔に類するも、「奔る」と書すべからず、亦た書するに勝えず。故に其の始めの行いを諱して、特に書して「孫る」と為し、罪を負いて竄逐する者と称を同じくし、而る後に夫人の弑に与するの情、姦を縦にするの悪は属辞比事の間昭然とするなり。姜氏を称せざるは、其の族を絶ち、人類に非ざると言うに属するなり。

大夫などが他国へ亡命した場合、経では一般に「奔」が使われ、魯の場合は憚って、「孫」が使用される。

ここでは、「孫」と記されているので、文姜は亡命したはずである。しかし、二年の経には「夫人姜氏、齊侯に郟に会す」と記されており、文姜は亡命したことになっていない。すなわち、これは亡命ではなく、単なる訪問である。したがって、「如」で書かれなければならない。にもかかわらず「孫」と書かれている。萬斯大はそれを文姜の悪を特筆したためだと解釈する。文姜は、その後、何度も齊を往復している。その行動を彼は「淫奔」、すなわち齊侯との密会と捉えた。そのまま「奔」と書くことは耐えがたいので、最初にのみ「孫」と書いて、文姜を断罪したのだと解釈するのである。さらに元年の経には「夫人」とのみ書かれ、本来書かれるべき「姜氏」がない。そのことについて、「其の族と絶ち、人類に非ざると言う」と、かなり激しく文姜を非難する。かくまで、文姜を非難したのは、ただ単に齊侯との不倫を憎んだからではない。齊侯と通じて、魯にはたらいた行為が尋常なものではなかったからである。それが次である。

諸兒、鳥獸の行して、魯桓を戕す。魯、請いて彭生を討ち、桓の喪を以て帰り、夫人も亦た喪に随いて至る。既にして魯人の多口を恐るれば、因みて諸兒と囈と為り、魯の謀を思い、魯人をして相い齊に于けるを忘れしめて、己は安意を得、志を肆にして忌むこと無し。故に諸兒の王室に昏を乞い、魯を強いて中と為し、且つ請いて魯桓を追命し、以て魯の臣民の意を慰むるは、皆な夫人が此れ行為の画なり。人情として初めに仇讎を怨むも、王姫一たび帰きてより、齊と合して囈就す。而る後に此れが之れ狩に会し、師に会したれば、魯の君臣、果たして与に相い忘れたり。夫人、遂に国計を託さるるを得、以て其の姦を遂げて、会し、享し、師に如き、或いは間歳に一行し、或いは一歳に再出す。莊公、始め則ち幼穉無知にして制に逆らうこと能わず、積久し勢成るに逾びて、中斷を欲するも従うこと無し。嗚呼、哀しまざるべけんや。聖人、春秋を修むるに、此に至りて、以て君父の大愆と為す。魯人をして始終復讐の義を明らかにせしめざるは、皆な夫人、術を以て之を愚にすればなり。(同上)

宋代の春秋の解釈は復讐を強調するものが多く、当



時流布していた胡安国の『春秋伝』は莊公が復讐を遂げなかったことを激しく非難している<sup>(13)</sup>。萬斯大もまた復讐を義務として理解している<sup>(14)</sup>。しかし、彼は非難の矛先を莊公には向けない。彼は莊公が復讐を果たさなかったのは、文姜がその原因であるとした。だからこそ、文姜を激しく非難するのである。萬斯大は、桓公暗殺の後、文姜は齊の襄公と謀り、齊が仇であることを、魯に気づかせないよう策略したとみた。それが「単伯、王姫を逆う」「王姫の館を外に築く」「王、棠叔をして来たりて桓公に命を賜わしむ」という一連の経に表現されているのだとする。すなわち、齊は桓公殺害の犯人を彭生として、魯に引き渡し襄公の関与を否定した。しかし、襄公と文姜がそれに関与していたのは事実であり、それが明らかにされれば、それぞれの身が危険にさらされる。そこで、齊は周から夫人を迎え入れ、魯にその仲人をさせることによって魯と齊の関係の修復を計った。さらに、襄公が周王に請願し桓公を追命してもらうことによって、齊が桓公暗殺に無関係であることをアピールした。萬斯大はそれらを背後で操っている人物が文姜であるとみたのである。彼女の画策が成功したからこそ、魯は襄公が讐であることを忘れ、何度も讐と行動をともにしながら、復讐を果たさなかったとするのであった。このように、文姜は魯の政務を掌握し、魯に復讐を成し遂げさせなかった女性として激しく非難されたのである。

文姜は莊公二十一年に薨じる。彼女の最後について、萬斯大は同二十二年の経「春、王の正月、大眚を肆す」で次のように語る。

眚を肆すは可なり。大眚を肆すは不可なり。此れ必ずや文姜の遺命なり。蓋し其の生前の淫悪彰われ聞こえたれば、將に死せんとするに、善を言う。罪人を縦赦するに因みて、人の其の徳を懐いて其の醜を忘るるを冀えはなり。豈に非常の赦宥の大愆に及べば、而ち善人は更に其の毒を罹り、究竟、何ぞ身後の名を解くを知らんや。噫あ姜命有りとも雖も亦た乱命なり。公の遽かに之に従うは過ちなり。

萬斯大はこの大赦を文姜の遺言とする。文姜は死に際に大赦を命令し、善を行った。しかし、それすらも彼にとっては悪と解釈される。大赦は悪人を野に解き

放ち、善人をさらに苦しめることに繋がるのだとし、それを発令した文姜を非難するのであった。

以上のように文姜は魯に様々な悪事をはたらいたとされ、萬斯大は徹頭徹尾彼女を非難するのであった。さらに、文姜死語の魯には再び悪女が出現したとする。それが哀姜である。

哀姜は莊公の夫人である。莊公がその結婚を図ったのは莊公二十二年、文姜が薨じた翌年である。この結婚も様々な問題を孕んでいる。莊公もまた人倫の最初である結婚においてつまづいたとされる。莊公は桓公六年に生まれた。この時莊公の年齢は三十五歳。初婚としては、いささか遅すぎる。そこで、萬斯大は、莊公のここでの結婚は再婚であるとして、次のように解釈する。

然らば則ち公は何を以て是に至りて婚を図るや。曰わく此に前だちて孟任有りて夫人と為る。孟任、公と臂を割きて盟し、夫人と為るを許す。已に子般を生めば、公、之に背きて更に娶るを得ず。是に至りて必ずや孟任、已に卒し、内主に人無きが故に更めて婚を齊に図るなり。孟任、既に夫人と為れば、経に何を以て「卒」「葬」を書せざるや。曰わく、孟任の合は幾ほ奔と同じ。夫人と雖も夫人に非ず。魯史、之を書するも、夫子、之を削り以て夫婦の倫は人道の始めにして以て苟りそめに合すべからざるを明らかにするなり。夫れ讐女の当に婚すべからず、居喪の当に納幣すべからず、納幣の当に親ら行くべからざるが若きは、文を觀れば、即ちに其の非を見、必ずしも多く之が為に説かざるなり。(莊公二十二年「冬、公如齊納幣」)

萬斯大は『左伝』莊公三十二年の伝文に基づいて、莊公の最初の夫人を孟任とする。夫人であったならば、経には結婚と死亡記事がなくてはならない。それについては、その結婚が正式な手続きを踏んだものではなかったため、それらの記事が記されていないのだとする。そして孟任の死後、改めて夫人として迎え入れられた女性が哀姜であるとみた。哀姜との結婚にも問題点があったのである。一つは、哀姜は齊女であり、讐の女を娶ったことである。また文姜が薨じてまだ喪が明けていない。喪中に結婚を図ったことがもう一点である。さらに自ら納幣したことも挙げることができる。



このように、莊公はあまりに多くの過ちを結婚で犯したとみなされる。そのような経過をへて結婚した哀姜が魯を善へと進ませることはない。最悪の状況へと国を導いたのである。それが莊公死後に勃発した相継争いである。

この件については、萬斯大はあまり言及していない。それは『左伝』の記事をほぼ認めるからである。ここでは簡単に事のあらましを紹介しておこう。莊公の死後の君位を巡って、莊公の弟である慶父・子牙と、子の子般・閔公・桓公との間に後継者争いが勃発する。その背後には哀姜がいた。哀姜は子がないので、子を通じて権力を握る術がない。そこで、莊公の弟慶父に通じて、権力を握ろうと謀り、子般と閔公を殺害し、魯は滅亡の危機にさらされた。三伝では、この魯の危機を救った人物が、莊公の弟であり、季孫氏の祖である子友（季子）とされ、「季子来帰す」という子友の帰国の記事を魯人が歓迎したものと解釈する。しかし、萬斯大はそうとは見ない。魯の権力は今後、季孫氏へと移行するが、その端緒を作った人物として子友を捉えるのである。

説者、季子の来帰を以て国人之を喜ぶと為す。夫れ国人の之を喜ぶは、其の能く内難を靖め、幼君を輔くが為なり。然るに究竟は哀姜・慶父の逆謀を沮む能わず。閔公、年を踰えて卒したるは、弑さるるものなれば、則ち亦た安んぞ季子有るに頼らんや。此れ他無し。季子は成風の事を得て、心は僖公に属し、閔公の弑に於いては、其の願う所に非ずと雖も、亦た力めて之が為に捍がざるは、二心なるが故なり。(閔公元年「季子来帰」)

子友は子般と閔公を莊公に託されていた。魯の人々は子友が、君主を助け、魯を安定させることを期待した。しかし、結果として、子般・閔公はともに殺されてしまう。さらに子友は敵対者の子牙や慶父の家を断絶させず、その家はそれぞれ孟孫氏、仲孫氏となり、魯の公室の力を殺ぐ原因を作ってしまった。結局、子友は子般・閔公に対して何もしていないのである。それについて、萬斯大は閔公二年の『左伝』「成風、成季の繇を聞き、乃ち之に事えて僖公を属す。故に成季之を立つ」に依拠して、子友（成季）は僖公の母の成風に通じ、僖公を即位させようとしていたからだとする。

る。僖公の即位に成風の影をみるのである。

哀姜は子般・閔公の殺害に成功し、一旦は権力を掌握したかのように思われた。閔公が殺害された後、子友も莒に逃れ、魯で慶父と哀姜は安泰のはずである。にもかかわらず、経には「九月、夫人姜氏、邾に孫る。公子慶父、莒に出奔す」と、哀姜と慶父の亡命の記事が記されている。敵対者がいないはずなのに、なぜ哀姜と慶父は亡命したのか。萬斯大は次のように説明する。

慶父、閔公を弑するに、伝には「成季、僖公を以て邾に適く」と言う。果たして爾らば、則ち哀姜・慶父は誰が復た之に迫りて奔らしむるや。意うに、季友、必ず邾に適くを以て名と為し、潜かに難を斉に告げしめ、且つ人をして斉師を以て即ちに至らしむ。……更に誑わりて慶父は已に討たれたりと言ひ、成風、復た中に従ひ之を持す。哀姜、倉卒の中に禍の遽かに及ぶを懼れ、且つ亦た慶父已に死するを信じ、兩、相い謀らずに踰隙と出走す。慶父の内援、中ばに失して、事の成る無きを知り、亦た遂に出奔す。季友、遂に僖公を以て之を立つるなり。(閔公二年「九月夫人姜氏孫于邾。公子慶父出奔莒」)

萬斯大は哀姜と慶父が魯から逃亡したのは、子友の策略が成功したからだとする。子友は斉の軍隊を魯に向かわせ、さらに魯国内に慶父がすでに討たれたとの偽の情報を流した。その偽の情報を哀姜は信じて逃げ、慶父も逃亡したのだと解釈する。ところで、子友は外国におり、魯国内の協力者なしにはそれをなし得ない。その協力者が成風であると萬斯大はみなす。成風と子友が協力して、哀姜と慶父を追放し、僖公を即位させたとみるのである。

莊公夫人哀姜はすでにいない。成風は妾であり、夫人のような権力はない。魯は夫人による危機から脱した。しかし、権力は公室のもとには回復しない。成風の協力者、子友のもとに向かうのである。こうして、魯の権力は女性を架け橋にして、大夫へと流れて行くのである。

以上のように、萬斯大は権力が下へと流れて行くそもその原因を女性問題、特に結婚と捉えた。人倫の最初である結婚で過ちを犯せば、その女性は悪女と化

す。そして、さまざまな悪事を働き、権力の喪失を招くとしたのである。そして、権力は大夫へと流れ、時代は益々混迷するのだと、歴史の一つの軸を提示するのであった。

## 2. 趙盾に対する批判

さて、かくして権力は諸侯から大夫へと移り、大夫の時代へと展開する。萬斯大は様々な場面で大夫の悪事を指摘し、それを断罪するが、特に体系だって、その悪を追及するものに、魯の季孫氏と晋の趙盾を挙げることができる。趙盾は宣公二年の経に「晋の趙盾、其の君夷犇を弑す」と記され、君主殺しの犯人とされている。趙盾が君主を弑殺したことについては、各伝でそれぞれの説が語られている。その是非はともかくとして、いずれも趙盾の善もまた強調されているのである。しかし、萬斯大は趙盾を徐々に悪を深めていった大夫の典型として扱い、さまざまな観点から彼の悪を指摘するのである。まずは趙盾が悪をどのように深めていったと萬斯大はみなしたのか検討していくことにしよう。

『学春秋随筆』において、趙盾の初出は、文公七年の経「夏、四月戊子、晋人、秦人と令狐に戦う。晋の先昧、師を以て晋に奔る」の解釈である。そこで、萬斯大は次のように述べる。

晋襄、去年の八月に卒して、是に至るまで、已に九たび月を閲る。此の九月の中、晋国に君無し。唯だ趙盾が是れ聴するのみ。盾の初念は国の為に長君を立てんと欲するも、既にして威已に立ち、勢已に成れば、則ち又た幼を輔け以て恣に其の意を行うを利とす。故に靈公の立つは穆嬴の故を以てすると雖も、実は亦た趙盾の私願なり。令狐の師は、秦は直にして、晋は曲、詐を以て之に勝ち、兵威遂に震わす。是に於いて内権既に固まり、即ち外は諸侯に結ぶ。八月に至りて遂に扈盟を主る。噫あ盾も亦た横なるかな。

文公六年に晋の襄公は卒した。襄公には嫡子の夷臯がいたが、彼はまだ幼少であり、国難に瀕している晋にとって頼れるものではなかった。そこで、晋の家臣達は、趙盾を中心にして、年長者である襄公の弟、公

子雍を擁立することを決定した。しかし、それを納得しなかった人物が襄公夫人の穆嬴であった。彼女は自分の子の夷臯を君主とするよう、趙盾に執拗に請願し、趙盾はついに夷臯を君主にしてしまった。そこで、公子雍の後援国である秦との間に令狐の戦いが勃発したと、『左伝』では説かれる<sup>(15)</sup>。

萬斯大はこの君主の廃立のすべてを趙盾の専横に帰して解釈する。すなわち、夷臯を擁立したのは、穆嬴に強要されたばかりではない。公子雍はすでに臺が立っていたので、雍を君主に据えると、権力は君主が掌握することになる。それでは、自分の思うままに国政を動かすことはできない。国政を掌握するには年少の君の方が都合が良い。だからこそ、趙盾は進んで夷臯を君としたのだ。このように君主廃立の罪をすべてを趙盾に帰すのである。そのため、文公十五年の経「冬、十有一月、諸侯、扈に盟す」を次のように説く。

晋靈は文七年に立つ。時に方に抱に在り。趙盾、是を以て諸侯を扈に盟せしむ。春秋、其の専ら君を廢置するを惡むが故に諸侯を序せず、趙盾に名いわず。

趙盾が独断で君を廃立したことを憎んだため、経に諸侯を序列せず、会に参加した趙盾の名が書かれなかったとし、それによって趙盾の悪が暗示されているのだと解釈するのである。

さらに、この時期の経には晋の大夫が殺された記事がいくつかある。萬斯大はそれらの首謀者をすべて趙盾とみなす。文公九年の経には「晋人、其の大夫先都を殺す。晋人、其の大夫士穀を殺し、箕鄭父に及ぶ」とある。三伝ではこの場面でこの件についての詳細な言及はない。しかし萬斯大は次のように解釈する。

盾、小才薄徳を以て幼を立て自ら専らにすれば、人、信服せず。処父、是を以て殺され、狐射姑、是を以て奔る。是に至りて先克・先都・士穀・箕鄭、又た是を以て皆な殺されたり。是に於いて三軍の卿帥は唯だ盾の置く所にして、会盟征伐は唯だ盾、生殺与奪は唯だ盾なり。幼君は其の掌握に在るも、輔導匡救の功無く、年、未だ成人ならざるに、稍や己の意に違えれば、遂に密謀して之を弑す。経に先後して処父諸臣の「殺」と「奔」とを書するは、趙盾の専横は積成したるものにして、弑君

の逆は一朝一夕の故に非ざるを著す所以なり。

趙盾は最終的に弑君という大悪を犯すことになる。萬斯大はそこに至るまでの悪が積み重なっていく様子が順を追って経に描かれていると解釈する。上述したように、趙盾の悪は君主の廃立から始まった。それは政権の掌握がその目的であった。その目的を達成する第二段階を、萬斯大は他卿の排除と捉えた。文公九年の経について、三伝ともに何の言及もない。そこで文公九年の経を解釈し、先克・先都・士穀・箕鄭父は趙盾によって殺されたとする。そして、その中であわせて文公六年の経「晋、其の大夫陽処父を殺す。晋の狐射姑、狄に出奔す」にまで言及し、陽処父が殺され、狐射姑が亡命した原因を趙盾に帰すのである。文公六年の『左伝』によると、彼らが殺害逃亡したのは、狐射姑が陽処父により中軍の将から佐に格下げされ、それを怨んで陽処父を殺し、自分は狄に逃亡したとされている。さらに趙盾については、狐射姑の妻子を狄に送り届けるという善行をなしたことが説かれている<sup>16)</sup>。萬斯大はこの説を無視して自説を当てはめる。少しでも反論をさけるために文公六年の出来事も同九年で解釈するのである。

こうして、趙盾は徐々にライバルを消して、ついには晋の三軍全軍を掌握し、晋の政治を牛耳ったとみる。先の文公十五年、同十七年の扈での会盟は、趙盾の専横の様を著したものと理解され、その時点で「盾の志は已に君を無みす（文公十五年「冬、十有一月、諸侯于扈）」と、趙盾は君を殺害しようとする意志を持ったとするのであった。

これほどまで、趙盾の悪を強調するのは、なぜか。それは宣公二年の「秋、九月乙丑、晋の趙盾、其の君夷臯を弑す」を解釈するために、必要であったのである。この事件は『左伝』では、直筆した史官を褒め、甘んじて弑君の悪名を受けた趙盾を讃えている。悪をすべて靈公に帰し、趙盾の善行をくどいほど説くのである。その概略を述べると、暴虐の限りを尽くす靈公を趙盾は諫める。靈公はそれを恨み、暗殺者を趙盾のもとに派遣する。しかし、暗殺者は趙盾の清廉さに感激して自殺する。靈公は朝廷で暗殺を謀るも、趙盾は以前の善行のおかげで九死に一生を得て、亡命の道につく。そして、趙穿が靈公を弑殺し、趙盾は国境を越

えずに引き返す。その行為を史官によって、君主殺しと記され、趙盾はそれを甘受した。孔子はそのような趙盾を賞賛した。このように、『左伝』では孔子を借りてまで趙盾の善を強調するのである。しかし、萬斯大にとって、君主殺しは、いかなる場合でも許されるものではなかった。そのため、孔子の言葉を完全に否定するだけの説得力が必要であったのである。では、宣公二年の萬斯大の解釈を検討していこう。

晋靈、即位して十四年なるも、未だ幼志を離れず。伝の云う所の「牆に彫む・人を弾ず」は少年の兇戯に過ぎず。即ち宰夫の殺も亦た一時の暴に出ずるものなり。趙盾は正卿たれば、君を引き、当に道びきて仁に志せしむべきが乃ち其の職なり。一旦、君臣、相い悪み、遽かに弑逆を謀るは、何をか其れ忍ばんや。大抵、靈公は人の躁妄と為り、未だ師保の訓を嫻わず、長じて漸く黠するに、趙盾の専に堪えず。因みて之を殺さんと欲す。盾、身在れば、必ず相い容れざるを知るも、大権を久しく握りたれば、中ばに失うを容れず。遂に逆節を萌して、己は偽りて亡げ、穿が事を行う。陽に其の実を収めて、陰に其の名を避く。豈に「亡ぐるも境を越えず、反るも賊を討たず」もて、早かに董狐が両語を為すと断定するを知らんや。左氏、邪説に惑いて、乃ち仲尼の言に託し、以て趙盾を賢とす。嗟乎、君を弑する者を賢と為せば、將に何者をして後に不賢と為さんや。

萬斯大にとって、君の弑殺に関与した趙盾が悪であることは揺るぎないものであった。まして彼を賢者とみなすことなど許せなかったのである。そのため、趙盾の悪を筆舌を尽くして述べるのである。彼はここでも完全なる自説を展開する。伝で靈公の悪逆非道ぶりが強調されていることについて、彼は兇戯に過ぎないとする。そして、それを正しい道に導くのが正卿である趙盾のなすべきことであるとしたり。さらに靈公弑殺事件に関しては、靈公が成長し、趙盾は権力を失うことを恐れ、靈公の弑殺を画策し、趙穿がそれを実行したとみる。趙盾の逃亡は自分が弑殺に係わっていないことを証明するためのアリバイ工作に過ぎない。萬斯大はそのように見る。そして、董狐の「亡ぐるも境を越えず、反るも賊を討たず」という言葉も偽作だとみ

なすのである。

さらに、趙盾の悪を完全なものにしないでならぬ。宣公六年の経には「春、晋の趙盾・衛の孫免、陳を侵す」とある。『公羊伝』では弑君の犯人は経で再び現れることはないと言われ、ここで趙盾の名が挙げられているのは、実行犯は趙穿であり、趙盾の関与は浅いためであると解釈される<sup>(17)</sup>。萬斯大にとって、この解釈も否定しなければならない。そこで彼はその経を次のように説明する。

春秋を通考するに、大夫は必ず事有るに因みて、事有りて法として応に書すべきに与する者は、乃ち経に見ゆるを得たり。君を弑するの賊の復た見ゆる者は、内には公子翬・公子遂有り。外には晋の趙盾・衛の甯喜有り。諸々の復た見えざる者は、見さざるに非ざるなり。事の書すべきもの無ければ、則ち見さず。事有るも法として応に書くべからざるものなれば、則ち見さず。法は応に書くべきも、或いは「人」と称し、或いは「師」と称すものなれば、則ち亦た見さず。此の趙盾の復た見ゆるは陳を侵すを以て応に書くべきとすればなり。其の親ら君を弑すに非ざるを以ての故に之を見すに非ざるなり。

すなわち、名を書くべき事件があつてこそ、経で名を書くのであり、そのような事件が無ければ、そもそも名を書くことはない。他の弑殺事件で、その犯人が後の経に登場しないのは、たまたま、名を書くべき事件が無かつたからに過ぎず、ここで趙盾の名が出ているのは、陳を侵した事件が、名を書くべき事件であつたからなのだ、公羊の説を否定するのである。

以上のように、萬斯大は、趙盾がその悪を徐々に深め、最終的に君主殺害に至つたと、趙盾を悪なる大夫として強調する。彼が趙盾に焦点をあてて弑殺を断罪したのは、伝では趙盾が賢人と解釈されているからであつた。彼にとって大夫の専横は憎むべきものであり、まして君主殺しの臣を賢人とみなすことなどあつてはならないのである。逆に賢人と解釈された趙盾を悪とみなすことによって、すべての大夫の弑逆も悪とみなすことができる。そこで同時期に起こつた魯・莒・鄭の弑殺事件<sup>(18)</sup>もすべて原因を趙盾とみなして次のように言うのである。

魯・莒の效尤して起こすに致り、未だ幾ならずして、盾、自ら之を蹈む。又た未だ幾ならずして、鄭婦生、之を蹈む。弑君の禍、未だ此の時より甚だしき者は有らず。皆な盾、之を為すなり。(文公十五年「冬、十有一月、諸侯于扈」)

萬斯大は、君主を殺害した趙盾を厳しく断罪し、大夫の専横を憎む。それでも、彼は趙盾を最悪の大夫とはみない。彼にはさらなる悪が措定されていたのである。では、最後に彼が最悪とするものについて検討していこう。

### 3. 季孫氏に対する批判

萬斯大が最悪の大夫とみなすものは、「春秋より以来、権臣、世々其の兇を濟すも、専恣横逆、未だ季孫に如く者有らず、尤も未だ意如に如く者有らず（昭公二十五年「九月己亥、公孫于齊、次于陽州」）」と、魯の季孫氏、特に季孫意如である。しかし、突如として意如が出現したとはみない。萬斯大は大夫の権力が伸張するきっかけとして、「噫あ桓・文、已往、覇統中微して、大夫の張、始まざるや（襄公三年）」と、齊の桓公・晋の文公の覇業が途絶えたこととする。そして、大夫の権力は徐々に伸張していくとみるのである。襄公三年の雞沢の会の場面において、大夫が勝手に盟をするまで過程について、次のように説いている。

雞沢の会は、諸侯在りて大夫をして盟せしむるなり。

濮梁の会は、諸侯在るも大夫自ら盟するなり。宋の会は、則ち諸侯在らずして大夫専ら盟するなり。

襄公三年の雞沢の会では、諸侯が会に参加しながら、大夫に盟をさせた。そして、同十六年の濮梁の会では、諸侯が会に参加し、大夫が勝手に盟をした。さらに同二十七年の宋の会では、諸侯はその会に参加せず、大夫自らが盟をするに至つた。このように萬斯大は、大夫の権力は徐々に進展していくものと把握するのであつた。

したがって、季孫意如もその先祖からの悪が徐々に積み重なつたことにより、意如という最悪の大夫が生み出されたのだと捉えるのである。季孫氏の祖は桓公を父とする子友である。子友のはたらきにより、僖公が即位したことは前述した。それこそがその後の季孫



氏の専横のきっかけであったのだと次のように言う。

僖公の既に立つに迫り、莒を鄆に敗りて、汶陽の田を受け、費に及ぶ。是れより魯の政、世々季に由り、勢成りて返すべからず。故に朱子謂えらく、友は魯国の賊為りて、「季子來婦」の一ら書するは、乃ち聖人の季氏の国を専らにし、禍の基と為るを著す、と。洵に千古の双眼なり。(閔公元年「季子來婦」)

子友は僖公を即位させた功績により、汶陽の田と費とを与えられたが、それをきっかけとして、子友の勢力は拡大し、後の季孫氏の専横の足がかりを築いたとみなす。そこで、朱子の言葉<sup>19)</sup>を借りて、経に子友の婦国が書かれていることについて、「聖人、季氏の国を専らにし、禍の基と為すを著す」とするのであった。

そして子友の孫である季孫行父についても、文公死後の相続争い、すなわち太子の子悪の殺害、そして宣公擁立に関与したと悪人とする。それは宣公十八年にライバルの公孫婦父の一族を魯から追放した場面で説かれる。

婦父の謀りて三桓を去りて魯を専らにせんと欲す。晋に如くの後、其の謀、漸く洩れ、不幸にして、宣公、喪に随い、行父、其の未だ至らざるに乗じて之を遣る。其の之を遣るや、其の身の罪を以てせずして、其の父の罪を以てす。其の他の罪を以てせずして、其の適を殺し、庶を立つるの罪を以てす。噫あ、行父も亦た狡ならんや。彼れ固より、此れを以て名と為せば、仲氏に辞無く、己は謀に与するの罪を謝する得たりと謂う。

公孫婦父は季孫行父の追放を宣公とともに企んでいた。しかし、婦父が晋に出張中に宣公が亡くなり、その計画が洩れてしまった。行父は婦父の帰国を待たずにその一族を追放した。そして、その理由として挙げたのが、父が子悪を殺害し、宣公を立てたことであった。婦父の父、仲氏(襄仲)はすでに物故しているので、仲氏の悪が指弾されても言い訳はできない。行父がそれを理由にしたのは、それを指弾することによって、自分がその謀略に参加していたことを隠すことができるからであった。このように萬斯大は季孫行父の狡賢さを指摘するのである。しかし、各伝には季孫行父が宣公擁立に関与したことは記されていない。萬斯大はこ

の事を経から推測したのである。続けて彼は述べる。

豈に知らん、春秋は文公の薨る後に、「子卒す」と書し、「夫人、齊に帰る」と書するに随いて「行父、齊に如く」と書するは、何をか為すをや。宣公、即位の後、「平州に会す」と書し、「齊、濟西の田を取る」と書するに先だちて「行父、齊に如く」と書するは、何をか為すをや。謂えらく、襄仲と謀を同じくせざるとは、誰が之を信ずるや。行父の是の言は殆らくは蓋わんと欲するも、弥いよ影らかなるなり。(同上)

文公十八年の「子、卒す」後の「夫人、齊に帰る」とは、夫が亡くなり、子が弑殺されたので、文公夫人は魯に居場所がなくなり、実家である齊に帰ったこととされる。そして、その後に「行父、齊に如く」という、記事が続く。行父が齊に言った理由は定かではない。しかし、萬斯大はここに意味を見出すのである。さらに、宣公元年には「平州に会す」とあり、「齊、濟西の田を取る」がそれに続いている。齊が濟西の田を取った理由として、『左伝』では宣公即位を支持したことに対する賄賂だとされている。この記事の前には「季孫行父、齊に如く」がある。『左伝』では、行父が平州の会の下準備をしたことが記されている。それらから、萬斯大は、行父が仲氏と共謀して宣公を擁立し、齊と魯の間を奔走していたと確信したのである。そうすることによって、君主の廢立に関与した行父を悪とみなすことができる。三伝では行父に積極的な悪を認めることはできない。そこで、萬斯大は意如に続けるために、このように行父の悪を見出したのである。

先に悪は徐々に進むと述べたが、萬斯大にとって君主の廢立は、季孫氏の悪の序章に過ぎない。その後、成公二年の経に「六月癸酉、季孫行父・臧孫許・叔孫僑如・公孫嬰齊、師を帥いて晋の郤克・衛の孫良父・曹の公子首に会し、齊侯と鞏に戦う。齊師、敗績す」と、魯の四人の脚をすべて書いていることについて、聖人、其の選<sup>はしいま</sup>に兵を忿らして、内顧するを忘るるを悪とす。故に備さに之を書し、且つ以て諸子の兵を専らにして、自ら恣にして君命に由らざるを著すなり。

と解釈する。四卿が軍事権を握り、君命によらなくなったことを悪として、その名をすべて書いたと、君が軍

を失い、大夫が君命を聞かなくなったことをここに見出す。そして、続く成公二年の「汶陽の田を取る」についても

此れ鞏の戦に、齊に勝ちたるの後、行父、郤克に請いて、齊人を強迫して、之を魯に反さしめんとするも、行父、遂に師を用いて、以て之を取るなり。と、季孫行父が独断によって、軍を動かし汶陽の田を取ったとみなすのである。

そして、季孫行父の子の宿の時代に入った襄公十一年「春、王の正月、三軍を作る」では、「名は則ち三家に將を分かつも、実は則ち専ら中軍を領し、政権をして盡く己に帰せしむるなり」と説き、季孫氏はついに公室の軍を分割し、全権の掌握に成功したとするのである。このように、萬斯大は、季孫氏の悪は順を追って深まっていったのだと理解する。

そしてようやく最悪とみなす意如の時代に入る。先ほど検討した趙盾の場合、政権の掌握以後の悪事は、君主の弑殺であった。しかし、意如は弑殺を行っていない。萬斯大は君主の弑殺以上のものを、意如の行動に見出したのである。彼は何を弑殺以上の悪とみなしたのか。それは、昭公十二年の経「冬、十月、公子慙、齊に出奔す」に最初に示されていると説く。

公子慙、遂に晋に如くも書せざるは、慙は卿に非ざればなり。然らば則ち公子慙の出奔は何を以て書するや。慙と南蒯と季氏を去らんことを謀りて公も其の謀に与す。謀、洩れて、蒯は叛き、慙は奔る。季、是に於いて陰かに公を忌み、思いは以て之を逐うに有り。乾侯の孫は実に此に萌す。是れ則ち一公子の奔の我が君の存亡に繋ぐの故に書せざるべからざるなり。

公子慙は卿ではない。卿以外の出奔は本来は書かない。しかし、ここには公子慙の出奔が記されている。萬斯大はそのことに着眼したのである。『左伝』によると、公子慙は季孫氏の追放を計画したが、事を実行する前にそれが露見し、亡命したとされ、さらに、その計画には昭公も参加していたことも判明し、意如は昭公に悪意を懐くことになったとされている。そして、意如は後に昭公を魯から追放することになる。萬斯大は、その追放劇の起点はこの事件であるとみなした。だからこそ、公子慙の出奔をわざわざ記し、そのこと

を著したのだと説くのであった。実は、萬斯大はこの意如による昭公追放を弑殺よりもさらに重い罪とみなすのである。

しかし、君主の追放は、『春秋』には多くの例が記載されている。何故、萬斯大が意如の昭公追放に最たる悪を見出すのか。それは昭公二十五年「九月己亥、公、齊に孫れ、陽州に次る」の解釈に表明されている。

鄭の祭仲、昭公を出だして、則ち突を立て、衛の洩職、恵公を出だして則ち黔を立て、牟の孫甯、猷公を出だして、則ち剽を立つ。彼の故君に于けるは則ち義絶し、新君に於いては猶お命を稟くるがごときも、其の実は、擅に自ら廃置して桀黷不臣なるも、其の名は猶お或いは大過ありて位を易うるの権に口を藉るるがごとし。今、意如は昭公を出だすも、改めて君を立てず、自ら君事を行い、魯に君無きこと八載なり。

君主の追放は意如以外にも多くの例が挙げられる。君主の追放後は別の君主を擁立するのが一般的である。追放した君主と義絶し、新たな君主の命を受ける。それは口実であるとしても、そこには君臣関係が一応は成り立っているのである。しかし、意如の場合はそうではない。意如は昭公追放後君主を立てず、八年に涉って、意如自身が君事を行ったのである。それこそが、萬斯大が意如を悪の最たるものとみなす理由なのである。そのことについて萬斯大は「君の名無きも、君の実有り（同上）」と述べる。つまり、意如が現実的には君主として振る舞ったとみなしたのである。これは大夫が君主となった出来事であると捉えられた。すなわち、萬斯大にとって、これこそが『春秋』における最悪の事件であり、大夫の専横がここで極まったと見たのである。そのため、『春秋』における最悪の大夫を季孫意如とみなしたのであった。

#### おわりに

萬斯大は『春秋』を権力が下へ下へと流れ落ちていく様を著した書物として捉えた。魯公室の権力は女性の手によって弱められ、実権は大夫へと移り、そして、昭公二十五年の季孫意如による昭公の追放をもって、大夫の専横が極まったとした。萬斯大は権力の下



への移行をこの場面で終わらせているのである。彼は『学春秋随筆』の昭公篇を執筆した後に、病にかかり亡くなっている。確かに生きていれば哀公篇まで解釈を続けたであろう。しかし、彼は自らの死期を察して、昭公篇で『春秋』のまとめにかかったのである。昭公二十五年の「十有二月、齊侯、鄆を取る」二十六年「三月、公、齊より至り、鄆に居る」の一連の解釈で、世界が落ちきった後のあるべきすがたを以下のように述べる。

或いは曰わく、子の言の如きは、則ち君を出だす者、必ず改めて君を立てるを正と為すか。曰わく、古より君無きの国無し。孟子の言に、「貴戚の卿は、君に大過有れば則ち諫む。之を反復して聴かざれば則ち位を易う」と。是れ君を易うる者は古も亦た之れ有り。但し古の君を易うるは、必ず国の為、民の為にして、君に大過非ざれば、廢せざるなり。継が賢者に非ざれば、立てざるなり。至公無私の心は、先君に質して愧づること無く、臣庶に対えて慚じ無し。故に君を易うると雖も以て罪と為すを得ず。

萬斯大の世界では、臣はいかなる場合でも君に仕えることが理想とされていた。そのような世界が永続すれば問題はない。しかし、現実には世界はひどくなるばかりである。そこで、彼は『孟子』の言<sup>20)</sup>を根拠として、最終的には、君の廢立を容認する。貴卿が何度も君を諫めても君が聞き入れない場合、国のため、民のためであるならば許されるとした。それには、暗愚なる君主と賢臣、そして優れた太子がいることが条件とされた。その条件に一方の当事者昭公は適合する。

惟だ国に復す能わざるのみならず、并せて其の一鄆と与に之を失う。此れ固より意如の姦なるも実は昭公の不徳なり。乾侯に客死するは其の此を以てなるか。(同上)

昭公が魯に復帰できなかったのは、一邑にすぎない鄆すらも、維持することができない昭公の不徳が招いたものであるとみた。このような君主を代えることは、もはや当然であった。しかし、そこに必要な賢臣がいなかったのである。昭公は追放されるべくして追放された君主であったが、意如は新君を立てずに、自分が君主のように振るまった。時代はさらに悪へと傾斜し

たのである。

そこにあるのは絶望なのか。しかし、萬斯大は最後に希望を見出している。『学春秋随筆』は、昭公三十二年の経「冬、仲孫何忌、晋の韓不信・齊の高張・宋の仲幾・衛の世叔申・鄭の国参・曹人・莒人・邾婁人・薛人・杞人・小邾婁人に会して、成周に城く」で幕を閉じるが、その解釈に次のような言葉が見られる。

此れ諸侯の勤王の事にして、大夫往く。故に大夫を書す。先儒の多くは、政の大夫に在るを譏る。吁あ政の大夫に在ること久し。何ぞ独り此に于いて之を譏らんや。

この経に大夫の名が記されていることについて、先儒は政権が大夫に掌握されていたことを譏ったものと解釈する<sup>21)</sup>。しかし、萬斯大の解釈は逆である。彼の『春秋』の世界では、すでに大夫の譏りは言い尽くされている。最悪の事態はすでに終わり、一巡して善なる世界へと世の中は動かなければならない。だからこそ、彼はこの経を諸侯が勤王に励み、大夫を実務にあたらせたという、本来あるべき姿を描いたものと解釈したのである。墮落した世界が一変して、王-諸侯-大夫という本来の姿を取り戻した世界を見出し、萬斯大は『学春秋随筆』の幕引きを閉じたのである。

萬斯大は以上のように循環する歴史の一つのサイクルとして『春秋』を解釈しようとした。世界は悪へと進むが、最終的には本来の姿に復帰する。そのような完結した世界を描いたものとして『春秋』を捉え、世界が転変していく様とその要因を『春秋』の中に見出し、独自の世界をそこに構築したのである。

本稿では萬斯大の世界観を、主に時間に従って転変していく世界について検討したが、彼はその他にも復讐や覇者、正名など『春秋』に関する多くの問題について解釈を施し、さらにその世界を綿密に構築している。その点に関しては、彼がそのような『春秋』解釈をするに至った時代背景などとともに稿を改めて検討することにしたい。

## 注

(1) 方祖猷『万斯大同評伝』(南京大学出版社一九九六)「萬斯大評伝」参照。

(2) 董平「簡論朱舜水の學術思想」（『朱舜水と日本文化』人民出版社 二〇〇三）によれば、朱舜水の思想には、『春秋公羊伝』の思想の影響がみられ、それは『大日本史』にも反映していると説かれている。

(3) 方祖猷氏は前掲書、および『清初浙東学派論叢』（万卷楼 一九九六）「萬斯大的春秋学」において、萬斯大の春秋学について専伝・論世・原情定罪・属辞比事の観点から論じている。参照。

(4) 『学春秋随筆』の底本は、『皇清經解春秋類彙編（一）』（藝文印書館 一九八六）を用いた。以下特に断りがない引用文献は『学春秋随筆』を指す。なお正文は『学春秋随筆』に従った。

(5) 『春秋公羊伝』 隱公二年「九月紀履緌來逆女」の伝「春秋之始也」の何休注に「春秋正夫婦之始也。夫婦正則父子親、父子親則君臣和、君臣和則天下治。故夫婦者人道之始王教之端」とあり、何休は夫婦の関係を重視していたことが伺える。

(6) 『春秋公羊伝』 および何休の夫人に関する問題については、田中麻紗巳『兩漢思想史の研究』（研文出版 一九八六）第四章「何休の思想」第一節「兩漢の外戚観と何休の解釈」参照。

(7) 『春秋公羊伝』 莊公十九年に「諸侯壹聘九女、諸侯不再娶」とある。

(8) 子氏については、『公羊伝』では隱公の母、『穀梁伝』では隱公の妻とされている。『左伝』においては、杜預注で桓公の母の仲子とされている。萬斯大は杜預注に依拠しているが、「葬」がないことについては、杜預注では反哭をしなかったためとされており、すべてを杜預注に依拠しているのではない。むしろ、杜預注にもしばしば反論している。

(9) 『儀礼』『喪服』の「繼母如母。伝曰、繼母何以如母。繼母之配父、与因母同。故孝子不敢殊也」による。

(10) 『学春秋随筆』 隱公元年「春王正月」の自注に「左伝、惠公之葬也、太子少、是已立桓爲太子」とあり、萬斯大は、「左伝」「隱公元年」の記事から惠公の葬の時には、桓公は、太子であったと推測している。

(11) 『学春秋随筆』 桓公「三年春王正月」に「蓋弑隱之謀、翬倡之而桓遂之。然通國之人、咸知隱拱桓適、無有起而議桓者。然而翬不可不討也。討翬庶可以謝兒」とあり、萬斯大は翬を誅殺すべきと捉えていた。

(12) 『学春秋随筆』 隱公二年九月「紀裂繻來逆女」に「其所以親迎者何也。蓋親迎必有所受命、宗子上承宗廟之重、諸父旁尊不得加之命、無所受。故已命人迎而不親往。所以重宗廟順先典也」とあり、萬斯大は諸侯の親迎を認めていない。しかし『公羊伝』では、隱公二年の経「九月紀履緌來逆女」の伝で「此何以書。譏。何譏爾。譏始不親迎也。始不親迎、昉於此乎。前此矣。前此、則曷爲始乎此。託始焉爾。曷爲託始焉爾。春秋之始也」と、諸侯は親迎すべきとされている。

(13) 宋代の春秋学については、諸橋轍次『諸橋轍次著作集 第一卷』（大修館書店 一九七五）「儒学の目的と宋儒の活動」第二章「宋儒と正名」参照。また胡安国については、松本武見著「胡安国『春秋傳』の復讐論」（日本中国學會報第五十四集 二〇〇二年）参照。

(14) 萬斯大が『学春秋随筆』の中で復讐について触れている箇所は多数挙げることができる。例えば隱公十一年の「十有一月壬辰公薨」、莊公九年「夏、公伐齊納子糾齊小白入于齊」について「九世復讐雖不可信、然而孝子見似目瞿、聞名心懼、父弑于齊、何如隱惻、有目見齊人、耳聞齊事、而此中不蹶然負痛、如不欲生者乎。讐方死而遽忘之、何其忍也」と、齊の小白を讐とみている。

(15) 『春秋左氏伝』 文公六年、七年伝文。

(16) 『春秋公羊伝』 文公六年「晉狐射姑出奔狄」の伝にも同様の記述がある。

(17) 『春秋公羊伝』 宣公六年「春、晉趙盾衛孫免侵陳」の伝に「趙盾弑君、此其復見何。親弑君者、趙穿也」とある。

(18) 文公十八年に、魯と莒で弑殺事件があり、宣公四年に衛でも同様の事件が起きた。

(19) 『朱子語類』 「春秋」

(20) 『孟子』 「万章章句下」

(21) 例えば、孫復『春秋尊王發微』では「此不言城京師、而曰城成周者、不与大夫城京師也。大夫城京師、以安天子、其言不与大夫城京師者、天子微、諸侯又微、故諸侯不城京師、而大夫城之也。諸侯不城京師、而大夫城之、是天下無諸侯也」と、昭公三十二年の経を大夫の専横の結果と解釈する。

## Robustness of Nonnative /i/ and /ɪ/ Categories in Perception: Three-alternative Identification by Japanese College Students

Chiba Atsushi

This study conducted three-alternative (/i/, /ɪ/, and /ɛ/) identification tests to examine how robustly Japanese college students had established the English /i/ and /ɪ/ categories. The results indicated that the subjects of the study who displayed English-manner identification behavior in the two-alternative (/i/ and /ɪ/) identification test were likely to have established relatively secure /i/ and /ɪ/ categories, while those who displayed behavior that was opposite to the English-manner identification behavior in the same test appeared to have established only the /ɪ/ category. These subjects did not display a secure /i/ category, although they displayed it in the two-alternative identification test. This phenomenon was interpreted as indicating that they used the Category Goodness (CG) strategy proposed by Best (1994). It was also found that the results of the study were not inconsistent with the developmental course hypothesis proposed in my previous paper (Chiba, 2004). There is a good possibility that Japanese learners take a developmental course from Japanese-manner identification to irregular identification to English-manner identification.

### 1 Introduction

There appears to be a myth that the Japanese cannot recognize the difference in sound quality between the English /i/ and /ɪ/ because their native language does not have two different phonemes that correspond to each sound; it has only one phoneme that corresponds to both. While it is true in that the Japanese pronounce /i/ and /ɪ/ with almost the same formant frequencies (Chiba, 2003), they are relatively sensitive to the difference between the formant frequencies in identification and discrimination tests (Chiba, 2004). They can discriminate the two sounds in the same way as native speakers of English do; however, their manner of identification is entirely different from that of native speakers.

In the AB discrimination test, in which synthesized /i/-/ɪ/ stimuli (seven stimuli arranged so that

the first three formants varied in approximately equal logarithmic steps through the English vowels /i/ to /ɪ/) were used, Japanese college students displayed high correct discrimination rates for a cross-category pair but recorded less correct discrimination rates for within-category pairs. This is the same tendency displayed by native speakers of English in Pisoni's (1973) study.

On the other hand, in identification tests that used the same synthesized /i/-/ɪ/ stimulus continua, the subjects displayed unexpected results. This indicated that in general, the Japanese have a tendency to mistake sounds that should be recognized as the English /i/ for /ɪ/ and sounds that should be recognized as the English /i/ for /ɪ/. Moreover, a detailed examination suggested that it was possible to divide the subjects into three groups according to their manner of identification. The first group,

labeled as “Japanese-manner Group,” comprised subjects who displayed the general identification tendency mentioned above. The members of this group judged the stimuli closer to the typical English /i/ to be /ɪ/ and the stimuli closer to the typical English /ɪ/ to be /i/. The second group, the “English-manner Group,” included subjects who displayed the same identification tendency as native speakers of English. They identified stimuli closer to the typical English /i/ as /i/ and stimuli closer to the typical English /ɪ/ as /ɪ/. The last group was labeled as the “Irregular Group” because the identification behavior of its subjects appeared to be irregular.

More than 60% of the subjects belonged to the Japanese-manner Group. This suggests that there is a possibility that Japanese people take a developmental course from the Japanese manner to the irregular manner to the English manner. While this interpretation is yet to be proved by longitudinal studies, the result of the experiment throws up a substantial question: In the light of the English phonological system, why did most of the subjects identify the /i/-/ɪ/ stimuli in the reverse manner? In other words, what type of strategy did they use to categorize the stimuli?

An explanation might be obtained from the /i/-/ɪ/ contrast itself. According to Best’s (1994) perceptual assimilation model, the contrast can be classified as Category Goodness (CG) type for Japanese subjects. In this type of contrast, “the nonnative pair may both be assimilated to a single native category, yet one may be more similar than the other to the native phoneme” (Best, 1994, p.191). The English /i/ and /ɪ/ are both assimilated into the Japanese /ɪ/, but /i/ is more similar than /ɪ/ to the Japanese /ɪ/ in formant frequencies (Chiba, 2003).<sup>1</sup> When Japanese people are forced to identify these sounds as belonging to either /i/ or /ɪ/, they may first perceive the English /i/ sound as a good exemplar and the /ɪ/ sound as a less-good one. Con-

sequently, they may decide to label the perceived good exemplar as /ɪ/ because the Japanese /ɪ/ is normally pronounced as a short vowel. The less-good exemplar might be labeled as /i/ simply because it is different from the standard exemplar of the category that they labeled as /ɪ/.

If this explanation is true, it is postulated that the subjects belonging to the Japanese-manner Group have a robust /ɪ/ (or /ɪ/) category and a fragile /i/ category. On the other hand, the subjects belonging to the English-manner Group should have robust /i/ and /ɪ/ categories if they are in the final stages of the developmental course, as I had interpreted in my previous paper (Chiba, 2004). In this paper, I will examine the robustness of the categories of each group using three-alternative (/i/, /ɪ/, or /ɛ/) identification tests. In addition, I will discuss the validity of the explanation for Japanese-manner identification by the perceptual assimilation model and further explore the possibility of the developmental course hypothesis proposed in my previous paper (Chiba, 2004).

## 2 Experiment

### 2.1 Method

#### 2.1.1 Subjects

Twenty-four Japanese college students (16 males and 8 females) aged approximately 18–19 years participated in this experiment. They were all freshmen at a college in Ibaraki prefecture in Japan. Most of them were born and grew up there. They have been studying English as a foreign language for more than six years—at junior high school, high school, and college. A questionnaire that they filled before the experiment confirmed that they had never lived in an English-speaking country and had never learned English conversation outside their schools. They had no opportunities to speak to native speakers of English at the time of the experiment. Instead, they had an 80-minute English class twice a week conducted

by two different native Japanese teachers, including me. From the activities conducted in class, it was judged that the students' ability to communicate in English was very poor and that they should be regarded as monolinguals.

### 2.1.2 Stimulus

Three types of stimulus continua were synthesized using a modified version of Klatt's (1980) parallel/cascade software synthesizer, "synthworks," manufactured by Scicon R & D, Inc. One continuum comprised seven 145-ms steady-state vowels. The stimuli were synthesized so that the first three formants varied in approximately equal logarithmic steps through the English vowel /i/ (F1 = 280 Hz, F2 = 2,250 Hz, F3 = 3,000 Hz) to /ɪ/ (F1 = 400 Hz, F2 = 1,920 Hz, F3 = 2,550 Hz). The fourth and fifth formants were fixed at 3,500 Hz and 4,500 Hz, respectively. A 145-ms duration was adopted in this study because it is the average value of durations recommended for synthesizing the English /i/ and /ɪ/ (Kent and Read, 1992). Another continuum also comprised seven 145-ms steady-state vowels; it differed from the first continuum in the range of the formant frequencies. In this case, the stimuli were arranged so that the first three formants varied in approximately equal logarithmic steps through the English /ɪ/ (F1 = 400 Hz, F2 = 1,920 Hz, F3 = 2,550 Hz) to /ɛ/ (F1 = 550 Hz, F2 = 1,770 Hz, F3 = 2,490 Hz). The fourth and fifth formants were fixed at 3,500 Hz and 4,500 Hz respectively. The third continuum was made by merging these two continua. As a result, it comprised thirteen 145-ms steady-state vowels arranged so that the first three formants varied in approximately equal logarithmic steps through the English /i/ to /ɪ/ to /ɛ/.

### 2.1.3 Experiment materials

The seven items from each of the /i/-/ɪ/ and the /ɪ/-/ɛ/ continua were copied ten times, making

a total of 70 items. These items were rearranged at random, with a 4-sec interval between presentations; an 8-sec interval was inserted after every 10 presentations. On the other hand, 13 items of the /i/-/ɪ/-/ɛ/ stimulus continuum were copied 5 times, which made 65 items. These were also rearranged at random, with a 4-sec interval between presentations and an 8-sec interval inserted after every 10 presentations.

### 2.1.4 Procedures and purposes of each experiment

The experiments were divided into four parts and were conducted in a CALL room where the subjects' English class is usually held. Each booth in the CALL room was equipped with a headset, which the subjects were required to use during the experiment.

In Experiment 1, the /i/-/ɪ/ stimulus continuum was used. The subjects were asked to identify each stimulus as belonging to either /i/ or /ɪ/ by circling the "ee" option on the answer sheet when they judged a sound to be /i/ and the "i" option when they judged a sound to be /ɪ/. They were encouraged to guess if they were unsure which category the stimulus belonged to. This is the same experiment that I had carried out in my previous study (2004). Its purpose is to determine whether there are any differences in the identification trends between the subjects of this study and those of my previous study. Based on the result of this experiment, the subjects were divided into three groups.

In Experiments 2, 3, and 4, the effects of adding the /ɛ/ category to the alternatives were examined under various stimulus conditions. The subjects were asked to identify each stimulus as belonging to /i/, /ɪ/, or /ɛ/ and to circle the "ee," "i," or "e" options accordingly.

In Experiment 2, the /i/-/ɪ/ stimulus continuum was used again. The English /ɪ/ is more similar to the Japanese /ɛ/ than /ɪ/ (Chiba, 2002); thus,



it can be regarded as the less-good exemplar of not only /ɪ/ but also /ɛ/. Based on this, we postulate that subjects belonging to the Japanese-manner Group should have difficulty in identifying sounds closer to the typical English /ɪ/ and may fail to display the /i/ category. It is quite likely that most of the sounds in the English /ɪ/ category will be identified as /ɛ/. On the other hand, subjects belonging to the English-manner Group are expected to have established both /i/ and /ɪ/ categories if they are in the final stages of the developmental course and have acquired the English phonology.

Experiment 3, where the /ɪ/-/ɛ/ stimulus continuum was used, examines how subjects identify the sounds when there is no good exemplar of /ɪ/. For Japanese people, most of the stimuli in this experiment are closer to /ɛ/; thus, those belonging to the Japanese-manner Group may display only one category, i.e., the /ɛ/ category. Subjects belonging to the English-manner Group may display the /ɪ/ and /ɛ/ categories if they have grasped the English phonological system and the system always works on the basis of the absolute values of the formant frequencies of sound.

Experiment 4 examines how subjects of each group react to the three-alternative identification test, where they are faced with three typical English sounds that each correspond to /i/, /ɪ/, and /ɛ/. The /i/-/ɪ/-/ɛ/ stimulus continuum was used in this experiment.

### 3 Results and discussion

#### 3.1 Overall tendency

Figure 1 shows the result of Experiment 1 (two-alternative identification test under the /i/-/ɪ/ stimulus condition). The graph contains two similarities to the one reported in my previous paper (Chiba, 2004). Firstly, stimuli that were closer in formant frequencies to the typical English /ɪ/ (i.e., larger-numbered stimuli) tended to be identified as /i/ and

stimuli that were closer in formant frequencies to the typical English /i/ (i.e., smaller-numbered stimuli) tended to be identified as /ɪ/. Secondly, the identification rates for each stimulus were not very high. The subjects identified #1, #2 and #3 as /ɪ/, and #5, #6 and #7 as /i/ with less than 80% identification rates. These results indicate that most of the subjects identified the set of stimuli with the Japanese manner and that it is possible to divide the subjects into three groups.

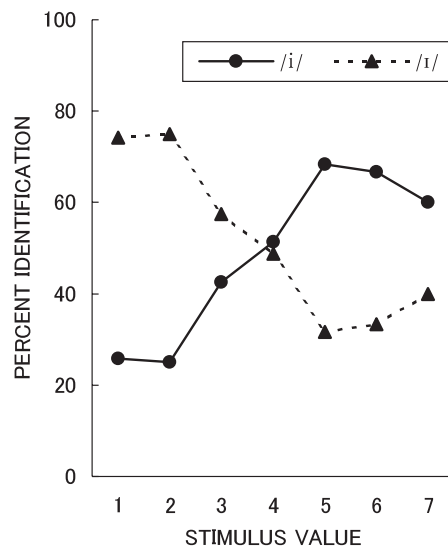


Figure 1 Result of Experiment 1

#### 3.2 Three manners of identification

The subjects were classified into three groups on the basis of the criteria prepared for this study. Firstly, the subjects who met all the three requirements listed below were judged to belong to the Japanese-manner Group.

- (1) They identified #1, #2, and #3 as /ɪ/ and #5, #6, and #7 as /i/ with an identification rate of 50% or more. Consequently, the category change occurred only once, which implies that once the /ɪ/-identification rate fell below 50%, it never exceeded 50% in the identification of

larger-numbered stimuli.

- (2) They identified #1 as /ɪ/ nine or more times out of ten trials, which means that they identified the typical English /i/ as /ɪ/ with a risk of less than 5%.
- (3) They identified #7 as /i/ nine or more times out of ten trials, which means that they identified the typical English /ɪ/ as /i/ with a risk of less than 5%.

Secondly, the subjects who met the three requirements listed below were judged to belong to the English-manner Group.

- (4) They identified #1, #2, and #3 as /i/ and #5, #6, and #7 as /ɪ/ with an identification rate of 50% or more.
- (5) They identified #1 as /i/ nine or more times out of ten trials, which means that they identified the typical English /i/ as /i/ with a risk of less than 5%.
- (6) They identified #7 as /ɪ/ nine or more times out of ten trials, which means that they identified the typical English /ɪ/ as /ɪ/ with a risk of less than 5%.

Lastly, the subjects who did not follow either rule were classified under the Irregular Group.

Since (2), (3), (5), and (6) were included in the requirements of this study, as many as fifteen subjects were found to belong to the Irregular Group. The Japanese-manner Group had seven subjects and the English-manner Group had two subjects. Figure 2 shows the identification trends for each group. We can see the relatively clear categories for /i/ and /ɪ/ in the graphs of the Japanese-manner Group and the English-manner Group.

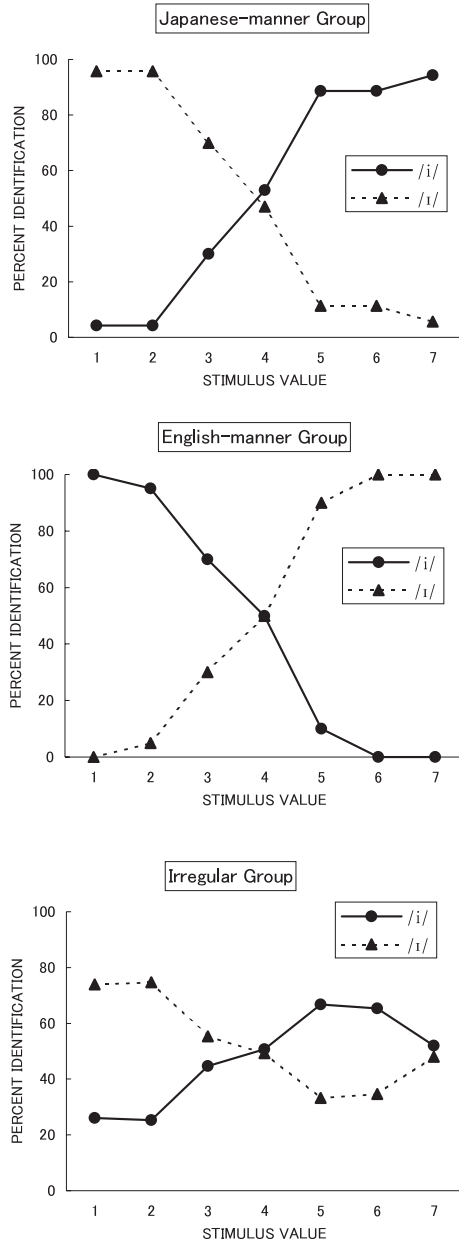


Figure 2 Identification trends for each group

### 3.2.1 Japanese-manner Group

Figure 3 shows the identification by the subjects of the Japanese-manner Group. Graphs (1), (2), and

(3) of the figure correspond to the results of Experiments 2, 3, and 4, respectively.

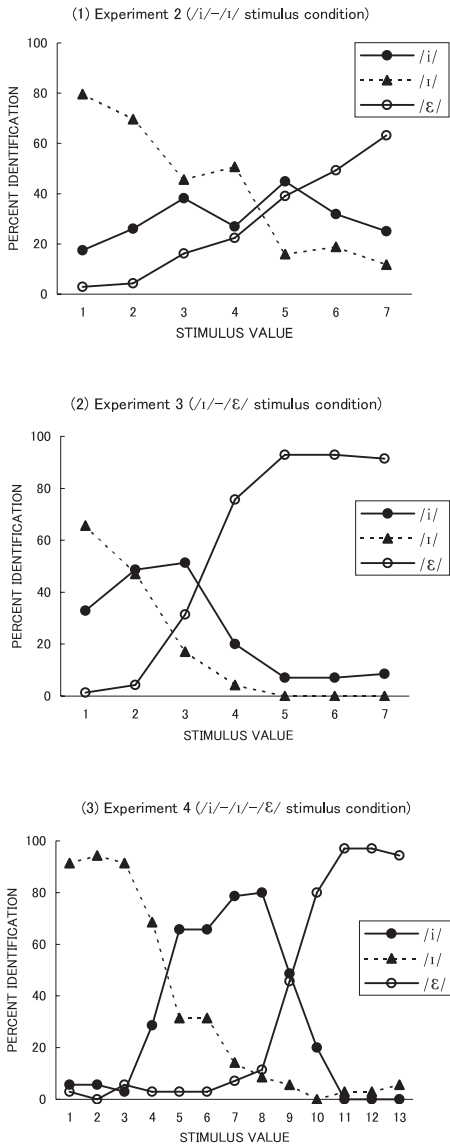


Figure 3 Identification by the subjects of the Japanese-manner Group

Graph (1) indicates that the subjects tend to identify lower-numbered stimuli (good exemplars of /ɪ/) as /ɪ/, just as they did in Experiment 1 (Figure 2, the top graph). Stimuli #1 and #2 have 79.7%

and 69.6% identification respectively. On the other hand, they fail to display the /i/ category in larger-numbered stimuli (less-good exemplars). Stimulus #5, identified as /i/, has the highest identification rate; however, it is just 44.9%. Instead, many of the larger-numbered stimuli are identified as /ɛ/ although there was no stimulus closer to the typical English /ɛ/ in the test. These results match my expectations completely, and it is reasonable to suppose that the phenomena reflect the fact that the subjects in this group do not possess a robust /i/ category but possess robust /ɪ/ and /ɛ/ categories.

In Graph (2), #1 is identified as /ɪ/ most frequently (65.6%). This result is contrary to my expectation that the subjects would display only the /ɛ/ category since the stimulus continuum in this experiment did not have a good exemplar of /ɪ/. Even if the subjects' identification behavior in the two-alternative identification test (Figure 2, the top graph) is taken into consideration, they should have identified the sound as /i/, and not /ɪ/. However, this may also account for their use of the CG strategy in the identification task. When the subjects listened to the stimuli, they might have judged #1 and #2 as belonging to the /ɪ/ category and #5, #6, and #7 as belonging to the /ɛ/ category. After filling in the first two categories, they might have divided the sounds in the /ɪ/ category between the /i/ and /ɪ/ categories using the CG strategy. Since most of the stimuli were far from the good exemplar, only #1, which was closest to it, was identified as /ɪ/. Four out of six subjects who identified #1 as /ɪ/ with identification rates of more than 50% judged it to be /i/ during the first or the first few trials. This appears to indicate that they used the trial and error method to find the closest sound. One participant did not follow this strategy. He identified #1 as /i/ ten times out of ten trials. Regarding the /i/-identification line in the graph, #2 and #3 have the highest identification rates. However, these are

not very high (48.6% and 51.4%, respectively), and it shows that the subjects do not possess a robust /i/ category. Only the subject mentioned above, who identified #1 as /i/ perfectly, may have established the /i/ category around it.

In Graph (3), the subjects display three secure categories. They identify these sounds that are closer in formant frequencies to the English /i/ as /ɪ/, those sounds that are closer in formant frequencies to the English /ɪ/ as /i/, and those sounds that are closer in formant frequencies to the English /ɛ/ as /ε/. Importantly, they display the /i/ category in this condition. This means that they can make the third category for less-good exemplars when the stimulus continuum ranges from a good exemplar of /ɪ/ to a good exemplar of /ɛ/. However, in this case, it is uncertain whether this category appears as a group of less-good exemplars of /ɪ/ or as a group of less-good exemplars of /ɛ/.

### 3.2.2 English-manner Group

Figure 4 illustrates the identification by the English-manner Group. Graphs (1), (2), and (3) of the figure correspond to the results of Experiments 2, 3, and 4, respectively. It may be difficult to generalize the group's features from the results because it comprises only two subjects; however, the graphs appear to suggest that they possess three categories, unlike the subjects of the Japanese-manner Group.

In Graph (1), #1 is identified as /i/ with an identification rate of 80%, #4 as /ɪ/ with an identification rate of 94.7%, and #7 as /ε/ with an identification rate of 85%. This means that when asked to identify the /i/-/ɪ/ stimulus continuum as belonging to /i/, /ɪ/, or /ε/, subjects attempt to construct three categories measuring the formant ranges of the continuum. They judge sounds with lower F1 and higher F2 frequencies to be /i/, sounds with higher F1 and lower F2 frequencies to be /ε/, and sounds with intermediate F1 and F2 frequencies to be /ɪ/.

Despite this, it is surprising that the /ɪ/-identification rates of #6 and #7 are only 15%. In the two-alternative identification (Figure 2, the middle graph) test, the subjects identified #6 and #7 as /ɪ/ with an identification rate of 100%. This phenomenon can be interpreted as evidence that they had the three categories in mind.

Though #1 of Graph (2) was a typical English /ɪ/ sound, as many as 65% of the subjects' identification is allotted to /i/. This can also be seen as evidence of the existence of three categories in their phonological system. In other words, it may suggest that they labeled each stimulus on the basis of relative differences in sound quality in the continuum and not on the basis of absolute formant frequencies. It is likely that they analyzed the continuum formant range during the first several trials and then began to design the three categories in the range. Naturally, /i/ was allotted to the sound that was closest to the English /i/ of the stimuli. Data regarding individual subjects supports this idea. They identified #1 as the other sounds (/ɪ/ or /ε/) twice and three times in the first five trials, but just once in the last five trials. Regarding the /ɪ/ category, a peak can be detected in #2 and #3 although their identification rates are a little low (60% in both cases). However, the categories that individual subjects display are a little clearer. One subject identified #4 as /ɪ/ with an identification rate of 80% and the other identified #2 with an identification rate of 70%. Lastly, this graph shows a large /ε/ category around #5, #6, and #7. This is because the stimulus continuum has a set of sounds that are closer in formant frequencies to the typical English /ε/.

Graph (3) shows three clear categories. Each category has 100% identification around each typical stimulus. The subjects can categorize /i/, /ɪ/, and /ε/ in concordance with formant characteristics when the stimulus continuum ranges from /i/ to /ɪ/ to /ε/.

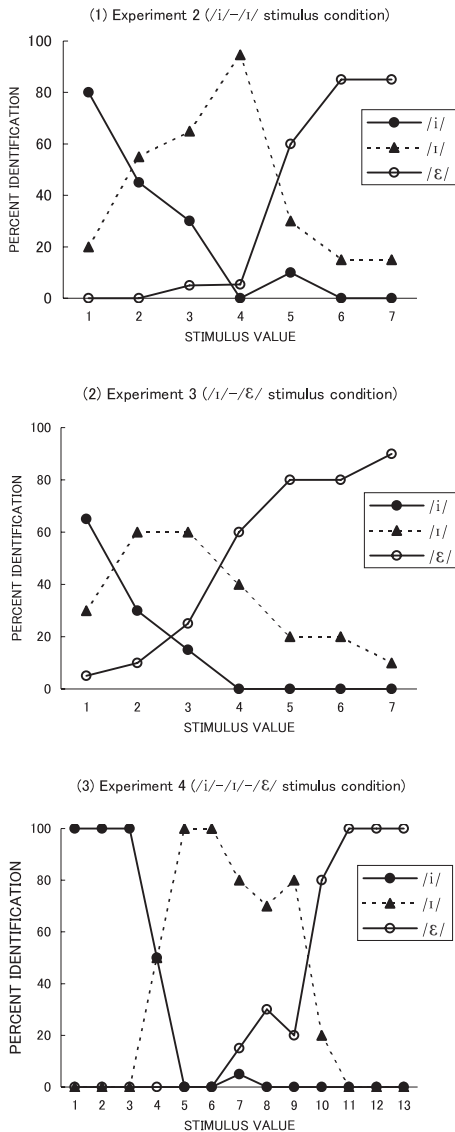


Figure 4 Identification by the subjects of the English-manner Group

### 3.2.3 Irregular Group

Figure 5 shows the identification tendency of the Irregular Group. Again, (1), (2), and (3) correspond

to the results of Experiments 2, 3, and 4.

Graph (1) has relatively low peaks for /ɪ/ at the lower-numbered stimuli and /ε/ at the larger-numbered stimuli, and the /i/ category cannot be found here. This is partly because many subjects in this group identified each stimulus ambiguously and partly because subjects with various identification tendencies were grouped together. Supposing that an identification rate of 80% signals the existence of a category, then seven out of fifteen subjects did not establish any category, as their identification rates for each stimulus were less than 80%. Four other subjects displayed only one category—they established the /ɪ/ category at Stimulus #1, #2, or #3. The remaining four subjects displayed two categories. Two of them identified #1 as /ɪ/ and #3 or #4 as /i/. Another identified #2 as /ɪ/ and #6 and #7 as /i/. Another subject identified #1 as /ɪ/ and #7 as /ε/. A general trend observed in this group is that the subjects who displayed at least one category in this test were similar in their manner of identification of lower-numbered stimuli to the subjects of the Japanese-manner Group.

Graph (2) has clearer /ɪ/ and /ε/ categories than Graph (1). Since #7 is a typical English /ε/ sound, it is natural that the subjects identified it as /ε/ with a high identification rate. Individual data suggested that eleven out of fifteen subjects identified #7 as /ε/ with an identification rate of 80% or more. However, interestingly, #1 is identified as /ɪ/ with a higher identification rate than that of Graph (1). In the Japanese-manner Group, the /ɪ/-identification rate for #1 decreased when the stimulus continuum condition changed from the /i/-/ɪ/ stimulus condition to the /ɪ/-/ε/ stimulus condition (Figure 3 (1) and (2)). On the other hand, it increased in the English-manner Group (Figure 4 (1) and (2)). At this point, the manner of identification of this group is similar to that of the English-manner Group; thus, it can be seen as evidence supporting the hypoth-



esis that the Japanese people take a developmental course from the Japanese manner to irregular identification to the English manner. Lastly, this graph does not display the /i/ category as well as Graph (1) does. This is because only three subjects in this group succeeded in displaying a peak for /i/.

While the stimulus continuum includes all the typical sounds of /i/, /ɪ/, and /ɛ/, the group's identification rate for each stimulus is not very high (Figure 5 (3)) as compared with those of the Japanese-manner Group and the English-manner Group (Figure 3 (3) and Figure 4 (3)). This is due to variety in each subject's manner of identification. Three subjects followed the Japanese-manner strategy. They established the /i/ category around the lower-numbered stimuli, the /ɪ/ category around the intermediate-numbered stimuli, and the /ɛ/ category around the larger-numbered stimuli. One subject used the English-manner strategy. He established the /i/ category around the lower-numbered stimuli, the /ɪ/ category around the intermediate-numbered stimuli, and the /ɛ/ around the larger-numbered stimuli. Another manner of three-category identification was discovered: one subject identified smaller-numbered stimuli as /i/, intermediate-numbered stimuli as /ɛ/, and larger-numbered stimuli as /ɪ/. Most of the subjects categorized the stimuli into two categories. Five subjects established the /ɪ/ category around the smaller-numbered stimuli and the /ɛ/ category around the larger-numbered stimuli. Two subjects established the /i/ category around the smaller-numbered stimuli, and the /ɪ/ and the /ɛ/ around the larger-numbered stimuli. The other three subjects had four peaks. They established the /ɪ/, /i/, and /ɛ/ categories around the lower-numbered stimuli, intermediate-numbered stimuli, and the larger-numbered stimuli respectively, and had an extra peak. Another /ɛ/ or /ɪ/ category was seen before or after the intermediate /i/ peak.

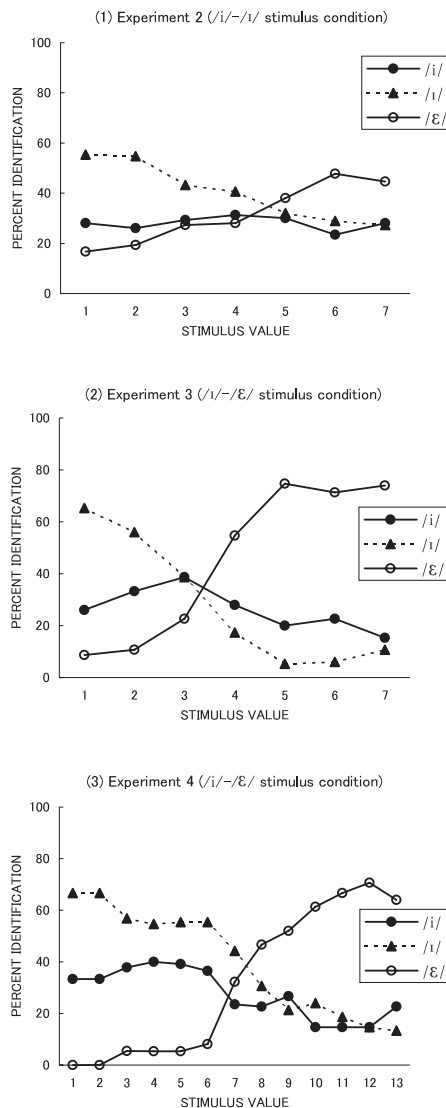


Figure 5 Identification by the subjects of the Irregular Group

#### 4 Summary

In this paper, I examined how robustly Japanese subjects establish the /i/ and /ɪ/ categories by using a set of three-alternative identification tests. The results indicated that the robustness of the category

ries varied according to the group that the subjects belonged to.

Subjects who belonged to the Japanese-manner Group appeared to have a relatively secure /ɪ/ category and no /i/ category. This /ɪ/ category, however, does not correspond to the English /i/ category. When they listened to sounds in an /i/-/ɪ/ stimulus continuum, that is, sounds ranging from a good exemplar to a less-good exemplar of /ɪ/, they tended to divide the sounds into /ɪ/ and /ɛ/ categories; then, they simply labeled the sounds belonging to the /ɪ/ category as /ɪ/. As a result, sounds that are closer in formant frequencies to the typical English /i/ were identified as /ɪ/. In addition, many less-good exemplars of /ɪ/ were easily identified as belonging to the /ɛ/ category; therefore, the subjects were unable to establish the /i/ category. This tendency was also seen in the /ɪ/-/ε/ stimulus condition too. Although this continuum comprised sounds ranging from a less-good exemplar of /ɪ/ to a good exemplar of /ɛ/, the stimulus that was closest of the seven stimuli to a good exemplar of /ɪ/ was labeled as /ɪ/. Most of the stimuli were labeled as /ε/, and the /i/ category was ambiguous. The subjects were able to display a slightly clear /i/ category only when there were typical English /i/, /ɪ/, and /ε/ sounds, that is, when there were sufficient spans in the stimulus continuum for the subjects to allot three categories.

On the other hand, those who came under the English-manner Group appeared to have grasped the English phonology in relation to /i/, /ɪ/, and /ε/. They attempted to divide the stimulus continua into three categories. Stimuli with lower F1 and higher F2 frequencies were grouped under the /i/ category, stimuli with higher F1 and lower F2 frequencies were grouped under the /ε/ category, and stimuli with intermediate F1 and F2 frequencies were grouped under the /ɪ/ category. These results were contrary to my expectation that the subjects

would identify the sounds according to the absolute values of formant frequencies; they appeared to identify the sounds by referring to relative values of formant frequencies. This behavior may reflect the fact that they have acquired the English phonological system. We need to conduct the same experiments with native speakers of English as subjects in order to verify this interpretation.

The Irregular-manner Group appeared to be a mixture of subjects from the Japanese-manner Group and the English-manner Group, although the characteristics of the Japanese-manner Group might have been dominant. The group's data demonstrated characteristics that might be derived from both the groups. Individual data also demonstrated that most subjects possessed the identification trends of either the Japanese-manner or the English-manner Groups. These facts are likely to support the idea that Japanese people will take a developmental course from the Japanese-manner to the irregular manner to the English manner.

#### Note

1. In this paper, I use *katakana* when referring to the Japanese phonology. /ɪ/ and /ɛ/ are normally described as /i/ and /ε/ in the IPA, respectively.

#### References

- Best, C. T. (1994). The Emergence of Native-Language Phonological Influence in Infants: A Perception Assimilation Model. In Judith C. Goodman and Howard C. Nusbaum (Eds), *The Development of Speech Perception: The Transition from Speech Sounds to Spoken Words* (pp. 167-224). Cambridge, MA: The MIT Press.
- Chiba, A. (2003). Production and Perception of Japanese /i/ and /ɪ/ by Japanese Learners. (written in Japanese) *Human Science*, 20 (1), 13-23

- Chiba, A. (2004). The Perception of Synthesized English /i/ and /ɪ/ by Japanese College Students. *Human Science*, 22 (1), 55-64
- Gimson, A. C. and Cruttenden, A. (1994). *Gimson's Pronunciation of English*. London. Edward Arnold.
- Johnson. K. (1997). *Acoustic and Auditory Phonetics*. Massachusetts. Blackwell Publishers Inc.
- Kent, R. D. And Read, C. (1992). *The Acoustic Analysis of Speech*. San Diego. Singular Publishing Group.
- Klatt, D. (1980). Software for a cascade/parallel formant synthesizer. *Journal of the Acoustical Society of America*, 67, 971-995
- Pickett, J. M. (1999). *The Acoustics of Speech Communication: fundamentals, speech perception theory and technology*. Massachusetts. Allyn and Bacon.
- Pisoni, D. B. (1973). Auditory and phonetic memory codes in the discrimination of consonants and vowels. *Journal of the Acoustical Society of America*, 13 (2), 253-260
- Polka, L. and Werker, J. F. (1994). Developmental Changes in Perception of Nonnative Vowel Contrasts. *Journal of Experimental Psychology: Human Perception and Performance*, 20 (2), 421-435

# 「情報化社会と個人の尊厳～個人情報保護法第1章総則の現状と課題～」

## Note on the First Chapter of the Law Concerning the Protection of Personal Information

岩田 温

Atsushi Iwata

### はじめに

本研究の目的は平成17年4月1日に全面施行された「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」（以下本稿で「個人情報保護法」と略称する）を社会情報政策論の観点から考察することにある。もとより施行後間もない個人情報保護法の運用実態を検証するのはいまだ時期尚早であるため、本研究はもっぱら個人情報保護法に盛り込まれている政策を、同法第3条に掲げられた「個人の人格尊重の理念」に照らして検討し、併せて同法がその政策遂行のために採用している手段方法の合理性を検討する。なお本稿では同法第1章総則を検討の対象とする。

### 第1章 総則

個人情報保護法は「官民を通ずる基本法的部分と民間の個人情報保護の一般法的部分からなる」(1)と言われる。個人情報保護に関する基本法にあたる部分は、個人情報保護法の目的、用語の定義そして基本理念を述べた第1章、国及び地方公共団体の責務等を述べた第2章、個人情報の保護に関する施策等を述べた第3章からなる。個人情報保護に関する一般法にあたる部分は、個人情報を取り扱う民間事業者（本法において「個人情報取扱事業者」という）の義務について定めた第4章とそれらの義務の適用除外規定を含む雑

則からなる第5章および第6章の罰則で構成されている。ただし基本法にあたる部分と一般法にあたる部分が章単位で完全に分離されているわけではない。たとえば第1章第2条の定義規定は、一般法の内容を念頭に置いてはじめて起草可能となるからである。もっとも旧法案の基本原則が放棄されたことにより、基本法と呼ばれるべき部分は大きな問題を抱え込むことになった。しかしこの法律の問題点はそればかりではない。

### 第1節 個人情報保護法の目的について

個人情報保護法第1条には、同法の目的が掲げられている。そこでは第1に「高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していること」が立法事実であること、第2に「個人の権利利益を保護すること」が立法目的であること、第3に立法事実と立法目的を架橋する手段方法は「個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めること」であること、そして第4に、かかる手段方法を講ずる際の留保条件として、立法目的の達成は「個人情報の有用性に配慮しつつ」行われるべき旨が述べられている。この第1条の内容に関しては次の4点が注目される。

第1に、立法事実に関する文言に徴して明らか

うに、この法律は、「高度情報通信社会の進展に伴い著しく拡大している個人情報の利用」に際して個人の権利利益を保護することに向けられている。「高度情報通信社会の進展」という概念が個人情報の利用形態を限定する機能を与えられているとすれば、本法は高度情報通信社会の進展とは無関係な個人情報の利用をもふくむ個人情報の社会的流通形態の全体像を視野に収めているのではないことになる。それでは高度情報通信社会とは何か。内閣に設置された高度情報通信社会推進本部によれば「高度情報通信社会とは、人間の知的生産活動の所産である情報・知識の自由な創造、流通、共有化を実現し、生活・文化、産業・経済、自然・環境を全体として調和し得る新たな社会経済システムである」とされ、「高度情報通信社会の最大の特徴は、シームレスなネットワークを通じて、その先にある全ての情報をあたかも自分のところにあるかのように共有でき、また自分の情報をいつでもどこにでも迅速かつ確かに伝達できることにある」(2)とされる。ここにいう「高度情報通信社会の最大の特徴」を前提とすれば、「高度情報通信社会の進展に伴う個人情報の利用」とは典型的には情報通信ネットワークを介して行われる個人情報のやり取りということになろう。しかし他方において高度情報通信社会を「新たな社会経済システムである」と理解するなら、高度情報通信社会とは、たとえば農業社会や工業社会や産業社会や情報社会などの概念と同様に社会全体のイメージを社会の代表的な産業形態や社会に生起しつつある新たな変化の徴候によって特徴づける書記法として理解されるのであり、そのような理解に立つなら高度情報通信社会とは要するに現代の日本社会の謂いである。そうであれば、「高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していること」とは、現在の日本社会において個人情報の利用が著しく拡大していることを述べているに過ぎず、高度情報通信社会の進展という概念は個人情報の利用形態を限定する機能を与えられてはいないということになる。

「高度情報通信社会」がこのようにふたとおりのイメージを喚起することから、同法の成立に先立つ衆議院の特別委員会において東祥三委員は「高度情報通信社会の最大の特徴」とされる「シームレスなネットワ

ーク」に注目してこう質問した。「ITで、これが異常な発達を示すことによって、個々人が、今度は個人がですよ、個人の情報を世界じゅうに伝播することもできるというふうになっている。だから、ある方は、非難中傷である人を徹底的に責めるということで、そういう情報が一瞬にして何百万と流れるかもわからない。そういう問題も当然ここに入ってくるんですね。いかがですか」(3)。また同委員は「高度情報通信社会」が来るべき日本社会の謂いであることに注目して、報道機関による集団的加熱報道がもたらす個人情報の社会的流通をめぐる問題が、個人情報の取り扱いに関わる問題であるにも関わらず、この法律から「すっぱりと抜けて」(4)いる点を追及した。これらの質問に対してIT担当大臣はこう回答した。「まことに器が小さい規定で申しわけないんですが、この法案はそういうことではない、多量に個人情報を処理する人が故意過失等によっていろいろな問題を起こす、それを個人を救済する目的で措置をとることができるようにするという法案でございますので、その点を、きちっとした考え方の整理をしていただく必要があると思っております」(5)。

かくして、この法律の発案者が想定していた立法事実は、「高度情報通信社会の進展に伴い著しく拡大している個人情報の利用」のすべてではなく「多量に個人情報を処理する人が故意過失等によっていろいろな問題を起こす」ことであることが明らかとなった。このように解釈的に矮小化された立法事実は確かに個人情報保護法の一般法的部分の内容及と一貫してはいるが、基本法的部分に記された文言からは、立法事実がそのような内容に矮小化されるべき理由は読みとれない。しかもこの法律が将来に向けて「その適正な取り扱いの厳格な実施を確保する必要がある個人情報について」「必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする」(第6条3項)と予告している個別法をも傘下におさめる「基本法制」(6)であろうとするなら、「多量に個人情報を処理する人が故意過失等によっていろいろな問題を起こす」という括りに馴染まない多様な「個人情報の利用」形態への対応の可能性は予め排除されてはならないはずである。ところが、前記のごとく立法事実が解釈的に矮小化されているとすれ



ば、一方において新たな対応に踏み出すたびに立法事実の塗り替えが行われるおそれがあり、他方において解釈的に矮小化された立法事実が将来の立法を制約するおそれがある。

第2に、立法目的に関する文言に徴して明らかなように、「本法の目的が個人の権利利益の保護にある」(7)ことは間違いない。しかし、この法律の名称は「個人情報の保護に関する法律」であって「個人の権利利益の保護に関する法律」ではない。もっとも、およそ法律が立法目的をどのように述べるかについて考えると、たとえば行政法が立法目的を述べる際に「公共の福祉を促進することを目的とする」という文言を用いていることが想起されるのであり、この法律がその目的として「個人の権利利益を保護すること」を挙げているのは、この法律の具体的な目的を述べるためではなく、一般に法律が「公共の福祉を促進することを目的とする」場合と同様に、この法律に盛り込まれた手段方法の正当性の根拠として個人の権利利益の保護を個人情報の保護よりも一段高い規範的価値として掲げている、という理解が導かれるであろう。たとえば電波法第1条は「この法律は、電波の公平且つ能率的な利用を確保することによって、公共の福祉を増進することを目的とする」(8)と述べているが、電波法の目的が公共の福祉を増進することであって電波の公平且つ能率的な利用を確保することではないと論じる人はいないであろうし、電波の公平且つ能率的な利用を確保することが公共の福祉を増進するための手段として位置づけられていることも疑う余地はない。そうであれば、この法律の目的が「公共の福祉を促進すること」ではなく「個人の権利利益を保護すること」であることの意味があらためて問題となる。「公共の福祉」が掲げられているならば、この法律が何らかの個人情報を保護することを通じて個人の権利利益とは区別される社会の集合的な利益を促進することに向けられていることも考えられるが、「個人の権利利益を保護すること」に向けられているのであれば、まさに国民ひとりひとりの個人情報の保護を通じて国民ひとりひとりの権利利益の保護がはかられることが期待されると考えられるからである。この法律に明示されている目的が個人の権利利益の保護であるからには、この法律

が採用する規律の手段方法は個人の権利利益の保護に向けられていなければならないということである。それゆえ、この法律において目的達成手段として採用されている規律の内容が、国民ひとりひとりの立場から見ても自己の権利利益を保護する助けにならず、場合によっては個人情報の保護よりも他の利益を優先するものであるにも関わらずそのような措置が個人情報の保護を通じて個人の権利利益の保護に資するかのごとくに扱われることは許されない。

尚この法律の目的規定に明示されている目的とこの法律の名称の間に見られる食い違いは、コミュニケーション論の観点から見れば、記号内容(すなわち「個人情報の保護に関する法律」に盛り込まれた政策内容)と記号表現(すなわち「個人情報の保護に関する法律」という名称、なかんずく通称として用いられている「個人情報保護法」という呼称)の間の乖離現象ないズレの問題として焦点化されるべき要素を含んでいる。すなわちこの法律には、記号内容と記号表現の恣意的結合を通して、人々の脳裏に個人情報は法律を通じて保護されるというイメージを醸成する意識操作の契機が含まれているのである。

第3に、「個人の権利利益を保護すること」という目的を達成するためにこの法律が採用している手段方法は、立法事実として述べられた「高度情報通信社会の進展」にどのように対応しているのであろうか。この点はこの法律が社会情報政策の観点から評価される際の重要な判断基準のひとつとなるであろう。この点についての詳細は第2章以下の条文の検討を通じて明らかにされねばならない。

そして第4に、立法事実と立法目的を架橋する政策手段が講じられる際の留保条件として述べられている「個人情報の有用性に配慮しつつ」という要件は、この法律のみならず政府の個人情報保護政策全体を考える上でも鍵となる重要性をもつと考えられる。個人情報保護法の成立に向けた政府の動きをかえりみると、プライバシー保護ははやくから政策目標のひとつとされていたが、プライバシー保護の重要性に対する認識には微妙な揺れが見られる。すなわち1994(平成6)年8月2日に小渕恵三首相[当時]を本部長として内閣に設置された高度情報通信社会推進本部は、1995(平

成7)年2月21日決定の「高度情報通信社会に向けた基本方針」のなかでは「高度情報通信社会の脆弱性を克服するため、情報の安全性、信頼性とプライバシーの確保に努める」と明快に述べていたのに対して、1998(平成10)年11月9日決定の「高度情報通信社会推進に向けた基本方針」のなかでは「電子商取引等推進のための環境整備」の一環として「プライバシー保護」をこう謳っていた。「電子商取引等の発展には自由な情報流通が不可欠であるが、その前提として、プライバシーについては確実な保護が図られなければならない」。それはプライバシー保護がそれ自体として確固たる政策目標にされたというよりは電子商取引等の発展のためにその前提として必要な範囲において「確実な保護が図られなければならない」ということであった。しかしこのような後退は見られるとしてもプライバシー保護が高度情報通信社会の条件として位置づけられている点は一貫している。「高度情報通信社会の進展」を立法事実に基づいて個人情報の取り扱いに関する規律の定立を図る法律がプライバシー保護を図るべきことは、「個人情報の有用性」への配慮と対立するどころか、「個人情報の有用性」を最大限にいかすための前提条件として求められるべきことなのであり、プライバシー保護の達成度はこの法律が評価される際の重要な判断基準のひとつである。この点についての詳細は第2章以下の条文の検討を通じて明らかにされねばならない。

さらに個人情報の有用性とプライバシー保護に関しては、匿名性の喪失の問題も忘れられてはならない。「高度情報通信社会の最大の特徴は、シームレスなネットワークを通じて、その先にある全ての情報をあたかも自分のところにあるかのように共有でき、また自分の情報をいつでもどこにでも迅速かつ確実に伝達できることにある」(9)とされているが、そのような通信手段に媒介されつつ行われる商取引に際しては取引の当事者が一定の個人情報を相手方に通知しなければならないという意味において個人情報のやり取りが不可欠となる。それは商取引における当事者の顕名性ないし実名性が従来の商取引の場合の層倍にもなることを含意しているが、むしろそうした数量的変化が問題なのではなく、貨幣が実現した匿名性が情報通信技術

によって消失する新しい時代の始まりが告げられていることが問題なのである。個人が書面を交わして行う商取引において契約当事者が互いに実名による相互確認を行うのは、これまでも見られたことである。従来との相違は、これまではもっぱら匿名で行われ、書面を取り交わす慎重な契約を必要としなかった軽微な商取引の際にも、匿名に代えて顕名の取引が行われる機会が極めて多くなる点にある。自動販売機の前でポケットの中の硬貨を探す手間は自己の個人情報を守るために必要な最小限度のコストでもあるのだが、硬貨を使う手間を惜しんで一缶のコーヒーを買うために情報通信手段を利用する行為が、個人情報を公開市場に売り飛ばすことにならないための予防手段が果たしてこの法律に用意されているか否かは、この法律が評価される際の重要な判断基準のひとつとなるであろう。この点についての詳細は第2章以下の条文の検討を通じて明らかにされねばならない。

## 第2節 定義について

### (1)「個人情報」の定義について

「この法律において『個人情報』とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。)をいう」(第2条第1項)とされている。

高度情報通信社会の到来に伴う政策課題のひとつが、センシティブな個人情報すなわち高度に慎重な取り扱いを必要とされるべき個人情報の取り扱いの厳重化にあることについてはすでにこの法律の中でも予示されているが、一見無害と受け取られがちな個人の行動記録に関する情報も、それが本人のさまざまな個人情報との照合を可能にする鍵となる情報を含む場合には、センシティブな個人情報に劣らぬ慎重な取り扱いが要請されるということは、決して見落とされることがあってはならない。「すべての情報というのは、結局、すべてセンシティブな情報になり得るという可能性をもっている」(10)からである。その意味において、この法律がそのような情報を「個人情報」の定

義に含めている点は高く評価されなければならない。

もっとも、この法律における「個人情報」の定義は、法的に保護されるべき個人情報の定義ではない。それゆえ先ほどの高い評価は裏切られる危険がある。生存する特定の個人と結びつく情報を「個人情報」としてはいるが、この「個人情報」のすべてが保護の対象となるわけではない。一見無害と受け取られがちな情報と、明らかに慎重な取り扱いを必要とされる情報とが区別されずに「個人情報」に含まれたことが、個人のプライバシーの保護あるいは個人の尊厳という理念に照らして十分な働きを発揮できるか否かは、「個人情報」のうち保護の対象とされるものとされないものとの間の線引きに委ねられている。

さらに「個人情報」の定義に関しては個人情報が「生存する個人の情報」に限定されていることが注目される。この限定に関する問題点は次の2点に分けて論じられる。第1は生存する個人の範囲の問題、第2は生存する個人と生存しない個人の区別の問題である。

第1に、生存する個人の範囲の問題は、特に出生前のヒトの個人情報がどのように扱われるべきかの問題に焦点化される。本法は「生存する個人」の意味内容を明らかにする定義を設けていないが、民法上の私権の享有主体とならない出生前のヒトの個人情報をどのように扱うかは、それ自体重要な問題領域であり、民法が私権の享有主体を制限していることが、個人情報保護法の保護対象とされるべき個人情報の帰属主体の制限に自動的に流用されるべきか否かは重大な政策選択上の論点となることは明かである。そのような重要な問題領域が「個人情報」の定義から除外されることとなれば、個人情報保護は名だけの空手形といわれなくてはならないであろう。

第2に、生存する個人が生存しない個人を含まないことは文理上明かであり、死亡したヒトは生存しないのであるから、死亡したヒトの個人情報は個人情報ではないというのがこの法律に盛り込まれた考え方である。この整理の仕方は一面では法制度にしばしばみられがちな擬制であるとはいえ、いかにも社会常識から遊離している。死者の個人情報も個人情報ではあるけれども法的保護の対象とすべき個人情報から除外するという整理の仕方があり得たはずである。死者の個人

情報を法的保護の対象としないということと、死者の個人情報は個人情報ではないということは異なる。これをコミュニケーション論の視点からみれば個人情報という表現と結びつけられるべき意味内容が故意に矮小化されている。すなわち個人情報という表現が、個人情報保護法に限り特定の意味内容の個人情報だけに妥当する表現として法定されるということであり、しかもそこで法定された意味内容は個人情報という表現が元来もちえる意味内容を狭める作用を伴っているのである。

## (2) 「個人情報データベース等」の定義について

「この法律において『個人情報データベース等』とは、個人情報を含む情報の集合物であって、」 「特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの」及び「特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの」である（第2条第2項）。この定義によれば、「特定の個人情報を電子計算機で検索することができるように体系的に構成した」個人情報データベースは、すべて自動的に、この法律の規律の対象となる（第2条第2項第1号）。これに対してマニュアル処理情報で構成される個人情報データベースについては、この法律の規律の対象となるべき範囲を示す定義が政令に委任されている。この授權規定の存在によりマニュアル処理情報で構成される個人情報データベースのうち、どのようなものがこの法律の規律の対象となるかは、政府（内閣）に委ねられた。言い換えれば、この法律が規律の対象とする個人情報の範囲は、この法律の規定からは確定されていない。この法律の核心ともいべき個人情報の範囲を最終的に確定する権限が政府（内閣）に委ねられているということは、政府（内閣）が個人情報の取り扱いに関する生殺与奪の権限を与えられているに等しいが、同時にそれは立法府が国権の最高機関としての機能をみずから形骸化させているということでもある。

## (3) 「個人情報取扱事業者」の定義について

「この法律において『個人情報取扱事業者』とは」「個人情報データベース等を事業の用に供している者をい

う。ただし、「国の機関」「地方公共団体」「独立行政法人」、「その取り扱う個人情報の量及び利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定める者」は個人情報取扱事業者から除かれることとされている（第2条第3項）。この定義のなかで個人情報取扱事業者から除かれている者のうち、「国の機関」と「独立行政法人」についてはそれぞれ個人情報保護に関する別の法律が用意されており、「地方公共団体」については地方自治の観点から地方公共団体に自主的な対応が求められているため、ここでの議論からは除外するが、これら三者とは対照的に民間事業者については、前項の「個人情報データベース等」の定義の場合と同様に、「個人情報取扱事業者」の定義の詳細が政府（内閣）に委任されている。この法律が一般法として規律するのは「国」「地方公共団体」「独立行政法人等」を除いた「個人情報取扱事業者」のみであり、その「個人情報取扱事業者」の範囲は政府（内閣）に委ねられているのである。

ここには2つの問題がある。第1は、個人情報データベース等の定義に関してすでに述べたのと同様に、政令への委任という立法技術が、国権の最高機関としての国会の立法機能を形骸化させているということである。しかも、「個人情報の量及び利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれ」は、この法律の適用を受ける事業者と受けない事業者を分ける適切な基準というには余りにも漠然不明瞭である。政府（内閣）が政令の中で「個人の権利利益を害するおそれ」のある個人情報の取り扱い「量」とは何か、「個人の権利利益を害するおそれ」のある個人情報の「利用方法」とは何かを明らかにしなければならないのであるから、その際には、かかる「量」と「利用方法」を具体化するために何らかの基準を設けざるを得ず、その際に用いられた基準が、本来政府（内閣）の裁量を限界づけべき法律の基準の空白を充当する、という規範の階層構造の転倒現象がここには見られる。

第2の問題点は、個人情報の帰属する個人（個人情報の本人）からみて、自分の個人情報が個人情報保護法のもとでの保護を受けるか否かは、個人情報を委ねる相手に応じて大きく異なるということである。それはこの法律で「個人情報取扱事業者」とされる者は、

社会的実体としての個人情報取扱事業者の一部にとどまるからである。自己の個人情報を誰に委ねるかを本人がどこまで管理するかに応じて自己の権利利益が侵害を受ける危険の度合いが異なるという意味ではこの法律は自己責任の原理を採用しているといえよう。すべての国民がいつでも誰に対しても権利として個人情報の保護を求めることができるわけではないということでもある。たしかに一度に大量の個人情報が不適切な扱いを受けて社会的な混乱が発生する事態を回避するために大量の個人情報を扱う事業者あるいは個人情報を特定の方法で利用する事業者を他の事業者と区別し、かかる事業者に法的責任を課すやり方は、社会学の視点からは是認されよう。しかし規制の有無を左右する「量」の基準がまさにその「量」に対する意味づけの基準すなわち一定の「量」が保護と非保護の分岐点とされるべき理由を説明する基準なしに設けられている点には、国民に対する説明責任の欠如という問題が残されている。個人情報を同じ方法で利用する事業者のうち、取り扱い量が多い事業者は「個人情報取扱事業者」とされ、取り扱い量が少ない事業者は、個人情報を取り扱う事業者でありながらこの法律のうち一般法に該当する部分の適用を受ける「個人情報取扱事業者」とはされないのである。これは社会を個人情報の悪用に基づく混乱から防衛する措置としては一定の効果を期待できる半面、国民ひとりひとりの権利利益を個人情報の悪用に起因する侵害から防衛する措置としては大きな限界を抱え込んでいるといわれなければならない。

#### (4)「個人データ」の定義について

「この法律において『個人データ』とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう」（第2条第4項）。すでに検討した「個人情報」、「個人情報取扱事業者」そして「個人情報データベース等」の定義から明かなように、個人データは、三重の意味において限定されている。すなわち、ある情報はそれが個人情報であるか否か、個人情報データベースに含まれるか否か、そしてさらに、個人情報データベースがこの法律の適用を受ける個人情報取扱事業者のものであるか否か、という三段階の濾過を経て、個人データとな



る。

《個人データ》、《個人のデータ》、《個人に関するデータ》など、「個人」のイメージを再現する際に利用されるデータの呼称として日常的に使用されることとは別に、この法律に関してのみ成立すべき「コトバ」を日常的に使用されることばと全く同じ表現で用いるこの法律の用語法は、この法律に限らずさまざまな法律にこれまでも見られてきた現象であるとはいえ、法律のわかりにくさに関するたくさんの実例に新たな1項を加えるものであることは間違いない。混乱を避けるために国民は、日常用語とは別に《個人情報の保護に関する法律において定められた意味における個人データ》という表現を使用しなければならない。それにもまして、このように厳重に絞り込まれた「個人データ」概念を設けることは、個人情報の適正な取扱いを通じて個人の権利利益を保護する目的にどれだけ資することができるのだろうか。この法律は総体としての「国民」の利益を保護するとか「公共の利益」を促進するというような集合的な利益を追求する目標を掲げているのではなく端的に個人の権利利益の保護を追求することを目的として掲げている（第1条参照）。そのことを考えあわせると、保護の対象をせばめるために次々に繰り出される限定は、この法律が個人の権利利益の保護という政策目的の実現に向けて政策手段を合理的に選択しているとはいいいがたいことの証左と受け取られてもしかたがないのではないであろうか。このような絞り込みはこの法律が、個人情報の保護を嫌々ながら不承不承に仕方なく行うという印象につながらざるをえないのではないだろうか。

#### (5) 「保有個人データ」の定義について

「この法律において『保有個人データ』とは、個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの又は一年以内の政令で定める期間以内に消去することとなるもの以外のものをいう」（第2条第4項）。この定義で直ちに明らかにされているのは次の2点である。第1に個人データ

は「個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する」ものとそうでないものの2種類に分類されること、第2に「個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する」個人データは政令で定めるものに該当しない『保有個人データ』と、政令で定めるものに該当するその他の個人データに分類されるということである。

こうして個人データを絞り込んで設定された『保有個人データ』という範疇の使途は何か。この点について、この法律はその一般的部分において個人情報取扱事業者が本人の求めに応じて個人情報の開示（第25条）、内容の訂正（第26条）、追加又は削除（第26条）、利用の停止（第27条）、消去及び第三者への提供の停止（第27条）を行う範囲を全ての個人データよりも範囲の狭い『保有個人データ』に限定していることから、この定義が個人情報取扱事業者の責任範囲を限定するために設けられていることは明らかである。それは、この定義が個人情報の本人の利益を促進するために設けられているのではないことを意味している。

ひるがえって、この定義で明らかにされていないことは何か。それは第1に「個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有」さない個人データとは何かであり、第2にそのような個人データを個人情報取扱事業者が管理下に置けるのはなぜかである。個人の尊厳の保護の見地から考えれば、個人情報の開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止は、すべて個人情報の本人のために行われるべきである。個人情報取扱事業者が開示等の義務を負わないということは個人情報の本人は、自己の個人情報について知る機会を与えられないということであり、個人情報の内容の故に本人の権利利益が害される危険があるとしても本人には危険回避等の予防手段を講じる機会が奪われているということである。個人情報取扱事業者が無権限であるために個人情報の帰属する本人の権利利益が害される恐れがあるにも関わらず、当該個人情報取扱事業者



がなお無権限の個人情報を扱えるのは何のためなのか  
が改めて問われるべきである。この法律の立法目的は  
あくまでも「個人の権利利益を保護すること」(第1条)  
であるから、個人情報の開示、内容の訂正、追加又は  
削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止は  
もっぱら「個人の権利利益を保護する」ためにこそ行  
われるべきである。もちろん、個人の権利利益の保護  
を他の全ての利益の保護に優先させることは現実的で  
はないが、「個人の権利利益を保護する」目的が他の  
目的に置き換えられる事態は、この法律にとって例  
外的な事態でなければならず、例外的範囲が特定さ  
れていない法律は本来の目的の範囲も特定されてい  
ないに等しい。

またこの定義では、本人の権利利益の保護のために  
本人が関与することを禁止されるべき個人情報という  
枠組みが設定されている一方、係る枠組みに該当する  
個人情報の定義が政府(内閣)に委ねられている。授  
権に際しての限定は、「公益その他の利益が害される  
もの」とされており、「その他の利益」を通じて、「公益」  
以外の利益が、本人の利益のためではなく、本人以  
外の第三者の利益のために、本人の個人情報に対する  
権利利益よりも優先されている。これは、この法律が  
個人情報の保護に向けられた法律の顔をしつつも、個  
人情報の本人が自己の個人情報に対して有すべき権利  
利益を制限する契機を備えていることを示している。  
この法律が個人の権利利益に対する行き過ぎた制限と  
ならないようにするためには、ひとりひとりの国民が、  
この法律の運用に関する行政機関の決定を監視でき  
る仕組みが実効性のあるものとして用意されてい  
なければならないことはいままでもない。

### 第3節 「個人の人格尊重の理念」について

本稿は冒頭でも触れたように「個人情報は、個人の  
人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきもの  
である」という視点に立脚して個人情報保護法の内容を  
検討している。しかし「個人情報は、個人の人格尊重  
の理念の下に慎重に取り扱われるべきものである」と  
いう理念を述べた個人情報保護法第3条の内容には問  
題がないのだろうか。なぜなら道徳的な理念ないし  
社会倫理として個人情報が慎重に扱われるべきであり、

その適正な取り扱いが図られなければならないとい  
うことと、そのような道徳的な理念ないし社会倫理が  
法律の中で価値規範の内容として提示されることは次  
元が異なるからである。

問題は道徳的な理念ないし社会倫理をそのまま法  
規範とすることの是非である。道徳的な理念ないし  
社会倫理は時として具体的な行為を特定すること  
なく行為に際しての人の心構えをそれ自体独立した  
価値として提示することがあり得る。しかし法規  
範の場合に外形的な人間の行為に関する明示的な  
特定を伴わず内面的な態度のみを規範として提  
示することは果たして適切なものであろうか。そ  
れとも「適正」とか「慎重」とさえ述べておけ  
ばどのように行動すべきかは誰の目にも明らかな  
ほど、個人情報の取り扱いに関する基準は社会に  
定着しているのであろうか。具体的に何らかの  
行為を遂行することを命じたり禁止したりする  
のではないこのような基準は、法規範として適  
切な内実を備えていないということが改めて確  
認されなければなるまい。なぜなら、もし行為  
規範としての適切性に欠けているなら、この第  
3条は立法の限界を超えているからである。

第2に、罰則さえ伴わなければ道徳的な理念  
ないし社会倫理を法規範に据えても立法の限界  
の範囲内にとどまるという立場がとられるに  
しても、この第3条には別の問題が含まれて  
いる。それは国と国民の間の自由の配分を  
めぐり一層深刻な問題である。すなわち、  
個人情報の適正かつ慎重な取り扱いを求め  
るというそれ自体合目的な制度化の表層の  
ずっと背後の、それゆえ人びとの目の届  
きにくい処で、支配の拡大の制度化が  
進行しているのである。ここで支配とい  
うことばを使うのは、行政機関が立法  
を通じて国民と約束した行為(立法とは  
国と国民の間で遂行されるべき行為  
規範を制度化する行為にほかならない)を  
遂行することに代えて、約束されるべき  
行為の内容を伏せたまま行政機関が行為  
できる領域を確保し、具体的にどのよ  
うな行為を遂行するかは、行政機関の  
判断が最初の公権的な判断として尊重  
されることが保障される仕組みを生み  
出す足掛かりが用意されているから  
である。およそ法律上の命令を具体的  
事実関係に適用する場合に必要な  
のは、ひとつは類似する事例に対する  
同一の命令

の適用例の集積に依拠する経験則であり、いまひとつは具体的な事例と当該命令の適用とを媒介する論理的な説明であるが、個人情報の取り扱いを方向づけようとする第3条にはどちらも欠如している。本稿の冒頭で「旧法案の基本原則が放棄されたことにより、基本法と呼ばれるべき部分は大きな問題を抱え込むことになった」と述べたことの意味はここにある。そしてこの欠如は本法第4章から第6章の個人情報取扱事業者を対象とする規律のなかで展開される行政機関の裁量行為が依拠すべき指針の欠如において繰り返され、依拠すべき指針のないところで行われる決断は、この決断を批判する際に依拠されるべき公権的指針を欠いた決断として、国民からの批判に対する公開性をも欠落させている。このことこそ合法的ではあるが正当性を欠いた支配の拡大が制度化されるメカニズムの核心であるが、第3条の規定は、そうした第4章以下の一般法の部分で展開される論理をごく抽象的に表現することにより、後から姿を現す第4章以下の論理がごく自然なことがらであるかのように受けとめられるための神話作用の布石としての役割をも担うものなのである。

この点に関して興味深いのは、衆議院特別委員会における米田健三内閣副大臣の次の発言である。「民間における個人情報の取り扱いは、砂田先生（引用註：自由民主党所属砂田圭祐衆議院議員）のお説の通り、その事業実施と一体として行われるものであります。また、その適正な取り扱いの具体的な内容も、当然ながら、業種、業態によってさまざまな形になるわけでございますので、事業ごとに判断することが不可欠であるというふうを考えております。このため、政府案の第三十六条では、それぞれの事業を所管する大臣を主務大臣とし、当該事業における個人情報の適正な取り扱いについて行政責任と権限を規定しております」（11）。この発言に徴して明らかのように、個人情報をどのように取り扱えば適正となるかは、予め法律に示されているのではない。法律に書き込まれているのは、本来は法律に書かれているはずの、どのように個人情報を扱えば適正となるかに関する規範の存在を前提として、その規範とその規範の適用対象との間に成立すべき「適正」という現象が観察される予定だけであり、

本来書かれてあるべき規範は、主務大臣によって補なわれてはじめてその内容を明らかにされるのである。この立法の白紙委任ぶりは野党側から「主務大臣が大活躍をする」（12）と評されている。

#### おわりに

以上のように個人情報保護法第1章総則は、個人情報保護法制全体に対して基本法的役割を期待されている部分に属するにもかかわらず、第1にその目的規定の内容が一般法的部分に合わせて解釈的に矮小化され、第2にその基本理念規定が旧法案に予定されていた基本原則を喪失したことにより内容空疎となり、一般法的部分で展開される規律内容を方向づけるというよりはむしろ一般法的部分で展開される規律内容によってその基本理念の内容が補充されるという逆転現象を招いている。そして第3に、本法の目的は個人の権利利益の保護であるにも関わらず、その定義規定は保護されるべき個人の権利利益につながる個人情報を幾重にも絞り込むことにより、個人の権利利益ではない別の権利利益への配慮を示す一方、そのような配慮がいかなる基準に基づくものであり、またそのような配慮が基本理念規定に掲げられた個人の人格尊重の理念とどのように調整されるかについての具体的な指針をも欠いている。

このように個人情報保護法第1章総則は個人情報保護法制全体に対して基本法的役割を期待されている部分に属するにもかかわらず、その傘下に収められるべき現在および将来の一般法ないし個別法に対して、個人情報がどのように取り扱われるべきかに関する具体的指針を国民に明示することのない立法であり、それゆえにこの法律は、国民に知らせられるべき情報の秘匿を通して権力の偏在を招来する典型的に前民主主義的な情報治世術につらなる立法であるとの誹りを免れず、またその法律の名称にも関わらず個人情報の保護に関して看過しえない限界を包蔵している。この法律の運用には注意深い監視と検討が求められるといえよう。

#### 註

- (1) 宇賀克也『解説 個人情報の保護に関する法律』  
第一法規 2003年 19頁。
  - (2) 「高度情報通信社会に向けた基本方針」平成7年  
2月21日高度情報通信社会推進本部決定。
  - (3) 平成15年4月15日開催の衆議院個人情報の保護  
に関する特別委員会における民主党所属東祥三委  
員の発言。
  - (4) 前掲註参照。
  - (5) 平成15年4月15日開催の衆議院個人情報の保護  
に関する特別委員会における細田博之国務大臣の  
発言。
  - (6) ウェブサイト首相官邸、個人情報保護法の解説  
「2個人情報保護法制の体系イメージ」<http://www5.cao.go.jp/seikatsu/kojin/kaisetsu/pdfs/taikei.pdf>  
(2005年4月1日現在を参照)
  - (7) 三宅弘・小町谷育子『個人情報保護法逐条分析と  
展望』青林書院 2003年 107頁。
  - (8) 昭和25年5月2日法律第131号
  - (9) 「高度情報通信社会に向けた基本方針」平成7年  
2月21日高度情報通信社会推進本部決定。
  - (10) 平成15年4月14日開催の衆議院個人情報の保護  
に関する特別委員会における公明党所属榎屋敬悟  
委員の発言。
  - (11) 平成15年4月15日開催の衆議院個人情報の保護  
に関する特別委員会における米田健三内閣副大臣  
の発言。
  - (12) 平成15年4月15日開催の衆議院個人情報の保護  
に関する特別委員会における民主党所属山内功委  
員の発言。
- (2005年4月15日脱稿)

## 男女共同参画推進条例の制定と普及に関する分析ノート

Note on an Analysis of Policy Diffusion in Local Municipal Governments:  
In Relation to the Gender Equality Policy

林 寛一

Kanichi Hayashi

ここでは、先に常磐大学人間科学部紀要『人間科学』第22巻第1号（2004年10月）に掲載された論文「政策条例の制定と普及に関する分析－茨城県の市町村を事例として－」（伊佐山忠志・桑原英明・林 寛一・福沢真一・佐藤公俊）の筆者担当の部分である男女共同参画推進条例に関する資料と説明の補足を行う。

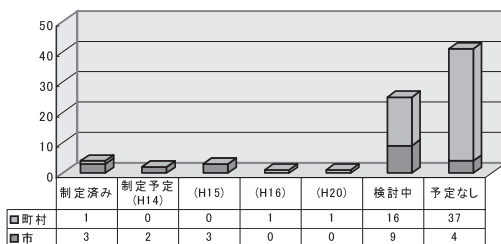
補足となる資料と説明は、「政策条例の制定状況」と「政策条例を担当する組織」の2つである。本稿は、先の論文のリサーチ・データに対するアグリゲート・データによる補完的位置づけとなる。

### I 政策条例の制定状況

以下のグラフ（図1）は、平成14年11月から12月にかけて茨城県下すべての市町村（当時83市町村）の法規担当課（主として総務課文書法制課）を対象としたアンケート集計の結果である。

男女共同参画を推進する条例の制定状況

（図1）



制定済みは、水戸市、日立市、龍ヶ崎市、波崎町で、回答で制定予定年を書き入れた自治体は、平成14年制定予定で牛久市とひたちなか市、平成15年制定予定で石岡市と取手市、そして平成16年制定予定で総和町であった。

平成17年3月の時点（現在）では、11の自治体が条例を制定している。

市区町村別男女共同参画に関する条例（茨城県）（表1）

市区町村名	名称	可決日	公布日	施行日
水戸市	水戸市男女平等参画基本条例	平成13年3月21日	平成13年3月27日	平成13年9月28日
日立市	日立市男女共同参画社会基本条例	平成13年12月19日	平成13年12月28日	平成13年12月28日
石岡市	石岡市男女共同参画条例	平成16年3月19日	平成16年4月1日	平成16年4月1日
龍ヶ崎市	龍ヶ崎市男女共同参画推進条例	平成14年3月18日	平成14年3月27日	平成14年4月1日
笠間市	笠間市男女共同参画推進条例	平成16年3月23日	平成16年3月26日	平成16年4月1日
取手市	取手市男女共同参画推進条例	平成16年12月16日	平成17年1月4日	平成17年1月4日
牛久市	牛久市男女共同参画推進条例	平成15年3月19日	平成15年3月26日	平成15年4月1日
つくば市	つくば市男女共同参画社会基本条例	平成16年3月22日	平成16年3月26日	平成16年3月26日
ひたちなか市	ひたちなか市男女共同参画推進条例	平成15年3月25日	平成15年3月27日	平成15年4月1日
潮来市	潮来市男女共同参画基本条例	平成15年3月20日	平成15年3月25日	平成15年4月1日
波崎町	波崎町男女共同参画推進条例	平成14年3月14日	平成14年3月19日	平成14年4月1日

上記表1は、内閣府男女共同参画課が集計した市町村別男女共同参画に関する条例（茨城）一覧である。データは、平成17年3月上旬(<http://www.gender.go.jp/>)。

単純に制定の数を数えれば茨城県は全国で6番目に多い県となっている。埼玉県が20と突出しており、岡山県、福岡県が15、福島県、長野県が12で、茨城

県は東京都と並んで上位である。

しかし、この制定の数を各都道府県下の自治体数で割った場合の制定率で見ると、富山県が58.8%、岡山県が44.1%、石川県が35%、鳥根県33.3%、そして大分県33.3%と高く、際だっている。茨城県は10番目で、21.2%である（表2）。

自治体の条例制定数と制定率  
(表2)

都道府県	条例制定数	市町村数	条例制定率
北海道	7	185	3.8%
青森	1	41	2.4%
岩手	5	47	10.6%
宮城	6	38	15.8%
秋田	0	38	0.0%
山形	1	35	2.9%
福島	12	61	19.7%
茨城	11	52	21.2%
栃木	6	33	18.2%
群馬	1	39	2.6%
埼玉	20	72	27.8%
千葉	5	39	12.8%
東京	11	37	29.7%
神奈川	4	67	6.0%
新潟	2	40	5.0%
富山	10	17	58.8%
石川	7	20	35.0%
福井	6	25	24.0%
山梨	8	32	25.0%
長野	12	85	14.1%
岐阜	3	42	7.1%
静岡	7	67	10.4%
愛知	6	44	13.6%
三重	6	30	20.0%
滋賀	2	33	6.1%
京都	4	36	11.1%
大阪	6	43	14.0%
兵庫	4	48	8.3%
奈良	3	39	7.7%
和歌山	0	32	0.0%
鳥取	4	19	21.1%
鳥根	7	21	33.3%
岡山	15	34	44.1%
広島	5	26	19.2%
山口	4	22	18.2%
徳島	0	29	0.0%
香川	1	22	4.5%
愛媛	4	20	20.0%
高知	1	42	2.4%
福岡	15	72	20.8%
佐賀	1	29	3.4%
長崎	2	27	7.4%
熊本	5	54	9.3%
大分	7	21	33.3%
宮崎	3	33	9.1%
鹿児島	2	51	3.9%
沖縄	0	48	0.0%
計	252	1987	12.7%

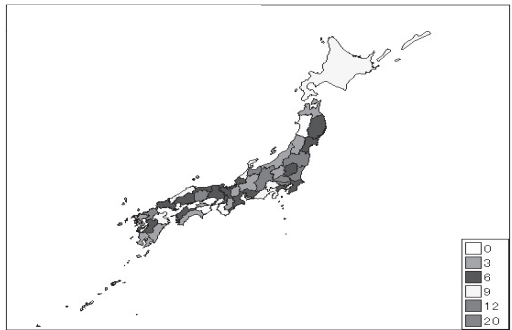
上記の表2は、内閣府男女共同参画課が集計した市町村別男女共同参画に関する条例を加工したもの、つまり最近の市町村合併の動向に照らして集計した市町村数で作成したものである。平成17年3月上旬のデータ（<http://www.gender.go.jp/>）。

条例の制定の数と制定率を日本地図に落とし色分けしたものが、以下、図2、図3である。

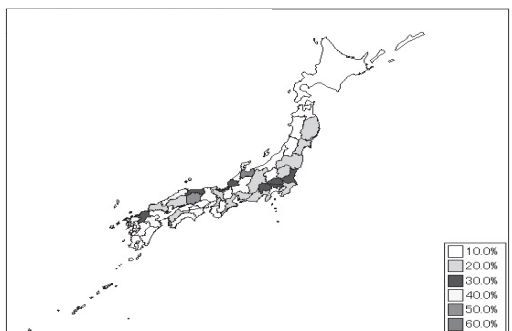
図2の凡例区分は、色分けの数値は制定数の上限による。秋田県、和歌山県、徳島県、そして沖縄県は市町村単位ではまだ制定されていない。埼玉県、岡山県、そして福岡県が多い。

図3の凡例区分は、条例制定数を市町村数で割った数値を条例制定率として色分けし、その数値は上限を示している。富山県と岡山県が制定率50%前後を占めており際だっている。総じて、東日本では太平洋側、西日本では日本海側と瀬戸内、そして北陸地方の数値が高い傾向にある。

都道府県別条例制定数  
(図2)



都道府県別条例制定率  
(図3)



条例の制定を時系列で整理すると、図4のようになる。平成11年6月に男女共同参画基本法が制定されて以後、主として各自治体は基本計画の策定をベースにして条例化に向かっている。これは、計画の位置づけとして特色がある。都道府県では、平成12年3月に埼玉県が、政令指定都市では、同年同月に横浜市が、

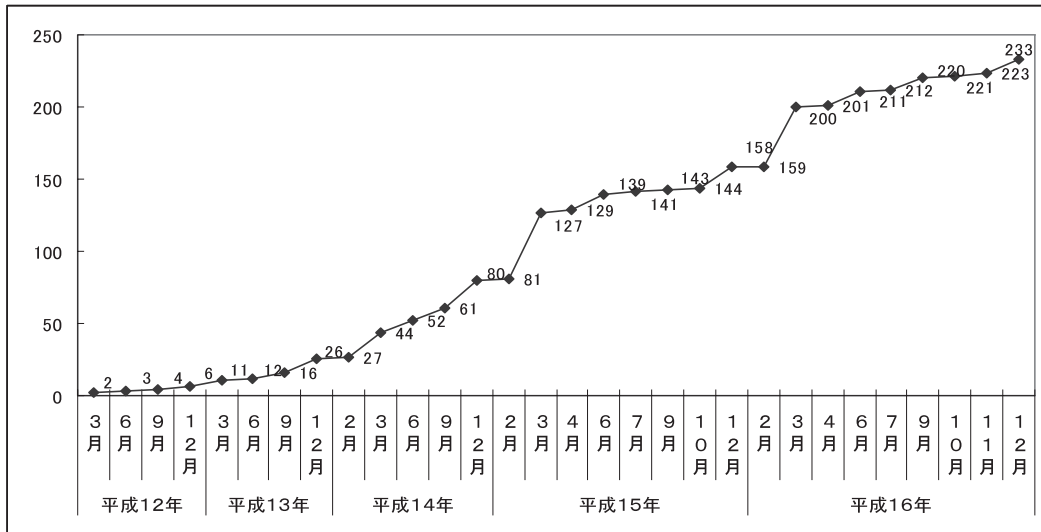


市町村では、同年同月に山梨県都留市、同年10月に山梨県身延町、そして平成15年3月に長野県北御牧村（現在の東御市）が条例を制定している。図の4から条例の制定は平成13年3月から増加しており、平

成15年の3月、平成16年の3月はとりわけ多くの自治体で制定されている。平成13年の3月は、茨城県と県庁所在地である水戸市が条例を制定している。

男女共同参画推進条例制定数の累積的時系列的变化

(図4)



II 条例を担当する組織

平成11年に制定された男女共同参画社会基本法は、都道府県への基本計画作成の義務と市町村へのその努力義務を課しているため、要綱行政にとどまらず、その法的根拠をもとめて条例の制定が進み、とりわけ市町村レベルにおいて特色ある条例が見られるようになっている。また、一般に、政策条例全体の傾向として、市より町村において組織編成の多様性が認められ、その理由として、複数の政策領域を所掌する組織を編成せざる得ないためその組み合わせによって多様な編成となるということ先の論文では指摘したが、男女共同参画社会推進条例に関しては一概にそうはいえないようである。平成14年のわれわれのアンケート調査の結果の集計表は以下ようになった。

市町村における担当組織の特色については、上記アンケート結果から4つに類型化した。ひとつは、「男女共同参画室」、「女性政策課」、そして「さわやか女性推進室」など、比較的数字は少ないが、独立した推進体制を整備している組織である。二つ目は、「企画課」、「企画調整課」、そして「企画財政課」など、比

男女共同参画推進条例を担当する部署の名称

(表3)

市の担当組織名	数	町村の担当組織名	数
男女共同参画推進室	2	企画課	6
生活環境部女性政策課	1	企画部財政課	5
市長公室女性センター	1	総務課	5
男女共同参画室	1	生涯学習課	4
企画部企画課	1	企画部企画課	2
企画課	1	福祉課	2
市長公室企画政策課	1	総務企画部企画財政課	1
企画調整課	1	町長公室企画課	1
総務部企画課	1	企画総務部自治推進課	1
企画課男女共同参画室	1	総務企画部企画課	1
秘書広聴課	1	住民課	1
健康福祉部家庭福祉課	1	総務部企画課	1
市民環境部市民活動課	1	保健福祉課婦人児童係	1
企画部女性国際課	1	総務部総務課	1
企画課まちづくり推進室	1	さわやか女性推進室	1
市長公室	1	企画財政課企画係	1
		総務部企画広聴課	1

(52自治体)

較的数字の多い企画部門の中に担当を設置している組織である。三つ目は、「家庭福祉課」、「福祉課」そして「保健福祉課」など、担当を母子福祉の延長線上に位

男女共同参画推進条例の制定と普及に関する分析ノート

置けている組織である。四つ目は、「市民活動課」、「自治推進課」、「住民課」、そして「生涯学習課」など、担当を市民活動や社会教育の一環として位置づけている組織である。さらに、その他の類型として「総務課」をあげた。

しかし、平成17年3月上旬、各市町村ホームページ上に掲載された例規集の行政組織、または組織図(例規集を掲載していない自治体に関しては電話で担当課を確認)などを参考に現時点での担当組織を確認し、それを再集計したものが以下の表である。なお、茨城県においても、今年平成17年3月をもって合併特例法がうち切られるため、市町村合併がここに来て加速しており、従って、担当課の名称の変更や担当課の変更、そして廃止など条例同様に変化が激しいことを指摘しておきたい。ちなみに、条例・規則等は、新設合併の場合はすべて失効し、新市町村で新たに制定され、他方、編入合併の場合は、編入する市町村の条例・規則が適用されるが、必要な改正が伴う場合もある。

男女共同参画推進条例を担当する部署の名称 (表4)

市の担当組織名	数	町村の担当組織名	数
企画課	4	企画課	11
企画政策課	2	企画財政課	7
女性政策課	2	総務課	5
秘書広聴課	2	生涯学習課	4
企画財政課	1	住民課	3
くらしの支援課	1	秘書広聴課	2
市民活動課	1	福祉課	2
市民課	1	企画広聴課	1
女性・国際課	1	自治推進課	1
男女平等参画推進室	1	保健福祉課	1
女性センター	1	女性児童課	1
男女共同参画室	1	男女共同参画推進係	1
女性政策室	1	秘書企画課	1
家庭福祉課	1	女性子ども課	1
企画調整課	1	婦人児童課	1
男女共同参画推進課	1	教育委員会	1
まちづくり推進課	1	秘書課	1
		女性行政室	1

(68自治体)

調べた担当課の数が52から68に増えたことで上記の類型と解釈に若干の変更を加えたい。一つ目の男女共同参画社会推進に関する独立の組織は市部と町村部の双方において増加している。二つ目の企画部門への

設置は市部、町村部とも多い。三つ目の福祉部門への設置は町村部に散見される。四つ目の市民活動、社会教育の一環としての位置づけは、市部が市民活動、町村部が社会教育に集中しているという点にある。それから、その他の類型とした総務課への設置は町村部において多い。

男女共同参画推進担当課 (茨城県下自治体) (表5)

市町村名	担当課
水戸市	男女平等参画推進室
日立市	女性政策課
土浦市	女性センター
古河市	男女共同参画室
石岡市	企画課
下館市	女性政策課
結城市	女性政策室
龍ヶ崎市	秘書広聴課
下妻市	企画課
水海道市	企画課
高萩市	企画政策課
北茨城市	企画政策課
笠間市	秘書公聴課
取手市	家庭福祉課
岩井市	企画調整課
牛久市	市民活動課
つくば市	男女共同参画推進課
ひたちなか市	女性・国際課
鹿嶋市	まちづくり推進課
潮来市	企画財政課
守谷市	くらしの支援課
那珂市	企画課
常陸太田市	市民課
茨城町	企画財政課
小川町	女性児童課
美野里町	生涯学習課
大洗町	男女共同参画推進係
友部町	企画課
岩間町	秘書企画課
東海村	自治推進課
大子町	企画課
旭村	住民課
鉾田町	企画課
大洋村	企画財政課
神栖町	企画課
波崎町	女性子ども課
麻生町	生涯学習課
北浦町	企画課
玉造町	企画課
江戸崎町	企画財政課

美浦村	企画財政課
阿見町	企画課
新利根町	秘書公聴課
河内町	住民課
桜川村	秘書公聴課
東町	保健福祉課
霞ヶ浦町	総務課
玉里村	住民課
八郷町	生涯学習課
千代田町	婦人児童課
新治村	総務課
伊奈町	総務課
谷和原村	総務課
関城町	教育委員会
明野町	企画財政課
真壁町	企画課
大和村	福祉課
協和町	総務課
八千代町	秘書課
千代川村	企画課
石下町	企画課
総和町	女性行政室
五霞町	企画課
三和町	企画財政課
猿島町	企画財政課
境町	企画公聴課
藤代町	生涯学習課
利根町	福祉課

最後に、周辺自治体の担当組織の特色について簡単に整理しておきたい。

(1) 千葉県

(表6)

市の担当組織名	数	町村の担当組織名	数
男女共同参画課	4	総務課	17
企画政策課	4	企画財政課	5
企画課	3	企画課	5
人権施策推進課	2	生涯学習課	2
総務課	2	企画空港対策課	2
人権推進課	2	教育課	2
秘書広報課	1	企画政策課	2
市民生活課	1	ネットワークまちづくり課	1
総務企画本部	1	企画建設課	1
企画政策部	1	総務企画事業部	1
市長公室	1	庶務課	1
市民活動推進課	1	住民課	1
社会教育課	1	企画調整課	1
企画調整課	1	福祉健康課	1
企画経営課	1	企画広報課	1
青少年女性課	1	企画観光課	1
環境生活部	1	厚生課	1
企画振興課	1		
福祉事務所	1		
事業政策課	1		
まちづくり推進課	1		
企画部	1		
ふれあい推進課	1		

千葉県の自治体の担当課は、一つ目の男女共同参画社会推進に関する分化した独立の組織という点では、市部と町村部では後者にそれがないということが指摘できよう。二つ目の企画・政策部門への設置は、市部と町村部の双方において多い。三つ目の福祉部門への設置は、市部と町村部ともに少ない。四つ目の市民活動、社会教育部門への設置は町村部にのみ見られる。他の特色としては、いくつかの市部が「人権施策推進課」、「人権推進課」など人権担当課に設置しており、町村部では企画課と並んで総務課が多い点が指摘できる。また、「ふれあい推進課」や「ネットワークまちづくり課」などのユニークな課への設置もある。

(2) 群馬県

(表7)

市の担当組織名	数	町村の担当組織名	数
生活環境課	2	教育委員会	19
人権課	1	総務課	8
女性児童課	1	生涯学習課	5
社会福祉課	1	企画財政課	4
市民活動推進課	1	企画調整課	3
企画課	1	住民課	3
総合政策課	1	保健福祉課	3
企画調整課	1	企画課	2
男女共同参画課	1	教育課	2
市民活動支援課	1	住民生活課	2
		生涯教育課	2
		福祉課	2
		厚生課	1
		住民福祉課	1
		隣保館	1

群馬県の自治体の担当課に関しては、一つ目の独立組織という点では、市部に「女性児童課」と「男女共同参画課」があり、町村部にはない。二つ目の企画・政策部門への設置は、他県の自治体と比べてとりわけ多いという数ではない。三つ目の生活・福祉部門への設置は、逆に他県と比べ相対的に多いといえよう。四つ目の市民活動・社会教育への設置は、市部に「市民活動推進課」、「市民活動支援課」などが見られ、町村部では教育委員会が多い。また、町村部での総務課への設置が多い。

男女共同参画推進条例の制定と普及に関する分析ノート

(3) 福島県

(表8)

市の担当組織名	数	町村の担当組織名	数
生涯学習課	4	総務課	16
男女共同参画センター	1	住民課	14
生活課	1	生涯学習課	8
男女共同参画課	1	健康福祉課	5
企画調整課	1	保健福祉課	5
男女共同参画室	1	住民生活課	4
総合政策室	1	企画振興課	2
		公民館	2
		企画課	2
		住民福祉課	2
		政策情報課	1
		企画財政課	1
		企画政策課	1
		村民生活課	1
		町民福祉課	1
		交流館担当	1
		企画交流課	1
		産業振興課	1
		企画情報課	1
		町民生活課	1
		社会文化課	1
		中央公民館	1
		企画商工観光課	1
		町民課	1
		生涯学習班	1
		住民税務課	1
		総務企画課	1
		企画調整課	1

福島県の自治体の担当課に関しては、一つ目の独自の組織としての設置は、市部に3つあり、町村部にはない。二つ目の企画・政策部門への設置は、市部が2つで、町村部でも他県と比べると少ない。三つ目の福祉・生活部門への設置は、「健康福祉課」(5つ)、「保健福祉課」(5つ)が多く、他の類似名称の課を含め数が多い。四つ目の市民活動、社会教育への設置は、市部での「生涯学習課」(4つ)が目立っているが、町村部では多くない。福島県下の自治体の他の特色としては、「住民課」(14)が総務課と並んで多い点が指摘できる。

(4) 埼玉県

(表9)

市の担当組織名	数	町村の担当組織名	数
企画課	6	総務課	8
人権推進課	4	企画財政課	6
男女共同参画課	4	人権推進課	3
市民活動支援課	2	人権推進室	2
市民参加推進課	2	政策財政課	2
市民生活課	2	環境生活課	1
自治振興課	2	企画課	1
企画財政課	1	生涯学習推進室	1
企画調整室	1	女性こども課	1

共同参画推進室	1	女性児童課	1
コミュニティ推進課	1	人権課	1
市民が主役推進課	1	人権政策課	1
女性政策課	1	人権政策室	1
政策推進課	1	政策課	1
男女共生課	1	総合政策課	1
やさしい支援課	1	秘書広報課	1
企画財政室	1	広報広報課	1
庶務課	1	福祉課	1
人権政策課	1	まちづくり支援課	1
政策課	1		
政策企画課	1		
総合政策課	1		
男女共生・交流課	1		
男女共生推進課	1		
男女共同参画室	1		
文化女性政策課	1		

埼玉県の自治体の担当課に関しては、一つ目の独立組織は、市部に多く、町村部に少ない。二つ目の企画・政策部門への設置に関しては、市部、町村部ともに比較的多い。三つ目の福祉・生活部門への設置は、市部、町村部に一つだけである。四つ目の市民活動・社会教育部門への設置は、市部、町村部に「生涯学習推進室」が一つだけであるのに対し、逆に市民活動関連組織は、市部に多くある。埼玉県の他の特徴としては、市部と町村部、とりわけ町村部において「人権推進課」など人権担当課に多く設置されている点である。また、「市民が主役課」や「やさしい支援課」といったユニークな課がある。

(5) 神奈川県

(表10)

市の担当組織名	数	町村の担当組織名	数
男女共同参画課	5	企画室	7
人権・男女共同参画課	1	町民課	2
女性行政課	1	政策課	1
市民課	1	社会教育係	1
市民協働室	1	地域協働課	1
市民活動推進課	1	企画財政課	2
市民生活課	1	企画政策課	1
男女共同社会課	1	企画調整課	1
人権・男女共同参画室	1	企画総務課	1
男女共同参画推進室	1		
男女参画社会課	1		
市民活動推進室	1		
市民活動課	1		
行政課	1		
市民文化課	1		

神奈川県の自治体の担当課に関しては、一つ目の男女参画に関連する独立組織への設置は、市部に多く、

町村部にない。二つ目の企画・政策関連の課への設置は、市部になく、町村部に多い。三つ目の福祉・生活関連の課への設置は、市部、町村部ともない。四つ目の市民活動・社会教育関連部門への設置は、市部では、男女共同参画課と並んで市民活動関連の課に多く、社会教育関連は町村部にひとつあるだけである。

(6) 東京都

(表11)

区の担当組織	数	市の担当組織名	数	町村の担当組織名	数
総務課	3	企画政策室	2	総務課	8
男女共同参画推進課	3	生活文化課	2	福祉課	1
国際平和・男女平等人権課	1	社会教育課	2	社会教育課	1
女性青少年平和課	1	企画調整課	2	教育文化課	1
男女平等青少年課	1	男女共同参画課	1	企画財政課	1
副参事(人権・男女共同参画推進)	1	女性総合センター	1	企画課	1
自治振興・女性課	1	企画経営室	1		
男女平等推進課	1	児童女性課	1		
人権啓発課	1	女性青少年課	1		
人権政策課	1	市民参画推進室	1		
男女平等推進室	1	男女平等推進センター	1		
子ども・男女共同参画課	1	広報広聴課	1		
女性・青少年課	1	青少年・男女平等推進課	1		
男女共同参画推進担当課	1	女性参画推進室	1		
文化青少年課	1	国際・女性課	1		
女性青少年課	1	男女平等人権課	1		
人権・男女共同参画課	1	政策推進室	1		
人権推進課	1	市民生活課	1		
児童女性課	1	男女平等推進室	1		
		男女平等・市民活動推進室	1		
		協働推進課	1		
		企画課	1		

東京都の自治体の担当課に関しては、一つ目の男女共同参画関連の独立名称をもつ担当課は、特別区(23区)においては半数を超えているのが目立っており、市部においても多いが、町村部にはない。二つ目の企画・政策関連への設置は、特別区には見あたらず、市部に多い。町村部では総務課が多い。三つ目の福祉・生活関連への設置は、市部と町村部にひとつずつ見られる程度である。四つ目の市民活動・社会教育関連への設置は、市部と町村部で若干見られる程度である。東京都の特徴は、何と言っても男女共同参画推進に特化した担当課が多いという点と、とりわけ特別区においての人権課が多いという点であろう。

こうした他の都県下の自治体と比較すると、われわれが先の論文で示した類型化には若干の修正が必要となるが、今回は以下のような「特色づけ」による類型化を示すにとどめておきたい。

まず、他の都県の特徴を括弧で示すと、以下のよう

になる。特色づけは、単純に類似担当課の数が多いということだけでなく、他との比較で突出し、重要と思われる点で類型化したものである。

1. 企画・総務課型：千葉県は、男女共同参画関連の担当課が市部も町村部も企画課に置かれ、町村部では総務課への設置が多い。
2. 教育委員会型：群馬県は、市部は多様な課に設置されているが、町村部では教育委員会への設置が多い。
3. 住民・福祉課型：福島県は、市部は多様であるが、町村部は、総務課も多いが、住民・健康福祉課への設置の多さに特色がある。
4. 人権課型：埼玉県は、市部、町村部ともに、企画・総務への設置が多いが、市部では男女共同参画課、市民活動課、人権推進課なども少なくない。町村部では人権推進関係が比較的多い。
5. 市民活動課型：神奈川県は、市部では、男女共同参画と市民活動の課が多く、町村部は企画課が多い。
6. 独立担当課型：東京都は、(特別)区は男女共同参画関係が大半で、他に人権課が多い。市部でも男女共同参画関係への設置が多い。町村は数が少なく総務課が多い。

茨城県は、近隣の上記の都県のように目立った特徴はないが、男女共同参画関係の課への設置は市部において比較的多く、町村部でも5つある。住民課・市民課といった市町村の担当課への設置と多様化という点では埼玉県や福島県と似ているが、両県が、総務課が多いのに対し、茨城県では企画課が多い。



## 役割分担論の再検討

### Rethinking the Optimal Allocation of Governmental Functions

佐藤 公俊

Satoh Kimitoshi

#### 1 はじめに

##### 1.1 本稿の目的

本稿は、「補完性 (subsidiarity) の原理」を鍵概念として、国、都道府県（以下府県とする）、市町村といた異なるレベルの政府がいかにして役割の分担をするべきか、という問題の再検討を試みる。本稿の目的は、今後の地方制度改革の重要なテーマである府県制の再構築に向けて、制度設計の際に有効な議論を行うための理論的基礎を探ることにある。

##### 1.2 問題意識

地方自治とは、身近な問題は地域住民が自分たちで解決することを基本とした統治の原理であり、今日広く一般的に受け入れられている考え方である<sup>(1)</sup>。ただし、現実のシステムがそのような原理に基づいて設計されているとはいい難く、中央集権的なシステムから地方自治を実現するシステムへの移行はこんにちに至るまで長きに渡って課題とされ続けてきた。

歴史的に見て、地方自治は「民主主義の学校」という言葉で表現されることから理解されるとおり、民主主義との分かちがたい関係を抜きにして語ることはできないものである。わが国においても地方自治は戦後憲法に規定されることとなったが、それは民主主義国

家が備えるべき要件として捉えられていたからであると考えられる。つまり、政治的に重要な価値としての地方自治、分権化という捉え方がなされているのである<sup>(2)</sup>。その場合、中央集権的なシステムはそれ自身が否定されるべきものとなる。

それに対して、現実の政府制度は、行政の効率性の観点を抜きにして設計をすることはできない。そして、効率性の観点からは政府が分権化することが望ましいとされることもあり得るが、集権的システムが必要とされる場合もまたあり得る。したがって、政治的な価値と行政の効率性は時には共存し得るが、時には対立する性質を持つ可能性がある。

確かに民主主義の観点からの分権化の推進は、政治学的に見て重要な課題である。だからといって、「分権的なシステムが公共政策にとって望ましいか」といった観点からの、いわば政策的な観点からの議論を措いておくことはできない。これらは常に同時に行われる必要があるのである。つまり、分権化の制度を考える際には、「基本的には市町村が身近な問題を取り扱うべきである」といった政治学価値の観点からの主張を吟味すると同時に、「それが望ましい政策を形成するシステムなのか」といった政策学的考察を行う必要がある。本稿ではこのような問題意識の下に、政治的価値を含んだ分権的システムの原理である補完性の原理を手掛かりとして、役割分担の議論を再検討してみたい。

本稿は以下のような構成をとる。第2章において、わが国における地方分権の議論の経過を簡単に要約する。第3章においては、戦後改革の際に打ち出され、今日において役割分担論に理論的基礎を与えている補完性の原理について検討する。第4章では、役割分担論を公共財の概念を用いて再構成し、政策学的観点から補完性の原理を再検討する。その上で、府県制の再構築といった制度変更に対する本稿の議論のインプリケーションを示すこととしたい。

## 2 分権改革の流れ

わが国の今日の地方制度は、戦後の1946年に第一次地方制度改革によってその改革が始まり、それ以降の一連の改革によって形作られていった。この一連の地方制度の形成過程をごく簡単に要約すると、戦後改革はGHQの主導による民主化としての地方分権改革の推進と、それに対する戦前の集権的なシステムの維持を図る勢力との対立という構図から始まり、結果的には機関委任事務の拡充に代表されるように機能的な中央集権的システムに落ち着いた、ということになる<sup>(3)</sup>。ここでは、役割分担論を中心に、戦後の分権改革がどのような経緯を辿ったのかについて概観する。

### 2.1 戦後の分権改革

わが国の戦後の分権論の流れを辿ると、戦後改革期、逆コース期、高度成長期、行政改革期の4つの時期に区分することができる<sup>(4)</sup>。この4つの時期においては、それぞれに当時の社会経済環境に対応した議論が行われたと考えられるが<sup>(5)</sup>、地方自治のあり方の枠組みを示したのは戦後の地方制度改革である。そして、この時期の議論は、こんにちに至るまで議論の大枠を形作ってきた。

戦後の地方改革は、民主化改革に必要な改革の一環としてGHQが主導したものであり、いわば政治的色彩が強かったといえる。これは、わが国の戦前のシステムが中央集権的であり、かつ府県知事が官選であり公選制は採られていなかったことに象徴されるよう

に、民主主義的なシステムではなかったという事情による。また、この時の地方制度改革は知事の公選制導入などの部分的な成果を上げたに過ぎず、多くは戦前のシステムを継続した側面が強かった。このことが、民主主義の実現としての地方自治という点では改革が不十分であるとの認識をもたらし、実際には効率性を追及する技術的な制度改革が行なわれる一方で、さらなる改革、分権推進の必要性が唱えられ続けるという現象を生み出したと考えられる。

### 2.2 シャープ勧告と神戸勧告

戦後改革の初期にその後の分権の方向性を示し、現在の地方制度改革の論議や役割分担論に大きな影響を与えたものとして知られるのが、いわゆるシャープ勧告と神戸勧告である。1949年の第一次シャープ勧告は、民主主義的な改革の推進という枠組みのもとGHQに対して示されたものである。シャープ勧告において重要な点は、(1)中央・府県・市町村間の明確な事務の区分、(2)事務の効率的執行の確保、(3)市町村優先の事務再配分の3原則が示されたことである。また、シャープ勧告を受けて設置された地方行政調査委員会会議(神戸委員会)は、シャープ勧告の3原則を指針として議論を進め、中央・地方間の事務の再配分を議論した。しかしながらこれらの勧告の方針は、実現することなくその後の議論に引き継がれることとなった。

役割分担を含めたこれらの改革案が実現しなかった要因としては、確かに地方分権は戦後の民主化改革の中であるべき方向を示していたが、当時のわが国の社会経済環境は制度設計者に別の要求をしていたという事情が考えられる<sup>(6)</sup>。一般的に国家目標として経済的な成長を追い求める際には、政府機能の集権化による効率性の実現が求められることがある。役割分担論に関しても、「基本的には市町村が身近な問題を取り扱うべきである」といった民主主義的観点からの政治的主張と同時に、行政の効率性の観点からの「機能分担論」の主張がなされ、技術的にはこれらの原理的主張を背景に、主に事務権限の再配分ならびに財源及び権限の再配分が議論されて来た。そして現実には、経済

的な発展と同時進行で政府機能の機能的集権化が進行していたと指摘される<sup>(7)</sup>。その結果として、戦前の集権的な政府システムを中途半端に引き継いだシステムを温存する格好となった。この間に地方分権は度々改革の論点となり、役割分担についてもさまざまな議論がなされながらも、本格的な改革がなされることはなかった。

## 2.3 1990年代以降の分権改革

### 2.3.1 改革進展の要因

1990年代に入ると、分権論議が本格的に始まる。1990年代に入って地方分権が政治上の重要問題となったことについては、いくつかの仮説的な説明が考えられる。第1に、地方制度と現実の乖離が彌縫し得ないほどに大きくなってしまったために、重要問題として取り上げざるを得なくなった、という説明である。制度はその制定時の状況に対応して作られるものである。したがって、新しい状況が発生した場合に制度が対応できない状況が生まれてくることは必然であり、このことは通常制度疲労と表現される。一例として、90年代は少子高齢化が著しく進展した時期であり、そのような環境下においてはわが国の地方制度は住民のニーズに対応したまちづくりといった課題に対応できるようなものではないということが明らかになった、といったことが挙げられる。第2に経済状況による説明である。高度経済成長期を経て1980年代までオイル・ショック等の沈滞期を経ながらも順調に成長を続けてきた日本経済は、その過程で財政赤字を徐々に累積させて行った。その対策として、国鉄や電電公社の民営化などの財政再建のための改革が行われた。1980年代後半にいわゆるバブル経済の時代を向えるが、経済状況は1991年以降悪化し、財政赤字も急激に拡大した。これらの問題は、必然的に巨大化した政府のスリム化の議論へとつながることとなる。政府のスリム化の方策の一つは1980年代に行われた政府公共部門から民営化できる機能を切り離すといった従来の改革であり、もう一つは中央政府の負担を地方自治体へと移転するという方向性を指すものであり、後者が具体的に取り上げられることとなったと考えられる。第

3に、中央政界における政治勢力の変動による説明である。1993年に38年続いた自民党政権から、新進党、日本新党、社会党などを中心とした連立政権への交代が起こった。この政治変動は、旧来の中央集権制度の打破というわかりやすい政策目標の達成を後押しするものであり、地方分権の流れを加速させることとなった<sup>(8)</sup>。以上の要因は、相互に作用しながら分権に関する議論を急速に進展させたと考えられる。

### 2.3.2 改革の内容

具体的な動きとしては、1995年に地方分権推進法が制定され、地方分権推進委員会が設置された。委員会の成果は2000年の地方分権一括法として結実し、地方分権は確実に進展したと評価することができる。地方分権推進委員会の挙げた成果として大きな点は、機関委任事務に代表される従来地方自治の観点から問題とされてきたシステムを廃止したところにある。機関委任事務は住民から公選された首長を国の機関として使うといった点において、地方自治の精神から問題とされてきたものである。従来の都道府県知事の大半が機関委任事務に関わるものであったということは、わが国の地方自治がいまだ進展せず中央集権的な性格が強いことの象徴として指摘されてきた。したがって、機関委任事務の廃止は象徴的にも実質的にも大きな成果であったといえる。

しかしながら、国、府県、市町村間の役割分担については明確にはされず今日の議論に引き継がれることとなった。そういった中での機関委任事務の廃止は、府県の役割はそもそもどこにあるのか、といった問題を大きく浮かび上がらせることとなった<sup>(9)</sup>。今日において役割分担論、府県制の再構築を健闘する必要があるのは、分権の議論と改革が以上のような流れでなされてきたからである。

## 3 補完性の原理と役割分担論

### 3.1 補完性の原理

異なったレベルの政府が存在する重層的なシステム

において、どのレベルの政府が公共政策供給の主体となるべきか、という問題に関して、地方自治の観点から現在わが国の行政研究、政策研究の分野で受け入れられている考え方が、補完性の原理である。これはすなわち、公共政策は基礎的自治体がまず持ってその提供の責任を負い、基礎的自治体が行い得ないサービスについては広域的な自治体、さらには国が担うべきである、という考え方である<sup>(10)</sup>。

この議論は前述のシャープ勧告、神戸勧告においてその基本的な姿勢が示されている。シャープ勧告においては「市町村優先の事務再配分」として、また、神戸勧告においては「地方公共団体区域内の事務は、出来る限り地方公共団体の事務とし、国は地方が有効に処理できない事務だけを行う」という方針を打ち立てている。ここにおいて明確に、役割分担の原理が示されていると考えられる。これらの議論は、民主主義と地方自治の精神を反映しているものであり、地方分権がある程度進んだ今日においてより強く明確に、役割分担の基礎的な理論として捉えられている<sup>(11)</sup>。

### 3.2 補完性の原理と政治学、政策学

補完性の原理による役割分担の考え方は、戦後の制度改革が民主主義の導入という視点からなされているという意味で、戦後の分権論議の性格をよく反映したものであることが出来るだろう。政治学的にいえばこのような価値を主張する議論は自然であり、国の統制によって身近な物事が自分たちで決められないといったタイプの統治システムはそのこと自体が問題である。民主主義のシステムを立法統制として捉えるのであれば、わが国の「地方自治」は中央政府による行政統制といった側面を強く有しており、このことは問題とされなくてはならない。したがって政治学的観点からは、補完性の原理が役割分担を考える際の理論的基礎となり得る。

それとは別に、補完性の原理が役割分担を考える際の理論的基礎となるかを考える際には、この原理に従って作られるシステムが真に住民にとって望ましい公共政策を作ることができるか、という点を吟味することも必要となってくる。これを本稿では政策学的な視

点と考えている。補完性の原理によって作られたシステムが政治的には望ましいものであっても、作り出す政策が住民にとって満足の行かないものであれば、この原理は現実の制度設計の際の指針とはならないであろう。従来議論は、この点に関する吟味がなされていなかった憾みがある。

このような政策学的視点を導入するならば、補完性の原理もまた違った性格を帯びてくることとなる。すなわち、公共政策の提供はまず基礎的自治体はその責任を負うべきであるということの判断の基準として、「そうすべきである」といったイデオロギー的な判断基準であるということに加えて、「そうすることによって住民の厚生（welfare）の水準が高まる」、といった政策学的な視点からの基準であるということをも満たすことが求められるのである。それを満たさない限りにおいては、現実の制度設計に際して、補完性の原理は役割分担の理論的基礎として不十分なものといわざるを得ない<sup>(12)</sup>。したがって、補完性の原理に従った制度設計が政治学的にも政策学的にも「望ましい」ということができれば、それは強固な理論的基礎となりうるということにもなる。

## 4 役割分担論の再検討

### 4.1 公共財の概念による議論の再構成

はじめに、政府が実現する公共政策を公共財（public goods）および地方公共財（local public goods）の概念で捉え直して、議論を再構成する<sup>(13)</sup>。

#### 4.1.1 公共財の概念

公共財は、消費の非排他性（non-excludability）と非競合性（non-rivalness）の性質を持つ財のことである。公共財の供給に際しては社会の成員皆が協力をする（具体的には、例えば公共財の実現のために応分の負担をする）必要があるが、非排他性の性質によって負担をしなかった者も恩恵に与ることが可能になってしまうため、負担を回避する者＝フリー・ライダー（free rider）を生み出してしまふ<sup>(14)</sup>。したがって、政



府によってフリー・ライダーの発生を防止し、皆の協力を実現することによってのみ、その供給が可能となる<sup>(15)</sup>。公共政策は、基本的に公共財の性格を持つと考えられる。したがって、公共政策を実現することは政府の役割である、ということになる。

#### 4.1.2 地方公共財

公共政策は公共財の性質を持つが故に、それを実現することは政府の役割であることを確認した上で、次に公共財の便益が広がる範囲について考えて見よう。公共財には、便益が物理的に国全体に広がるもの、あるいは国全体に広がることによって始めて意味をなすものがある。代表的なものは外交や国防である。これは、国全体にまたがる公共政策として捉えることができる。

それに対して、便益がある一定の地域にとどまる公共財も考えられる。例えば、橋や市民会館などの利用者が地域住民に限定される施設である。公共財に便益を及ぼす範囲は、その財・サービスの種類によって物理的にあるいは技術的に限定される場合があると考えられるのである。ここで公共財のうち、便益がある一定の地域にとどまるものを地方公共財として捉えることとしよう。これは地理的に一定の地域に便益が限定される公共政策ということになる。

#### 4.1.3 議論の再構成

公共財、地方公共財の概念によって、補完性の原理の議論を再構成してみよう。補完性の原理とは「公共政策は基礎的自治体がまず持ってその提供の責任を負い、基礎的自治体が行い得ないサービスについては広域的な自治体、さらには国が担うべきである」といった役割分担の考え方であった。ここで公共財の概念を導入し、公共財の便益の及ぶ範囲に着目すると、「基礎的自治体がまず持ってその提供の責任を負う」公共政策を地方公共財、「基礎的自治体が行い得ないサービス」の内便益が及ぶ範囲が国全体にまたがらないものについても（より便益が及ぶ範囲の広い）地方公共財、国全体にまたがるものを公共財として捉えることができる。その場合、公共政策の種類にしたがって、それぞれの公共政策に対しその実現の責任を負う政府の存在が導かれる<sup>(16)</sup>。

この公共財及び地方公共財の観点からの分権的システムをモデル化したものとして、クーパー (R. Cooper) の「機能的連邦制」(functional federalism) が想定する分権的システムのモデルが挙げられる<sup>(17)</sup>。クーパーは人々の「選好の多様性」(diversity of preference) に着目し、それを満足させる形で公共財を供給するために、より分権的に政府が設定されることが望ましいとしている。この場合それぞれの政府は独自に、特化した分野の公共財を供給して行くことになる。また、政府の最適な規模はそれぞれの公共財ごとに変化している<sup>(18)</sup>。それゆえに政府機構がオーバー・ラッピングして存在することになり、また全ての地域にまたがる政府が中央政府であると考えられることができるのである<sup>(19)</sup>。

また、行政学の分野では、磯崎初仁が行政課題の広がりに合わせて政府の合理的な配置を構想するというモデルを示している<sup>(20)</sup>。このモデルも、公共財及び地方公共財の観点からの分権的システムをモデル化したものとして考えられる。その意味で、磯崎はクーパーと同一の構想を持つものである。磯崎の想定する行政課題の広がりには (1) ナショナル・レベル、(2) リージョナル・レベル、(3) ローカル・レベルⅠ、(4) ローカル・レベルⅡ、(5) コミュニティ・レベルⅠ、(6) コミュニティ・レベルⅡに分けられ、それぞれの課題は国、道州、都道府県、広域市町村圏（政令都市など）、市町村、町内会・小学校区によって解決されることになる<sup>(21)</sup>。

以上の議論は、補完性の原理が基礎的自治体優先という政治的価値を満たしながらも、優先すべきは地方公共財の性質を持った公共政策の実現であるとすることによって、公共政策実現のテクノロジーに矛盾しない可能性があることを示唆するものである。ただし問題は、このような分権的システムが政策的に望ましいということが出来るか否かである。

## 4.2 公共財の効率的供給

ここで、政府の設定の際の政策的望ましさの基準として効率性 (efficiency) を取り上げ、その観点から補完性の原理で想定されるところの分権的なシステム



を考えてみよう<sup>(22)</sup>。

#### 4.2.1 perfect mapping

効率性の観点から、プレトン (A. Breton) は、公益 (これは公共政策のもたらす便益と考えられる) が存在する範囲に合わせる形で政府を設定し、公共財を供給するという政府のモデルを提示している<sup>(23)</sup>。プレトンはこのモデルを示す際に各人 (住民と考えることができる) の効用関数を導入し、効率性の観点からの考察を行なっている<sup>(24)</sup>。

プレトンは perfect mapping という概念を用いることを提唱したが、これは次のような考え方である<sup>(25)</sup>。各人の効用関数は、国際財 (international goods)、国家財 (national goods)、州財 (provincial goods)、地方財 (local goods) といった便益の範囲が異なる公共財、そして私的財 (private goods) に対する選好から成る<sup>(26)</sup>。各人はこの効用関数を極大化する行動を取るため、各財に応じた様々な政府を設置しそこに所属し、様々なレベルの公共財を消費することが望ましいということになる。その際プレトンは、公益の存在範囲と公共財の便益のおよぶ範囲が合致した場合を perfect mapping が成立した状態と捉え、これが効率性の観点から望ましい状態であるとする。この状態は、住民の負担と受益が一致した状態であり、これが効率的な状態であるということになる。また、これらが一致しない imperfect mapping の状態を資源が無駄遣いされている非効率な状態と考えている<sup>(27)</sup>。

#### 4.2.2 fiscal equivalence

プレトンと同様のモデルを、オルソン (M. Olson) は fiscal equivalence という概念を用いて表わしている<sup>(28)</sup>。オルソンはまず、(1) 政府はその消費から任意の個人を排除できない公共財のみを供給する、(2) それぞれの公共財はそれぞれ限られた範囲にのみ影響を与える (3) 異なった公共財の間で補完性 (complementarity) がない、という3つの仮定をおく<sup>(29)</sup>。その上で各人の効用関数を想定し、効率性の観点から公共財の便益の及ぶ範囲に合わせた様々なレベルの政府が存在する利点を主張する。その際に、オルソンは政府の領域 (jurisdiction) と公共財の便益が

及ぶ範囲との関係を、(1) 公共財の影響が政府の境界 (boundaries) を越えて行き渡っている場合、(2) 公共財の影響が政府の領域の一部にのみ行き渡っている場合、(3) 政府の領域と公共財の影響の範囲が一致している場合の3つに分けている<sup>(30)</sup>。この3パターンのうち、(1) と (2) の場合は、公共財の供給は効率的ではなくなる。(1) の場合は公共財の便益が政府の領域間にスピル・オーバー (spill-over) しており、外部効果が発生している<sup>(31)</sup>。(2) の場合をオルソンは「内部性」("internality") が発生している場合としており、これも (1) の場合と同様に外部効果が発生している例であるとしている<sup>(32)</sup>。このような場合には明らかに非効率な公共財の供給が行なわれているということになる。(3) の場合はプレトンの perfect mapping と同じ状態であり、公共財の負担者と受益者が一致した効率的な状態である。つまり、公共財を望みその費用分担を受け入れるものが出て、それらの人々は同時に公共財の恩恵を被る人達である、といった状況である。この場合をオルソンは fiscal equivalence として、効率的な資源配分が達成されるとしている。

### 4.3 考察

公共財の概念を導入した以上の議論を要約すると、次の通りである。公共財の便益の及ぶ範囲に着目して、「基礎的自治体がまず持ってその提供の責任を負う」公共政策を地方公共財、基礎的自治体が行い得ないサービスの内便益が及ぶ範囲が国全体にまたがらず一定の地域にとどまるものについても地方公共財、国全体にまたがるものを公共財として捉えると、公共政策のタイプにしたがってそれぞれの公共政策に対しその実現の責任を負う政府の存在を導くことができる。これは、補完性の原理の示す基礎的自治体優先という政治的価値と矛盾することなく政策学的に望ましいシステムを設計できる可能性があることを示すものである。このシステムの望ましさについては、各人の効用関数の考え方を導入したプレトンやオルソンが、効率性の観点から示している<sup>(33)</sup>。また、彼らの示す効率的な状態である perfect mapping あるいは fiscal equivalence は受益と負担の関係が一致した状態であり、この状態

が資源配分の観点から効率的であるということを主張している。これは分権的システムによる住民の自己決定・自己責任原則が望ましいということの一つの理論的根拠となると考えられる。

ここでの議論からは、補完性の原理は、効率性の観点から役割分担を考える際にもその理論的基礎となり得るということがわかる。さらにいえば、補完性の原理をより一般的な形で、理論的基礎と捉えることが可能となったともいえる。すなわち、市町村でできることは市町村が行うべきだし、そうすることが効率性の観点から望ましいからそうすべきである、ということが出来る。このような公共政策の種類に従って必要な機能を設けるという考え方が、政策学的視点から制度設計をする際の一つの方向性であると考えられる。

ただし、理論を実際の制度設計の際に応用するためには注意を要する。第1に、公共政策は数限りなく存在するため、全ての公共政策に関して政府を設定することはできないということである。第2に、公共政策の便益の広がる範囲に従って政府を設定するならば政府の規模は連続的に変化せざるを得なくなり、これは不可能であるということである。したがって、現実的にはまずどのような公共政策が行われるべきかという政府の役割の範囲を確定する作業をし、その役割の中で国民の厚生水準に大きな影響を与えるという基準で優先させるべき公共政策（公共財、地方公共財）のリストを作成する必要があるだろう<sup>(34)</sup>。その上で、その優先順位に従って政府を設定する必要があるということになる。

## 5 おわりに

本稿の試みは、補完性の原理を鍵概念として、役割分担論を政策学的視点を導入することにより再検討することであった。公共財の概念を導入したことにより、補完性の原理の示す基礎的自治体優先という政治的価値と矛盾することなく政策学的に望ましいシステムを設計できる可能性があることを示すことができたと考えられる。

今日の分権論議で大きな課題となっているのは、機関委任事務の廃止でその役割がどこにあるのかを問い

直されている府県制の問題である。今後の府県制のあり方を考える際には、政府の仕事の範囲は一体どこまでなのかという問題を考え、その上で公共政策としての優先度を付けて行くことによって現実の政府の枠組みを捉えなおすということが必要となると考えられるが、特に基礎的自治体である市町村とは異なる歴史的背景を持つ機能的団体である府県については、このようなアプローチによって再構成を試みることは有効であると考えられる。

<sup>(1)</sup> 大森彌は、地方自治を「一定地域の住民が、国の法律と中央政府の制約を受けつつも、その地域の公共的な事柄を自主的に決定し処理すること」と定義している。大森彌『現代日本の地方自治』放送大学教育振興会、1995年、13頁。

<sup>(2)</sup> 地方自治は住民が身近な問題を自律的に解決することに、地方分権は国と地方の政府間の権限配分の問題に焦点がある。したがって両者を同じものと捉えることはできないが、地方自治の前提として地方分権が必要であるというように両者は密接に関係しているということもできる。本稿では両者を厳密に区別することはせずに、以後分権化という表現を用いる。

<sup>(3)</sup> 市川崇喜「『新中央集権主義』の再検討」『行政社会論集』第9巻第3・4号、1997年、52-58頁を参照。市川は、戦後の集権化は(1) 機関委任事務の激増、(2) 通達行政の深化、(3) 補助金行政の拡大、(4) 出先機関の新設・拡充と国の直轄事業の拡大、(5) 機関委任事務の召し上げ、(6) 特殊法人の濫設、などの現象として開発行政を中心としてみられたとする。また、これら一つ一つは政治的争点とはならずに行進したとして、このことを「機能的集権」と説明する。

<sup>(4)</sup> 石見豊『戦後日本の地方分権』北樹出版、2004年、63頁を参照。この4つの区分は一般的な社会経済区分とほぼ同一であり、戦後地方自治に関する時期区分として行政学者に共有されているとしている。

<sup>(5)</sup> 戦後の分権改革の議論の展開については、石見・前掲書、63-138頁、が詳細に解説している。

<sup>(6)</sup> ここでいう制度設計者は、主に自治省や地方6団体などであり、地方制度調査会を舞台の中心としていた。「地方自治制度の政治過程」については、西尾勝『行

政学 [新版] 東京大学出版会、2001 年、88-95 頁を参照。調査会には研究者や実務家も入り議論を展開していたが、その際に自治官僚を中心とした構想が大きな影響力をもっていたと考えられる。

<sup>(7)</sup> 市川・前掲論文参照。

<sup>(8)</sup> 細川連立政権においては、細川首相、武村官房長官、五十嵐建設相などの主要メンバーが自治体の首長経験者であったことも指摘しておきたい。

<sup>(9)</sup> 市町村はその成り立ちにおいて自治体の性質を持っていたが、府県は国の地方行政区画としての性質を持つものであり、歴史的に考察するとそもそもの位置づけが異なる。本稿は、このような歴史的な存在理由に捉われることなく、機能的な役割分担を議論することが重要だと立場から議論を展開している。

<sup>(10)</sup> これは「ヨーロッパ地方自治憲章」や国際自治体連合の「世界地方自治宣言」でうたわれている方針であり、わが国の地方自治法も基本的にはこの考え方に立っているとされる。

<sup>(11)</sup> 第 27 次地方制度調査会は、2003 年 11 月に補完性の原理に立脚した役割分担論について最終答申を出している。

<sup>(12)</sup> 政策学的判断から集権化が望ましいという結論が出た時には、政治的価値と政策がもたらす厚生の大きさとの比較衡量によって制度選択を行う必要性が出てくるであろう。

<sup>(13)</sup> ここでは筆者が以前行った研究を基にして、議論を再構成している。佐藤公俊「連邦制の理論—効率的権限配分への公共選択論的アプローチ—」『法学政治学論究』第 42 号、1999 年、159-184 頁を参照。

<sup>(14)</sup> このことは、公共財の持つ非排他性がいわゆる「囚人のジレンマ」(Prisoner's Dilemma) の状態を生み出すために、市民が自発的に協力して集合行為を成立させることが困難となるという論理で説明される。詳しくは次の文献などを参照。佐藤公俊「国家論の一考察—公共選択論からのアプローチ—」『法学政治学論究』第 40 号、1999 年、344-353 頁。

<sup>(15)</sup> これはいわゆる「公共財の議論」(Public Goods Argument) の一般的な説明である。公共財の議論に関しては、次の文献を参照。Mancur Olson, Jr., *The Logic of Collective Action: Public Goods and the Theory*

*of Groups*, Harvard University Press, 1965, David Schmidtz, *The Limits of Government: An Essay on the Public Goods Argument*, Westview Press, 1991, Russell Hardin, "Economic Theory of the State," in Dennis C. Mueller, ed., *Perspectives on Public Choice*, Cambridge University Press, 1997, pp. 21-35.

<sup>(16)</sup> 現実のシステムに照らしているならば、市町村・府県、国といった異なったレベルの自治体は、それぞれ地方公共財の性格を持った公共政策、国全体にまたがる公共財の性格を持った公共政策にそれぞれ実現の責任を負っていると考えられる。

<sup>(17)</sup> Richard N. Cooper, "Worldwide Regional Integrations: Is There an Optimal Size of Integrated Area?" in *Economic Policy in an Independent World: Essays in World Economics*, MIT Press, 1986, pp. 123-136.

<sup>(18)</sup> *Ibid.*, p. 132.

<sup>(19)</sup> 一国レベルにおいてすべての地域にまたがる公共財を供給する主体は国である。ただしクーパーは、国際機構を念頭に議論を展開している。

<sup>(20)</sup> 磯崎初仁「都道府県の機能と広域行政」『月刊自治研』第 537 号、2004 年、31-38 頁。

<sup>(21)</sup> 行政課題の (1) ~ (6) に相当するものとして磯崎が具体的に考えているものは、(1) 国際空港・高速道路網、(2) 自然保護・水資源、(3) 環境対策・警察、(4) 廃棄物処理・消防、(5) 福祉・義務教育、(6) 生活互助・施設管理である。磯崎・前掲論文、32 頁。

<sup>(22)</sup> ここで言うところの効率性とは、いわゆるパレートの意味での効率性である。パレート効率的な状態とは、ある者の効用の水準を改善するためには他の者の効用の水準を悪化させなくてはならない状態のことであり、この時資源が有効に配分されている。ただし、公共政策の効率性はパレート効率性が唯一の基準では無い。本稿はパレートの基準を用いた試論であり、他の基準に基づいた検討も必要である。

<sup>(23)</sup> Albert Breton, "A Theory of Government Grants", *Canadian Journal of Economics and Political Science*, vol. 31, no. 2, 1965, pp. 157-158.

<sup>(24)</sup> ブレトンは住民の効用関数を想定して議論を進めており、自治体の(社会)厚生関数のような想定をし

ているものではないことに注意が必要である。この点4.2.2のオルソンの議論も同様である。

<sup>(25)</sup> *Ibid.*, p. 180.

<sup>(26)</sup> *Ibid.*, pp. 179-180.

<sup>(27)</sup> *Ibid.*, p. 180.

<sup>(28)</sup> Mancur Olson, Jr., "The Principle of 'Fiscal Equivalence' : Division of Responsibilities among Different Levels of Government" , *American Economic Review*, vol. 59, 1969, pp. 479-487.

<sup>(29)</sup> *Ibid.*, p. 481. 補完性が無いというのは、ある公共財の供給を行っている政府が、他の公共財に関してそれを供給している政府より低い費用でその生産を行うということを考えない、ということである。

<sup>(30)</sup> *Ibid.*, p. 482.

<sup>(31)</sup> 外部効果は発生した便益（あるいは損失）について対価（補償）の支払いがなされていないという点で、効率的な資源配分を妨げるものである。

<sup>(32)</sup> *Ibid.* この internality という用語はオルソンによるものである。この状態が externality の場合と同様に非効率的な状態となるかについては必ずしも論証されているとはいえない。

<sup>(33)</sup> プレトンとオルソンの議論は、公共財の効率的供給方式のモデルと考えられるが、その論証は厳密なものではなく、効率性の基準を満たすのかについては疑問の余地もある。

<sup>(34)</sup> この点について、前述の磯崎の議論が参考になる。註21および磯崎・前掲論文を参照。ただし、何が公共財で何が地方公共財であるかという判断自体、技術的に難しいという問題もある。

## 「人の科学と神の科学」の対照を標題に含む2つの百科事典

Two Encyclopedias Contrasting ‘Human’ with ‘Divine’ Science in Each Title

坂田 仁  
Sakata Jin

### 1. コェトローゴン「芸術及び科学の一般的歴史」

(Coetlogon, Dennis de: An Universal History of Arts and Sciences, 1745.)

本書の正式の書名は非常に長く、下記のようになり、出版社はロンドンのハート社となっている。

AN Universal HISTORY OF ARTS and SCIENCES: Or, A comprehensive Illustration, Definition, and Description OF All Sciences, Divine and Human; AND OF All Arts, Liberal and Mechanical. The Origin and Progresses of all Religions, Sects, Heresies, and Schisms: The Description of all COUNTRIES; their Government, Ecclesiastical, Civil, and Military; their different Climates, Soils, Products, and the Manners of the Inhabitants: The different Systems of PHILOSOPHERS, curious and accurate Observations of Astronomers, both Antient and Modern: The History of all Orders, Religious and Military: WITH Curious and entirely new Treatises on the Duties of Ambassadors and Plenipotentiaries, the Education of Princes and their Subjects, and the Manner of travelling into Foreign Parts. by De Coetlogon, Dennis, London, J.Hart, 1745.

本書を筆者はたまたま国会図書館において発見した<sup>(1)</sup>。非常に標題の長い書物であるが、その中に All Sciences Divine and Human という文字を発見し、興

味をもち、借出した。人間科学入門の講義で触れているように、ベーコンの「学問の進歩」が学問を神の学問と人の学問に分けているが、同じ表現が本書の標題の中で使用されている。人間科学を考える上の一つのヒントを提供するものとして紹介したい。

本書は百科事典である。著者はフランス人で、何等かの事情でフランスを追われ、英国に居を構えた人のようである。その詳細は不明である<sup>(2)</sup>。

本書を書いた理由を著者は序文の中で「筆者は、学問及び学者がヨーロッパにおいて長らく衰退した状態にあり、無知、不合理及び対抗意識が有力で、学芸のパトロンであったフランスの前国王ルイ14世の死後学芸を逼塞させたこの暗い衰退時代に、学芸の研究を決意したり、更には、学芸が間歇的に花開いたこともあるある国で、ボロをまとい、埃に覆われていたものであっても再度学芸を世に出るよう招き寄せたりすることを躊躇せざるを得なかった。包み隠さず言えば、この試みは、大胆で、世間的にも学問的にも非常に大きな困難と不便さに遭遇せざるを得ないものであった。というのも、世間の人々が耳慣れないものの出現に衝撃を受けないというようなことや、筆者の招待が学問の認めるところとなり、私のフランス人としての素質が嫉妬と侮蔑を以て見られるかもしれない国において、孤独の中から学問を世に出す筆者の手を受け入れてくれるということに筆者は確信がもて



なかったからである。

しかし、筆者が子どもの頃から学芸になれ親しんでいたこと、困難の中で筆者を先導した企画力は、これらの困難を克服し、こうした企画が遭遇する危険に自らを晒すまでの勇気を与えてくれた。<sup>(3)</sup>と述べ、更に、様々な出版妨害に立ち向かったことを記している。

著者は、本書の中に過去の学芸の成果を大量に取り入れるとともに新しい実験と理性 (Experiments and Reason) に基づいたシステムによる著者の独自の知見を提出していると主張している。<sup>(4)</sup>

著者は本書を、コルネイユ (Corneille)<sup>(5)</sup> の書いた最初の類書と比較して、コルネイユの著書を借り物の編纂物である単なる辞書にすぎないと批判し、自著の独自性を強調している<sup>(6)</sup>。

本書は2巻からなり、それぞれ1000頁以上の大冊で、その中にアルファベット順に168項目の記述がある。索引の便利も考えて、全項目の見出し語に掲載頁を付して、項目一覧として掲げる。これらの項目の大枠として、神学、年代記、哲学、軍事学、自由科目群、政治学、航海、紋章学、工学、薬学、外科学、産婆学、ダンス、ゲーム、鷹狩、釣り、狩猟、幽霊、反洪水学説、錬金術、カルビニズム、倫理・道徳に全体を分類しての著述方針が前述の序文の中に述べられている<sup>(7)</sup>。

特に、著述方針としてセクトの考え方を無視せず、公平な立場でその内容の紹介を行ったこと、各セクトにはいずれも優れた人物とそうでない人物がいることを記して、セクトを越えて、「真理、正義及び公平を愛することは一つである。」として、自らパピストとして非難されることを受入れつつ、「誤り、虚偽、不正及び中傷に対してはプロテスタントである。」と述べている<sup>(8)</sup>。

残念ながら、本書の序文及び項目の中に human と divine の区別に触れる記述を見出すことはできなかった。一方、索引には、Human Acts, Human understanding, Human soul, Human (Ecclesiastical and civil) law, Divine law の語が載せられていたが、両者の対照的使用は認められなかった。ただ、標題のみに限られているとはいうものの、本書の標題が Divine と Human とを明らかに対立させて使用していること<sup>(9)</sup>、本書の基本的態度の中に実験と理性という方

法論的姿勢が認められること<sup>(10)</sup>及び著者が真理、正義、公平を主張してセクト主義を排していること<sup>(11)</sup>に注目したい。

## 2. ハル、「新帝室百科事典」

(Hall, William, The New Royal Encyclopaedia, 1788.)

本書の標題も非常に長く、下記のようにになっている。本書も国会図書館の蔵書である<sup>(12)</sup>。

THE NEW ROYAL ENCYCLOPAEDIA, OR COMPLETE MODERN DICTIONAERY OF ARTS AND SCIENCES. CONTAINING A New, Universal, Accurate, and Copious Display of the Whole Theory and Practice of the Liberal and Mechanical ARTS, AND ALL THE RESPECTIVE SCIENCES, HUMAN AND DIVINE, Arranged SYSTEMATICALLY, and Digested into Distinct Treatises, ALSO THE VARIOUS DETACHED PARTS OF KNOWLEDGE, Copiously and critically explained, according to the BEST AUTHORITIES. COMPRIZING A regular and general Course of Ancient and Modern Literature, FROM THE EARLIEST AGES, DOWN TO THE PRESENT TIMES: Including all the late DISCOVERIES and IMPROVEMENTS in the various Branches of LITERATURE; particularly (以下略), by William Hall, London, Printed for C. Cooke, 1788.

本事典は3巻からなる百科事典で、上記の書物と同様に大きな書物である。しかし、前者とは異なり、小項目主義で、現在の辞典に近い構成になっていて、見出語以外に索引はなく、頁番号も付されていない。そして、見出語の説明は客観性を保ち、前者のように編纂者独自の理解、解釈は与えられていない。上述の標題にもあるように、「知識の様々な個別的部分が最善の典拠に従って、内容豊かにかつ批判的に説明されている」という文章が記されており、記述の客観性が追求されている。

読者へのメッセージの中でも、すべての記述について証拠を求め、客観的に語の意味を追求したことが記されている。原文を引用すると、「... この作業の全行程を通して、記述を明確で、知的に描写し、スコラ

学的な銜い、興味のもてぬ冗長さ、無意味な短縮を避けた<sup>(13)</sup>」となる。項目によっては出典が明示されている。現在の用法からみると、英語辞典と百科事典とを兼ねた労作で、その最初期に属するものであろう。なお、第1巻はA-C、第2巻はD-M、第3巻はN-Zに始まる語をそれぞれ収めている。

見出語から human と divine を探したところ、前者のみが採録されていて、後者は採録されていなかった。前者 (human) については、Something that relates to man, or the nature of man. The human body is the subject of medicine. Epicurus and his followers deny that the gods concern themselves with human affairs. See Epicurus. Faith is distinguished into divine and human. See Faith. と比較的簡単に記述されており、説明の後半に信仰を神と人に分けていて、human を divine の対語と解釈できる部分が見られた。

筆者の興味を引いたもう一つの点は、Science の説明の中にロックの科学の分類 (フィシケ、ブラクティケ、セメイオティケ) がそのまま引用されていたことである<sup>(14)</sup>。これは、当時におけるロックの影響力の大きさを示しているように思われた。本書の標題頁には、全部で 112 個の科学及び芸術 (Literature) の分野が記載されているので、コェトローゴンの項目と並べて末尾に掲げる。

### 3. 総括

上記の2つの百科事典は、その標題の中に人の科学と神の科学を対照的にとらえている。その理由は本書そのものからは明らかになっていないが、これらは、その出現の初期から18世紀にかけて、特に英国においては、人間科学という場合の「人間」の意味が「神」と対照して用いられていることを暗示するものである。この意味で、筆者が考えている神の科学から人の科学という主張を支持すべき一つの根拠を提供しているものとする。

### 注

- (1) 請求記号 YP21-13。
- (2) 著者についてインターネット等で調べてみたが、充分な手がかりも得られなかった。国会図書館がど

のような経緯でこの書物を入手されたのかも不明である。

- (3) 本書3頁左。
- (4) 本書3頁右。
- (5) 本書3頁右。Thomas Corneille (1625-1709)。劇作家の兄ピエール・コルネイユ (Pierre Corneille) とともに有名な劇作家。Dictionnaire des termes des arts et des sciences 2巻及び Dictionnaire universel géographique et historique 3巻その他の著書がある。(http://www.academie-francaise.fr/immortals/base/academiciens/fiche.asp?param=102)
- (6) 本書3頁右。
- (7) 本書4-6頁。
- (8) 本書5頁左。
- (9) 本書標題参照。
- (10) 本書3頁右。
- (11) 本稿注8参照。
- (12) 請求記号 YP21-11。
- (13) 本書“Address to the Public”。
- (14) Locke, John, An Essay concerning Human Understanding, Edited by Peter H.Niddich, Oxford, 1979 (paper), pp.720f.

### ☆コェトローゴンの百科事典の項目一覧

[Vol. 1]

Academy (1-5), Agriculture (5-23), Alchemy (23-28), Algebra (28-40), Anabaptism (40-43), Anatomy (43-106), Angels (106-111), Animals (111-126), Antediluvians (1126-131), Antichrist (131-133), Antiquities (133-148), Anthropophagy (148), Apotheories (149-153), Apparition (153-162), Architecture (162-178), Arianism (178-195), Arithmetick (195-223), Army (223-241), Astrology (241-255), Astronomy (255-294), Atheism (294-302), Baking (302-305), Baptism (305-313), Books (313-333), Book-binding (333-335), Book-keeping (335-344), Bookseller (344-349), Botany (349-385), Brewing (385-389), Building (389-410), Bulls (410-416), Calendar (416-433), Calvinism (433-456), Candle-making (456-458), Chaology (458-460), Chirurgery (460-500), Chronology (500-597),

Church (597-616), Chemistry (616-702), Clergy (703-727), Clockmaking (727-737), Coining (737-754), Commerce (754-823), Confectioner (823-827), Cookery (827-833), Cordwainers (833-834), Cosmography (834), Councils (834-861), Curring (861-863), Cutlery (863-864), Damaskeening (864), Dancing (864-866), Dialling (866-875), Diving (875-876), Donatists (876-880), Dying (880-886), Education (886-899), Elements (899-908), Ambassador (908-913), Embroidery (913-915), Enamelling (915-918), Engraving (918-922), Ethicks (922-955), Eucharist (955-977), Eutychians (977-985), Excise (985-989), Falconry (989-992), Feasts (992-1003), Fishing (1003-1012), Fortification (1012-1032), Foundry (1032-1037), Fowling (1037-1048), Fulling (1048), Gaming (1048-1070), Gauging (1070-1073), Geography (1073-1185), Geometry (1186-1200), Gilding (1200-1201), Glass-grinding (1202-1203) Index.

[Vol. 2]

Glass-making (1-7), God, and His Attributes (7-36), Gold-beating (36-37), Government (37-54), Grammar (54-83), Gunnery (84-106), Hat-making (106-107), Heraldry (107-131), Heresies (131-159), Hieroglyphicks (160-170), Horsemanship (171-185), Hunting (185-201), Hydraulicks and Hydrostaticks (201-209), Jansenism (209-233), Japanning (233), Jeweller (233-235), Incarnation (235-264), Judaism (264-269), Keber (269-270), Lapidary (270-275), Law (275-321), Logic (320-346), Lutheranism (346-363), Magic (363-366), Magnet (366-371), Mahometanism (371-374), Mathematicks (374-375), Mechanicks (375-390), Metals (390-400), Metaphysick (400-417), Meteorology (417-436), Methodism (436-438), Midwifry (438-493), Minerals (493-500), Mineral-waters (500-507), Musick (507-547), Mythology (547-554), Natural History (554-563), Naval Architecture (569-585), Navigation (585-613), Needle-making (613-614), Nobility (614-624), Opticks (624-664), Orders (664-740), Painting (740-796), Paper-making (796-801), Perspective (802-807), Pharmacy (807-888), Philosophy (888-908), Physick (909-942),

Plumbery (942-943), Pneumaticks (943-960), Poetry (960-980), Pottery (980-985), Printing (985-991), Pyrotechny (991-995), Quakerism (995-997), Quietism (997-998), Refining (998-1000), Religion (1001-1007), Rhetorick (1007-1019), Rope-making (1019-1020), Sacraments (1020-1035), Sacred History (1035-1058), Sculpture (1058-1061), Shamoising (1061-1062), Smiths (1062-1064), Soap-making (1064), Society (1065-1071), Starck-making (1071), Stereometry (1071-1073), Stocking-making (1073-1074), Sugar-refining (1074-1075), Surveying (1076-1081), Swimming (1081-1082), Tanning (1082-1083), Theology (1083-1120), Tories (1020-1123), Travelling (1124-1136), Treaties (1136-1162), Trigonometry (1162-1166), Trinity (1167-1187), Turning (1187-1188), University (1188-1200), Weaving (1200-1207), Xerophygia (1207-1208), Yawning (1208-1209), Ynca (1209), Zootomy (1209), Appendix (1210-1244), Index.

☆ハルの百科事典の分野の一覧

Acooustics, Aerology, Aerostation, Agriculture, Alchemy, Algebra, Altimetry, Amphibiology, Analytics, Anatomy, Anemography, Architecture, Arithmetic, Astrology, Astronomy, Bell-Letters, Book-keeping, Botany, Brachygraphy, Catoptrics, Chemistry, Chronology, Commerce, Conchology, Conics, Cosmography, Criticism, Dialling, Dioptrics, Drawing, Electricity, Engineering, Engraving, Entomology, Ethics, Farriery, Fencing, Financing, Fluxions, Fortification, Gardening, Gauging, Geography, Geometry, Grammar, Gunnery, Handicrafts, Heraldry, History, Horsemanship, Husbandry, Hydraulics, Hydrography, Hydrology, Hydrostatics, Ichthyology, Law and Customs, Levelling, Logic, Longimetry, Magnetism, Manegery, Maritime Affairs, Mathematics, Mechanics, Mensuration, Merchandize, Mercantile Business, Metallurgy, Metaphysics, Meteorology, Microscopical Discoveries, Military Matters, Mineralogy, Modelling, Music, Mythology, Navigation, Natural History, Nautical Matters, Optics, Oratory, Ornithology, Painting,

Perspective, Pharmacy, Philosophy, Physics, Physiology, Phytology, Planometry, Pneumatics, Poetry, Projectiles, Pyrotechny, Recreations, Religion, Rhetoric, Rites and Ceremonies, Sculpture, Series and Statics,

Statuary, Stereometry, Surgery, Surveying, Synonymies, Tactics, Theology, Trades and Arts, Trigonometry, Zoology, &c. &c. &c.

[参考図]

AN UNIVERFAL HISTORY OF ARTS and SCIENCES:

Or, A complearfive Illustration, Definition, and Defcription OF ALL SCIENCES, Divine and Human;

AND OF ALL ARTS, Liberal and Mechanical. The Origin and Progresses of all RELIGIONS, SECTS, HERESIES and SCHISMS:

The Defcription of all COUNTRIES; their Government, Ecclesiastical, Civil and Military; their different Climates, Soils, Products, and the Manners of the Inhabitants: The different Systems of PHILOSOPHY; curious and accurate Observations of ASTRONOMERS, both Ancient and Modern:

The History of all ORDERS, Religious and Military: WITH Curious and entirely new Treatises on the Duties of Embassadors and Plenipotentiaries, the Education of Princes and their Subjects, and the Manner of travelling into Foreign Parts.

The WORDS under Five The (both Ancient and) Languages, and explain'd with the new Systems, Hypothesis, Metaphors, and Reflections of the AUTHOR.

By the Chevalier DENNIS DE COETLOGON, Knt. of St. Lazarus, M. D. MEMBER of the Royal Academy of Angers.

VOLUME the Fifth.



LONDON: Printed and Sold by JOHN HART, in Popping-Court, Fleet-Street MDCCLXV.

THE NEW ROYAL ENCYCLOPÆDIA; OR, COMPLETE MODERN DICTIONARY OF ARTS AND SCIENCES.

CONTAINING A New, Universal, Accurate, and Copious Display of the Whole Theory and Practice of the Liberal and Mechanical ARTS,

AND ALL THE RESPECTIVE SCIENCES, HUMAN AND DIVINE

Arranged SYSTEMATICALLY, and Digested into Distinct TREATISES.

ALSO THE VARIOUS DETACHED PARTS OF KNOWLEDGE, Opiously and critically explain'd, according to the BEST AUTHORITIES.

CONTAINING A regular and general Course of Ancient and Modern LITERATURE, FROM THE EARLIEST AGES, DOWN TO THE PRESENT TIMES:

Table listing various subjects covered in the encyclopedia, including Agriculture, Anatomy, Architecture, Astronomy, and many others, organized in columns.

The Whole exactly bound from the Press, Obsolete, and Spurious of former Writers on the various Subjects; and forming a new METAPHYSICAL, PRACTICAL, and COMPLETE REPOSITORY OF

UNIVERSAL KNOWLEDGE,

From any other WORK, of a similar Nature, ever published in the ENGLISH LANGUAGE.

Illustrated with upwards of 100 Large Super-Fine Copper PLATES, accurately Engraved on the Subjects to which they refer.

IN THREE VOLUMES VOL. I.

By WILLIAM HENRY HALL, Esq; Millman Place, Bedford Row, London.

LONDON: PRINTED FOR C. LOOKE, No. 10, PATERNOSTER ROW.

後藤嘉宏著 『中井正一のメディア論』 (学文社、2005年1月)

Yoshihiro Goto, Masakazu Nakai's Views of the Media

Tokyo: Gakubunsha, Jan. 2005. xii+542pp.

林 寛一

Kanichi Hayashi

著者である後藤嘉宏は、現在、筑波大学大学院図書館情報メディア研究科助教授であり、本書は、2002年に取得した学位論文「中井正一におけるメディアムとミッテルに関する一考察－中井の2つの媒介概念と、資料、官庁資料、本、図書館」（九州大学）をその後の研究成果を書き加えて出版したもので、542頁の大著である。

評者が、この専門外の分野の著書について書評を書くのは、著者からの献本への返礼だけでなく、いきなり「はしがき」の最初に私の名前が出てきたことで、やはり何かを書かないわけにはいかなかったことによる。

最初に、本書の全体の内容についてざっとトレースしておきたい。

第1編は「問題の所在と方法」として、2つの章からなり、そこでは、中井が、戦前には美学者・哲学者として活躍し、戦後は図書館人として生きた経歴を、別物として把握するのではなく、統合的に把握するのを問題の所在とし、方法としては、ひとつはコンコードダンスという手法が、もうひとつはメディアの2つの側面であるメディアム、ミッテルという概念が使われている。前者のコンコードダンスとは、「類出単語の索引を作り、その索引にもとづき、同じ単語の出でくる、前後の文章を抜き出し、その用法や意味内容の共通項や相違点を明確にする方法」であり、後者は、メディ

ウムが知識人と大衆の間に距離をおいた one-way の媒体であり、ミッテルが知識人と大衆を対等とみなす双方向のコミュニケーションであると定義し、それが本書全体を貫く基調となっている。

第2編は、「中井正一の哲学・美学理論に見られるメディア論」として、3つの章からなる。最初の映画論の章では、大衆の主体性を喚起するという中井のキー概念のひとつであるコブラ（繫辞）の意味内容を確定する際、説明変数と被説明変数の区分を明確にするという因果論的な方法を明示して、先行研究がもつ方法論上の曖昧さを避けようとした。次の章では、ミッテル概念につながるコミュニケーションの双方向性を、「虚言」による方向性の喪失（しかし、パラドクシカルには方向性を生み出す）と、光の二方向性（映写機＝カメラと撮影機）の次元とから論証しようとした。3つ目の章では、商品としての情報財がコミュニケーションを豊かにすると同時に歪めるという両価的な側面を、並列的認識（両論併記）でなく、弁証法的認識で捉えようとする。

第3編は、「中井正一の出版論－図書館論との間隙から」として、3つの章からなる。第1章の出版論では、ミッテル志向の強い図書館論に対しメディアム志向の強い出版論との中井の説明の矛盾点を指摘する。換言すれば、国立図書館副館長として導入した機能論に立った支部図書館制度と実体論の納本制度の間の不整合



である。第2章では、大衆の意識としてのミッテルとして位置づけようとした図書館が、「民族の記憶庫としての図書館」として知識人の記憶としてのメEDIUMでもあることを明らかにし、その関連を解きほぐそうとする。第3章は、そのミッテルとメEDIUMの関連を、その解として「メEDIUMに支えられたミッテル」というかたちで提示する。「虚言」なき人々である古代中国の諫官を大衆(ミッテル)と知識人(メEDIUM)を媒介する図書館員になぞらえて、かれらが情報の受け手と同時に発信者を両面的に受け持つ媒体者であることから先の解(メEDIUMに支えられたミッテル)へと導いていくことになった。

第4篇は、「媒介者の権力性－中井正一と現代」として、現代社会との関わりを問う4つの章からなる。第1章は、近年の電子メディアの発達、メEDIUMからミッテル優位の環境を形成していることを指摘し、とりわけインターネットが本、中間管理職、そして議員など「中間者」の役割を低下させていることを懸念(衆愚政治化)し、前章の解とは逆に、「ミッテルに支えられたメEDIUM」を作り上げることが今日では課題であるという。第2章では、そうした課題の呈示にも一抹の不安を吐露する。媒介者の権力性である。本という成果物の資料から本を作る過程の広範囲の素材としての資料の専門性が図書館司書に拡大するのは、ミッテルの優位という時代の潮流には重なっているが、そうすれば大衆に近いことを評価するというより逆にかれらの権力性が増すことになるのではという気がかりである。第3章では、こうした懸念を指摘しながらも、他方では、身分的媒体であるメEDIUMが崩れて場所(公共圏)へのアクセスを可能とするミッテルが、電子空間の普及によるいっそうの双方向＝平等化の流れに適応していること、しかし他方でその負の側面である多様性の喪失が生じており、それに対し「ミッテルに支えられたメEDIUM」がそれを阻む対抗権力となることをも肯定的に視野におこうとしている。第4章については、上記のようなメディアにおけるメEDIUMとミッテルの関係を、マクルーハンの概念を使って理解しようとするやや補論的な位置づけになっている。

さて、以上のように圧縮して本書のトレースを行っ

てはみたが、中井自身の作品同様に著者後藤氏の本書も晦渋であるため、実際に本書を手にして読んだとき(解凍)原意が崩れてないかと心配になる。希有の独創的思想家といわれる中井の作品はその用語においても特異性を発揮しておりその意味(定義)はやはりコンコーダンス的分析が必要なかもしれない。その時間のかかるしんどい作業をこつこつと行った点は十分評価されてよいものと思われた。また、本書全体を貫く基調として、メEDIUM(媒体)とミッテル(媒介)の関係が中井の解釈論として著者の視点がぶれることなく使用されている点に、読者に難解ではあっても読み通させる力を感じさせてもいる。最近、著者後藤氏と鎌倉の寺を散策していたとき道端に咲く春の草花を見て、「これを携帯電話で撮って、ネットビジネス会社に送ると直ぐにその花の名前と子細を送ってくるというのはこれからの時代、ビジネスになるね」と話しあっていたところ「ライブドアに教えようか?」という。後藤氏の視点からすればライブドアはミッテルであり、フジテレビはメEDIUMになるのであろうか? 本書を読み終えた今、著者がなぜそのようにいったのかが分かったような気がする。中井同様に大衆への視点(ミッテル化)に価値をおこうとする著者の思いは、中井への思い入れの強さが激しすぎて「虚言」を感じさせているようにも思わせる。とはいっても、虚言は自由へのメカニズムを作動させるボタンでもある、というのが近代主義の考えでもあり、虚言の否定(中世キリスト教世界)より虚言の肯定(近代)の方が「信頼」に堪えうるといって現代政治のパラドクシカルな論理からすれば、その虚言に意味がないわけではないのであろう。それでもメEDIUMとミッテルの関係の弁証法的理解は、それが中井の解釈としては正しくとも、一般的には難しい。また、ミッテルや映画論でのコブラを説明するのに、説明変数(独立変数)と被説明変数(従属・目的変数)という因果論を援用しようとしているが、説明変数がどういう根拠でどれくらいの比重の割合で取り上げられているのかが不明なため、並列的な説明となっており、その意味で、あえて統計用語を使わない方が方法的にはよかったのではないかと思われた。コンコーダンス分析も、場合によっては、一覧表を作り、その計量化を図るなら、この用語

の使用の意味はあるのであろうが、その点は本書からはまったく見えてこない。最後に、評者の専門が政治学ということから、本書の第4編が政治について触れているのでひとつふたつ関連することを述べておきたい。482頁に出てくる「全有権者にネットワークの端末がつながる暁には」という場合の全数調査は「住民投票」とだけ書くのではなく、むしろ著者の文脈から理解すれば「国民投票」と書いた方が、誤解が少ないのではと思われた。また、中井の業績として、国立国会図書館支部図書館制度と国立国会図書館立法考査局の設置に副館長として中心的な役割を果たしたとするならば、今日、議員個人の政策能力を高める制度的支援組織が、インターネット、両議院法制局などとの関連でも整いはじめており（十分とはいえないが）、その立法過程の記述を含めて、そのことの意味をもう少し詳細に論じてほしかった。さらには分権化の時代における地方における議会図書館の役割とその未整備（このこと自体が地方自治法に照らし合わせて違法状態である）、そして、それとミッテルとの関連の分析へと視野を広げていくことを、今後、期待したいところでもある。

### 家族機能の変容に対応した自立支援システム構築に関する

上見幸司、三澤 進、桑原英明、林 寛一、森山賢一、水嶋陽子、  
吉尾千世子、大坂佳保里（研究協力者：宮本茂雄、保崎秀夫）

2002（平成14）年度から3年間の共同研究として常磐大学課題研究助成を受け、最終的な研究成果の報告を前に、以下、これまでの研究の取り組みについて中間的に報告する。

研究プロジェクトは、現代社会における少子・高齢化や価値観などの変化に伴って、これまで地域社会が担ってきた家事・育児、高齢者の介護、障害児（者）の療育といった諸機能が十分に働かなくなってきたのではないかという問題意識を、人間科学の立場で共有した者（本学人間科学部専任教員6名、学外の研究者2名および元本学部専任教員の研究協力者2名）による共同研究である。

その際、研究の主眼は、就労女性の家事・育児、男性の家事・育児・地域参加、高齢者の地域参加と介護問題、就学児童・生徒の家庭における基本的な生活態度の問題、重症心身障害児（者）の居宅療育などが、家族の調整力と公私の社会資源の形成とその活用によって、更なる自立を促進するための地域ネットワーク構築の試作に向けられた。

2002年度はまず、これらの領域における実態の把握に専念するために、共同研究者を、①「育児支援」研究班、②「女性の結婚と就労意識」研究班、③「高齢者の家族意識」研究班（A班・B班）、④「就学児童・生徒と保護者の家族意識」研究班、⑤「居宅重症心身障害児（者）の家族意識」研究班に分割して組織化し、それぞれヒアリング調査を中心に研究を進めた。

続く2003年度は、前年度のヒアリング調査をもとに、各研究班毎に活動した。すなわち、①「育児支援」研究班は、行政の守備範囲の縮小という潮流の中で、とりわけ公立保育所の民間委託・委譲について行政担

当者からの聞き取り調査を中心に自治体調査（大阪府堺市・池田市、兵庫県尼崎市、和歌山県田辺市、福岡県春日市、沖縄県名護市）を実施、②「女性の結婚と就労意識」研究班は、女性の社会進出の支援と男性の家事・育児・地域参加の支援について、特に大学生の意識について集合調査を実施、③「高齢者の家族意識」研究班は、A班は、高齢者福祉のモデル自治体である秋田県鷹の巣町において、またB班は、埼玉県坂戸市、東京都新宿区、静岡県大東町において健康高齢者の生きがい感を設問式の質問紙調査と自由記述による調査を実施、④「就学児童・生徒と保護者の家族意識」研究班は、茨城県下の小中学校各10校の児童・生徒とその保護者を対象として、設問式の質問紙調査を実施、⑤「居宅重症心身障害児（者）の家族意識」研究班は、医療を必要とする家族が抱えた問題の軽減と解消に向けた支援のニーズを浮上させるために、計6都県の実態調査と聞き取り調査をそれぞれ実施した。

2004年度は、前年度からの調査を継続するとともに、同時に各研究班は、わが国における家族機能の変容の把握、それぞれのネットワークの規模・密度およびその方向性を解明するとともに、あわせて補完的にインタビュー調査を実施することにより、ネットワークの構造およびネットワーク相互の関係を把握するための共同討議を繰り返し、研究成果の集約化に努めた。なお、現在も以上の研究結果について、引き続き検討中である。

以上の研究の成果の一部は、大学院人間科学研究科学術雑誌「人間科学論究」に発表したものもあるが、集大成した研究報告は暫時、検討を待って公表するものとする。

### 人間の認知的行動に関わる言語行動の役割

森山哲美・渡邊孝憲・西澤弘行・千葉敦・井上徹・佐藤隆弘

人間に特有な高次の認知的行動がどのような変数によって成立するのか、この問題を科学的に調べるのが本研究の目的である。そのような行動は言語行動と深い関わりがある。したがって、本研究では言語が認知的行動の獲得と促進にどのような効果を持つのが検討されてきた。問題とされる認知的行動は、話し手・書き手の指示や談話に対する聞き手・読み手の理解に関する行動や刺激等価性に関わる行動である。これらの認知的行動が言語によってどのような影響を受けるのか、この問題が調べられてきた。指示や談話の場合の話者や書き手の言語の効果の問題は、大きく二つの方向で検討がなされてきた。一つは言語の構造的アプローチで、もう一つは言語の機能的アプローチである。構造的アプローチでは、主に言語理解における言語の文法特性が調べられ、あるいは言語習得における学習者の言語知覚に影響する言語の諸特性が調べられた。機能的アプローチでは、聞き手や読み手のもろもろの行動に言語のどのような特徴がどのような効果を持つのが調べられてきた。研究担当者別にいえば、井上と千葉の研究は、前者の立場の研究といえ、森山、渡邊、西澤、そして佐藤の研究は後者の立場の研究といえる。井上と千葉の研究対象となる言語は、これまでの研究実績と研究手法の問題から英語が対象とされてきた。他は日本語である。2004年度は、上記の枠組みで各研究者がよって立つところの理論的視点に基づき、言語と認知の関わりが調べられた。

まず、森山が明らかにしたことは、指示通りに行動することが強化される場合、指示に従った行動がとられやすいこと、これが自分の指示でも他人の指示でも認められ、自分の言葉と他人の言葉、それぞれが聞き手にもたらす効果は同じであることであった。渡邊は、カウンセ

リングにおける話者と聞き手の相互の言語のやりとりを単に表面的に分析する無意味さを発見し、CIの真実に迫るためのCIの発言を明らかにするには、Coの言語によって表現されたものと表現されなかったものズレを現象学的に検討することであることを見いだした。次に、西澤は、「相づち」に関する現象である「会話の聞き手になる」ことの変数として、会話に参加するものの人数を操作して、聞き手の成り立ちの要因を調べた。その結果、会話構成人数が多くなると、話し手や聞き手以外に傍観者をつくること、さらに話し手のアドレス性を高めることを明らかにした。このことから、聞き手の成り立ちに会話構成人数がもたらす効果は連続的でないことを西澤は明らかにした。井上は、英文の補文省略現象を取り上げ、文献でこの現象に用いられる用語の使い方に混乱が見られることを指摘した。また、省略された補文の内容を復元するのに、Inoue (2000) の解釈理論が適応可能であることを明らかにし、さらに、補文省略を許す述語の考察も行った。千葉は、フォルマント周波数が英語の母音知覚に与える影響を明らかにするため、/i/ から /I/ まで連続する合成音群を作成し、同定実験を行った。その結果、日本人学習者のフォルマント周波数に対する同定の仕方が3とおりあることを明らかにした。最後に、佐藤は、見本合わせによる刺激関係の形成訓練と、この関係に競合するような刺激へのネーミング訓練を大学生に行い、等価性がどちらの訓練の影響を受けるのかを調べた。その結果、ほとんどの被験者はネーミングに基づく派生的関係を示した。この結果から佐藤は刺激等価性に言語が重要な役割を果たすことを明らかにした。

現在、研究全体の目的を明らかにすることに、上で述べたそれぞれの研究の成果がどのように関わるのか、この問題を検討している。

### 刻印対象の強化機能の特異性

森山哲美

オペラント条件づけにおける刻印刺激とエサのそれぞれの強化機能を比較して、刻印刺激の強化機能の特異性を調べた。平成16年度においては、第1環がFR1・FR1、第2環がVI3秒・VI3秒の並立連鎖強化スケジュールが設定された。これはオペラント実験箱の二つのキーへの行動がそれぞれ同時に、しかも互いに独立のVI3秒で強化されるスケジュールである。VIスケジュールでは、平均して3秒経過した後の初発反応が強化される。この経過時間が変則的であるのが特徴である。このスケジュールによって、二つのキーに対する行動の相対頻度（選択行動）は、それぞれのキーにアレンジされた強化の相対性によって決定される。この点で、この並立連鎖スケジュールは、強化機能の相対性を調べる上で有効である。

本研究では、並立連鎖VI3秒・VI3秒スケジュールの各VIスケジュールで用意される強化刺激を異ならせた。すなわち、一方のキーへのヒナのつつき行動には刻印刺激をVI3秒で提示し、他方のキーへのヒナの選択行動にはエサをVI3秒で提示した。このようにして二つのキーへのヒナの選択行動を調べ、質の異なる二つの強化刺激の機能を比較した。方法は、次のとおりであった。

人工孵卵器の中でニワトリのヒナ2羽とアヒルのヒナ2羽を有精卵から孵化させた。彼らが孵化してから約12時間後に、赤箱刺激を自動反応形成法によってオペラント実験箱内で提示して刻印づけを行った。同じ方法でエサも提示した。この方法で各ヒナはそれぞれの刺激を強化子としてキーをつつくようになった。ヒナが3日齢になったとき、各ヒナに赤箱刺激と新奇な刺激である緑色ボールを直線走路内で同時に提示して、各ヒナがどちらの刺激を選ぶかをテストした。

この選択テストで赤箱刺激を選んだヒナは赤箱に刻印づけられたとした。この刺激が刻印刺激となった。その後、オペラント実験箱内で、各ヒナはエサと刻印刺激を強化刺激とする並立連鎖スケジュールを受けた。二つのキーへのつつき行動に伴う事象は、一方のキーに対してエサ、他方のキーに対して赤箱刺激であった。この条件で、刻印刺激とエサのそれぞれの強化機能を比較した。結果、ニワトリもアヒルも、並立連鎖スケジュールのもとでは、エサを強化子とするキーを頻繁につつき、刻印刺激を強化子とするキーをつつく回数は少なかった。しかし、選択テストでは、エサよりも刻印刺激を選択する傾向が認められた。特に、その傾向はニワトリのヒナで顕著であった。

現在、各ヒナのデータを詳細に分析し、なぜ並立連鎖スケジュールでの選択行動の結果と、選択テストでの選択行動の結果が異なったのかの理由を明らかにしようとしている。



### 藩学算術科の設置目的と教導実態に関する基礎的研究

佐藤 環

藩学の本体は、藩士に必修とされた儒学と武芸であった。医学、習礼、国学、数学などの学芸は藩士の選択に任されていた。藩士がそれぞれ自分の興味ある学芸を「専修」したのである。江戸時代から明治初年にかけての藩学数学教育における設置目的を概観すると、次のような傾向があることが確認された。

- ① 藩学創設を藩主より任された儒官が、儒学の理念、即ち士大夫（為政者）に儒学的徳慧を涵養せしめるためには、礼・楽・御・射・書・数の六芸を藩士に修めさせるべきだとして藩学に導入するもの。諸藩学の亀鑑として有名な熊本藩学時習館（宝暦5年開館）がこれに該当する。時習館の創設を藩主細川重賢から任された儒官秋山玉山による「時習館学規科条大意」の中にある「数学師」の項では藩学にて数学教育を行うのは「風ヲ移シ俗ヲ易」ることが究極の目的であるとした。
- ② 藩学の創設や改編を行う際、特に藩主が数学教育を導入・充実しようとする意向が強くはたらいたもの。藩主が藩士に数的素養を期待するものである。「算学大名」として有名な有馬頼徳の久留米藩学明善堂、久留米有馬家から津和野藩主となった亀井茲監の津和野藩学養老館などがこの範疇に属する。
- ③ 幕末期において海防の必要性から、西洋軍事科学を導入しようと企図し、その基底学である数学を藩学に導入したもの。松平慶永により創設された福井藩学明道館がこれにあたる。
- ④ 維新时期以後、新時代に対応できる藩士育成のため藩学に数学教育を導入したもの。中小藩学に多く、松代藩学文武学校、高遠藩学進徳館、出石藩学弘道館、豊津藩学育徳館など洋算を導入した先進的なものも見られた。

さて、藩の家臣団はおおよそ、侍・徒歩・足軽という三つの階層から成り立つ。藩学の教育対象は、侍階層、就中その嫡子が主体であり、「卒」にあたる足軽階層は藩学就学を「任意」として埒外に置くことが通例であった。このように藩学の教育対象が所謂「上士」であったため、藩学における数学教育は、実務を担当する下士（役方）の必須技能である算盤や地方算術と一線を画しており、図形問題を点竄術で解くという高度な幾何学に重点を置く教養的・趣味的なものであった。また数学の教導法は、関流、最上流など流派が採用している教育階梯を準用しており、概ね各流派の免許伝授形態を踏襲している。

藩学における数学教育は、その目的が藩の根幹をなす上士の儒学的素養の一つとして把握され幕末期に至る。藩学の教育対象が上士階層であることが前提であったため、その特色も、算盤や四則計算の修得という実用的見地から学ばれるものではなく、自らが興味に従って選択する教養的学術であり、点竄術を用いて幾何の難問を「解く」こと自体に喜びを見出す高踏的な性格を有した。実態として、藩学数学教育は藩士の階層と強い連関を持つものであった。

### 総合的学習のカリキュラム創造に関する研究

森山 賢一

この総合学習の歴史的考察を行う場合、戦後においてはコア・カリキュラム (Core Curriculum) の理論と実践が最も重要な視点である。

本研究においては、戦後の合科・総合の歴史で画期的なものとして注目されたコア・カリキュラム運動でのカリキュラム編成の具体案について若干の考察・吟味を行い現代のカリキュラム開発の一助とした。

当時コア・カリキュラム連盟において指導的立場にいた倉沢剛によれば、バージニア案やカルフォルニア案のように一方の側に広い「生活領域」、たとえば、健康の保持、家庭の建設、公民の責任など「Scope スコープ」を並べ、もう一方の側に「児童の発達階段」、「Sequence シーケンス」を並べ、この2つの座標の上に児童が学ぶべき学習単元が設定される。この単元が「コア(核)」で中心的学習である。

コア・カリキュラムの具体案として以下の項目について考察、吟味を行った。

#### (1) バージニアプラン

アメリカのバージニアプランは一日のプログラムで「中心学習」の次に「直後の技能練習」の時間が設定されている。

#### (2) 倉沢プラン

倉沢剛が試案として出した日課表である。中心学習があり、その直後に「技能の練習」がある。さらにもう一つ、この試案には「技能の発達」の時間がある。これにはさまざまな技能を系統的に学ばせる時間で、必ずしも中心学習と関連せず、反復学習などをさせる時間であってもよいとしている。

#### (3) コア・カリキュラム全体構造

我が国におけるコア・カリキュラムの具体案として最も有名な兵庫師範学校女子部附属小学校の単元表

は、いわゆる明石プランと呼ばれ、1949年に発表された。

この表をみると、まず範囲(スコープ)があり、「消費」、「生産」…の10項目があげられ、児童が民主社会の中で経験すべき「生活領域」あるいは「社会機能」を縦軸に並べている。これに対して、横軸には「系列(シーケンス)」とあり、「社会機能」を学ぶべき「児童の発達階段」を並べている。そして、児童が学ぶべき単元は、この縦軸と横軸の座標の上に設定されている。このモデルはアメリカのバージニアプランやカルフォルニアプランと酷似しているが、当時の日本社会の実状を十分踏まえているものと評価してよい。

#### (4) 単元の具体案

日本生活連盟の機関紙『カリキュラム』の創刊号(1949年、誠文堂新光社、p.20)に掲載された「雪と生活」の単元について考察した。単元のもつ課題が明記され、この単元の学習内容、それを踏まえた基礎、技能(言語、数、量、形など)、さらに情操、体育にいたるまで、詳細に分かれており、国語も数学もごく自然に児童に身につくように設定されており、工夫がみられる。

我が国の戦後教育は最初の学習指導要領となった「昭和22年版」が「生活を営む力」を教育の目標として強調して以来、コア・カリキュラムの発展をみたしたのである。しかし、この経験主義の教育原理を踏まえた生活単元学習は、カリキュラムにおける分化と結合の問題を浮き彫りにしたといってもよい。このことは、現代のカリキュラム開発についても合科・総合の歴史的考察から十分学ばなければならないことを意味しているものである。

# アメリカ企業のコーポレート・ガバナンスと機関所有構造 についての研究（継続）

文堂 弘之

### （研究目的）

アメリカ企業のコーポレート・ガバナンスのあり方が変化した背景の一つは機関投資家の投資姿勢の変化にあるといわれている。しかし、機関投資家の投資姿勢はそのタイプにより異なりうるにもかかわらず、その実態に関する先行研究の蓄積は限られている。本研究の目的は、アメリカの主要企業における機関投資家の投資姿勢および所有構造の特徴と変化を、機関投資家のタイプ別に明らかにすることである。

### （研究方法）

Mergent Japan 社および Standard & Poor's 社を通じて入手したアメリカ主要企業の機関投資家の時系列での各年末時点の所有株数データ 13f に基づき、機関投資家全体および機関投資家の 5 タイプ（「銀行」、「投資アドバイザー」、「保険会社」、「投資会社」、「年金基金・財団・基金」）の長期間および短期間における持株数の推移および変化、所有構造を明らかにする。

### （研究結果）

今年度は Westinghouse Electric 社の分析を行った。まず 1990 年から 1993 年の 4 ヶ年における平均投資期間（連続した最長投資年数）の点で、2 つのグループに分かれることが明らかとなった。1 つは、比較的長期投資型であり、これには年金・財団・基金（2.45 年）、銀行（2.41 年）、保険会社（2.32 年）が含まれる。もう 1 つは比較的短期型であり、これには投資会社（1.85 年）と投資アドバイザー（1.73 年）が含まれる。

さらに、4 ヶ年における持株数の変化をみるために、各タイプの持株数の平均変動係数（4 ヶ年の持株標準偏差平均 / 4 ヶ年の平均持株数）を算出したところ、この値が比較的小さい 1 タイプ（年金基金・財団・基金：0.36）と比較的大きい 4 タイプ（投資アドバイザー：

0.62、保険会社：0.59、銀行：0.56、投資会社：0.52）があることが明らかとなった（非投資年を計算に入れない場合）。

また、4 ヶ年での持株数の変化の推移をみるために、連続する 2 年間について各タイプの持株数を変化させた機関株主比率の変化の傾きおよび持株変化率の標準偏差平均値の変化の傾きを算出したところ、前者の傾きはすべてのタイプにおいて負であった。後者の傾きは銀行を除いた 4 タイプが正であった。

所有構造上の変化をみるために、4 年間における機関株主所有比率上位 100 位における各タイプの株主数の傾きを算出したところ、銀行、投資アドバイザーは負であり、年金基金・財団・基金、保険会社、投資会社は正であることが明らかとなった。

以上は各年末時点所有株数に基いた 4 ヶ年の機関所有構造の変化についての分析であるが、これ以外に、1990 年 12 月、1991 年 3 月、6 月、9 月、12 月の 5 つの四半期末時点における機関所有の変化についての分析も行った。

本研究は 3 年計画の 3 年目に当たる。3 年間の分析結果については、分析過程において明らかとなった不十分な調査点を補った後に公表する予定である。

## 大学生の職業選択と適応ーヒューマン・サービス従事に 関する縦断的研究

佐々木美加

本研究の目的は、福祉というヒューマン・サービス専攻の大学生のヒューマン・サービス職志向を促進する要因を調査法により検討することである。調査では、福祉職選択者と非福祉職選択者および非就職者を対象に、彼らのヒューマン・サービス志向と心理・社会的要因を調査した。被調査者は福祉専攻大学学生であり、2003年に卒業した者を対象とした。回答者は65名(男性14名、女性51名、平均年齢22.5歳)。回答者の進路は、福祉職従事者(12名)、非福祉職従事者(29名)、非就職者(24名)で、回収率は35.2%であった。

ヒューマン・サービス志向に対して、適応状態、自尊心、人間観およびストレス対処の帰属パターンと方略パターンがどのような関連を持つかを検討した。調査項目の中でヒューマン・サービス志向(福祉職への動機づけ)を目的変数、自尊心、SDS、大学適応尺度、達成文脈SAQ、人間観を説明変数として回帰分析を行った。これを職種別に行ったところ、福祉職選択者において、福祉への動機づけに対して有意な影響を及ぼす変数が見いだされた( $R^2 = .90, p < .01$ )。すなわち大学適応が福祉への動機づけを強め( $\beta = .74, p < .01$ )、利己的・破壊的人間観が福祉への動機づけを弱めていた( $\beta = -.35, p < .05$ )。変数間の相関については、福祉職選択者においては福祉への動機づけと大学適応が有意な正の相関関係にあり、福祉への動機づけと利己・破壊的人間観が有意な負の相関関係にあった。母集団全体、およびほかの職業選択者においては福祉への動機づけに対して有意な相関関係にある変数は見出されなかった。

調査項目の中で自尊心、SDS および大学適応尺度を説明変数、職業選択(福祉職、非福祉職、非就職)を基準変数として判別分析を行った。二つの判別関数が

算出され、第1関数は職業選択群を有意に判別したが( $\lambda = .75, p < .01$ )、第2関数はそれらを有意に判別していなかった( $\lambda = .94, n.s.$ )。第1関数に対しては自尊心の正の貢献度が高く、抑うつ感の負の貢献度が高かった(Table. 1)。福祉職選択者は第1関数の負の領域に重心が位置し、非福祉職選択者および非就職者は第1関数の正の領域に重心を位置することから(Table. 2)、福祉職選択者は非福祉職選択者および非就職者よりも自尊心が低く抑うつが高いことがうかがえる。福祉職選択者の判別の中率は84.6%、非福祉職選択者の判別の中率は66.7%、非就職者の判別の中率は45.5%であった。

以上の結果、福祉職選択者においては適応状態の高さが福祉への動機づけを強め、利己的人間観の弱さが福祉への動機づけを強めるが、非福祉職選択者においてはこれらの社会的要因が福祉への動機づけに影響していないことが示された。また、福祉職選択者は他の職を選択したものよりも自尊心が低く、抑うつが強いことが示された。これらの結果から、ここからは、福祉職を選択するものは、①利他的な価値観と福祉教育への適応に裏打ちされて福祉への動機づけを高く保つこと、②他者と共生するという価値観を強くもち、利他的行動を行うことで自尊心を高く保つという可能性が示唆された。

Table.1 標準化判別係数

説明変数	判別関数	
	I	II
自尊心	.59	-.52
大学適応	.30	1.00
抑うつ	-.47	.23

Table.2 カテゴリー別の各軸上の重心

説明変数	判別関数	
	I	II
福祉職選択者	-.96	-.11
非福祉職選択者	.42	-.33
非就職者	.15	.22

## 16 – 17 世紀の英文学・歴史テキストにみられる近代の表象 に関する研究

真部 多真記

本研究は 1590 年代後半から 1610 年までの演劇作品を中心とする文学作品に焦点をあて、作品をめぐる当時の政治・文化状況を視野におき、中世的価値観の崩壊と近代国家形成の萌芽に関する表象を分析し、作品の新たな読みの可能性を呈示することを目的とする。今年度は 1) シェイクスピアの歴史劇 *Richard II* と 2) ベン・ジョンソンのローマ古典悲劇 *Sejanus His Fall* と *Catiline His Conspiracy* を取り上げ、王権の表象について研究を行った。

1) シェイクスピアの歴史劇第二・四部作における国王身体の表象について、リチャード二世、ポリンブルック、ハル、ヘンリー五世の国王身体が近代的な「意味によって構築された政治身体」として完成されていく様子を作品ごとに分析した。とくに、今年度は、第二・四部作の第一作品 *Richard II* を取り上げ、中世封建制度から絶対王政へと政治体制が変化するにつれて、リチャードの国王身体が崩壊していく過程を、作品の背景となる 1590 年代後半の政治状況との関わりを考慮しながら考察した。本作品は有機的統一体であった国王リチャードの身体がマキャベリの権力欲を具現化するポリンブルックによって分断・搾取される過程を描いた悲劇であるとするカントロヴィーチの二身体論を批判的に検証しながら、作品に言及されている国王による土地占有の行為、中世封建制の価値体系の崩壊、国王の絶対君主化の問題には、1590 年代当時の状況が上書きされていることを明らかにし、リチャードの身体ははじめから有機的統一体ではなく、すでに崩壊した政治身体を内乱によってポリンブルックが快復する作品であることを指摘した。また、本作品における緻密な言語構築とバフチンの祝祭的視点の意義について考察した。そして、歴史劇は悲劇や喜劇とは異なり、

演劇空間において、観客が共通の過去を劇場で追体験し、自己の国家観や国民的アイデンティティを確認するという特別な作用があることをふまえ、言語の精緻な積み重ねとカーニバレスクの視点を投入することによって、王位篡奪や内乱の脅威という政治的に危険な思想に対する観客の理解を促し、近代国家にむかうイングランドの苦悩を観客が理解できるように構成されていることを指摘した。

2) 1590 年代の宮廷政治・文化に多大な影響力をもったエセックス伯の政治・文芸サークルを中心に、彼らのローマ古典文学の受容過程を考察することによって、詩・散文・演劇作品に見られる国王観・国家観を分析する。今年度は、このグループがとりわけ多大な関心を寄せたタキトウスの *Annals* と *Histories* を材源とした作品群（ベン・ジョンソンの *Sejanus His Fall* と *Catiline His Conspiracy*、フィリップ・マッシンジャーの *The Roman Actor*、作者不詳の *Tragedy of Claudius Tiberius Nero*）を取り上げ、原著との比較を行いながら、個々の作品に見られる Tacitean tradition の系譜を分析した。初期近代における古典受容の過程で、タキトウスの国王観は転覆的な思想として評価されていたが、エセックス・サークルにおける評価については、作家によって差異が見られるため、今後引き続き分析していく。また、*Sejanus His Fall* と *Catiline His Conspiracy* において、ジョンソンがタキトウスから読み取った virtue / liberty の喪失の問題と国王観についても今後引き続き考察していく。



---

## 研究業績一覧

---

### 【石川 勝博】

- 研究論文 ・「地上デジタル放送の教育可能性」、『人間科学 22-2』、常磐大学人間科学部、11-23、2005。  
・「ケータイ・コミュニケーションの逆機能に関わる要因の調査研究」、『教育研究 47 国際基督教大学学報 I - A』、145-156、2005。

### 【石原 亘】

その他（創作活動）

- ・「SHOW MUST GO ON: 井戸良弘の情宣美術」（個展）（2004-07-04 ～ 2004-07-10）、ハーモニーホール（水戸）
- ・「12のショートフィルム+1」（映像作品上映発表会）（2004-10-30）、泉町会館（水戸）
- ・「FORMA MARE」（展覧会、上映会）（2005-03-04 ～ 2005-03-05 新しい広島の ART を育てる会、QMF）、広島市まちづくり市民交流プラザ

### 【伊東 昌子】

- 著 書 ・伊東昌子 2004 筆記説明が構成的学習に与える影響 風間書房
- 査読論文 ・Itoh, M. & Arai, K. 2004 Wireless classroom community system (CCS) with PDA: A field report. ヒューマンインタフェース学会誌・論文誌 Vol. 6, 187-193。  
・前田裕二・渡邊琢美・北島健治・伊東昌子 2004 中山間地における地域活性化を目指した小学校と地域におけるコミュニティの構築。ヒューマンインタフェース学会誌・論文誌 Vol. 6, 203-211。
- 学会発表 ・伊東昌子・永田良太 2004 終助詞「の」が情報の受け手に与える影響。日本認知科学会（2004年7月30日～8月1日）。日本認知科学会第21回大会論文集 pp. 66-67。  
・伊東昌子・永田良太 2004 終助詞と手がかりコミュニケーション：場を伝える小さきもの。ヒューマンインタフェースシンポジウム 2004（10月6日～8日）pp. 205-208。  
・梶井浩・鈴木三十志・伊東昌子 2004 文脈的タスク分析と初期工程に導入するユーザビリティへの効果。ヒューマンインタフェースシンポジウム 2004（10月6日～8日）pp. 413-416。  
・中村真理子・山口悟・杉山泰之・梶井浩・伊東昌子 2004 事前リスク感がリスク認知の感情的側面に与える影響 -化学物質を事例として-。日本社会心理学会（2004年7月18日～19日）日本社会心理学会第45回大会論文, pp. 218-219  
・中村真理子・山口悟・杉山泰之・伊東昌子 2004 ダイオキシンのリスク情報が受け手の心理反応に与える影響。日本認知科学会（2004年7月30日～8月1日）。日本認知科学会第21回大会発表論文集, pp. 326-327  
・中村真理子・山口悟・杉山泰之・伊東昌子 2004 リスク情報共有のための発展的コミュニケーションモデルの提案。ヒューマンインタフェース学会（2004年10月6日～8日）。ヒューマンインタフェースシンポジウム 2004 論文集 pp. 1101-1104  
・Nakamura, M., Yamaguchi, S., Sugiyama, Y., Kajii, K., & Itoh, M. 2004. Study of "feeling of risk" about PRTR information -Case of data about release of household chemicals - . 主催：Korean Society of Environmental Toxicology (KOSET), 日本リスク研究学会 (Society for Risk Analysis, Japan:SRA Japan), Society of Environmental Toxicology and Chemistry (SETAC) Asia/Pacific

## 業績一覧

(2004年11月4日～6日). Sharing experience of human and ecological risk assessment and management in Asia/Pacific Region, pp. 82-83.

### 【奥山 眞知】

- 書評 1. Eva Etzioni-Halevy, *The Divided People: Can Israel's Breakup be Stopped?*  
Lanham:Lexington books, 2002.『アジア経済』アジア経済研究所／IDE-JETRO 第45巻第5号、2004年、110-115頁
2. 「イスラエルで感じ考えたこと：戦争、占領、テロ」『国際関係研究所報』第39号、津田塾大学国際関係研究所、2004年、1-8頁
- 口頭発表 1. 「イスラエル／パレスチナ問題の現状と展望」日本寄せ場学会、東京女子大学、2004年5月
2. 「ユダヤ民主国家イスラエルの行方」ユダヤ人のアイデンティティ問題からみた近代国家の理念と現実に関する科研プロジェクト研究会、広島大学、2005年2月
- 調査 1. 「現代日本における都市下層の動態に関する実証研究」(温泉地サービス業(旅館業)における女性労働に関する調査) 2004年：3月、5月、7月、8月、9月、12月

### 【金藤ふゆ子】

- 論文 ・金藤ふゆ子「生涯学習関連事業への市民参画の規定要因」日本生涯教育学会編『日本生涯教育学会論集25』2004年11月、pp.1～10
- 著書 ・金藤ふゆ子「学習プログラム編成の視点」国立教育政策研究所社会教育実践研究センター編『生涯学習概論 ハンドブック』国立教育政策研究所社会教育実践研究センター発行 2005年3月
- その他 ・金藤ふゆ子「社会教育施設が青少年の体験的学習の場となるための課題」教育実践学会編『教育実践学会会報』13号 2005年3月、pp.1-2

### 【上見 幸司】

- 著書 1. 「管理栄養士国家試験問題集 解答と解説(第7集)」(共著：「食生活」編集部編)  
フットワーク出版株式会社 平成16年8月30日
2. 「管理栄養士国家試験実践模擬テスト 全600問」(共著：「食生活」編集部編)  
フットワーク出版株式会社 平成16年9月29日
- 研究論文 1. 関口春美・上見幸司：「自宅で家族の介護を担っている介護者の認識の構造 ―クラスター分析による談話の内容分析から―」  
常磐大学大学院人間科学研究科学術雑誌「人間科学論究」第13号 2005年3月
2. 中村明子・上見幸司：「青年女子の同性との友人関係に対する態度構造 ―クラスター分析を用いた談話の内容分析から―」  
常磐大学大学院人間科学研究科学術雑誌「人間科学論究」第13号 2005年3月
3. 大坂佳保里・上見幸司：「1人暮らしの大学生の健康と食生活に対する評価的態度」  
常磐大学大学院人間科学研究科学術雑誌「人間科学論究」第13号 2005年3月
- 学会報告(シンポジウム・基調講演含む)
1. 大坂佳保里, 上見幸司：「一人暮らしの大学生の健康と食生活に対する評価的態度」  
第56回日本家政学会 国立京都国際会館 京都 平成16年8月2-3日
2. 「医療事故の教訓から学ぶ医療倫理 ―医療の質の確保に向けた医療従事者の倫理的態度―」

第130回日本医学哲学・倫理学会関東支部会 芝浦工業大学 東京 平成16年12月5日

3. 基調講演「生命倫理の栄養学の研究・実践業務への適用 —生活習慣病患者の自己管理の促進にむけて—」第3回茨城県栄養健康改善学会 常磐大学 水戸市 平成17年2月18日
4. シンポジウム「医療事故における倫理的課題 —現場と教育における問題と展望—」:「安全医療に向けたシステム設計の倫理的態度 —ヒューマン・ファクターとモラル・ハザードを徹底検証する組織心理学的取り組み—」日本医学哲学・倫理学会 日暮里サニーホール 東京 平成17年2月26日
- 報告書 1. 茨城県保健福祉部高齢福祉課介護保険室編「在宅介護における事故の実態 —茨城県在宅介護事故防止支援事業報告書—」(共著) 平成16年4月
2. 日本医学哲学・倫理学会編「医療事故における倫理的課題 —現場と教育における問題と展望—」(共著)、平成16年度科学研究費補助金 [研究成果公開促進費B]、平成17年2月
3. 茨城県保健福祉部高齢福祉課介護保険室編「在宅介護事故予防マニュアル」(共著)、平成17年3月
- 研究支援活動
1. 日本看護学校協議会:「臨床人間学研究実践研修講座(サード・ステップ1年コース)」主任講師 平成16年4月1日~平成17年3月31日

公的機関委員活動

1. (財)「常陽地域研究センター(ARC)」評議員 平成14年4月1日より
2. 茨城県「ヒトゲノム・遺伝子解析研究合同倫理審査会」委員 平成14年8月1日より
3. 水戸市「男女平等参画推進委員会」委員(専門委員会委員長兼ねる) 平成14年8月1日より
4. 茨城県「在宅介護事故予防検討委員会」委員長 平成15年7月1日より
5. 茨城県「疫学研究合同倫理審査委員会」委員 平成15年8月1日より
6. 国立大学法人茨城大学「ヒトゲノム・遺伝子解析研究倫理審査委員会」委員、平成16年7月1日より
- その他
1. 社団法人千葉県看護協会「リスクマネジメントの実際」研修会「医療事故の構図を人的要因から探る」千葉県看護協会会館 千葉市 平成16年8月4日
2. 茨城県教育庁:平成16年度プレ・カレッジ講座「心を探ろう:Who am I?」茨城県立鹿島高等学校、鹿嶋市 平成16年8月19日
3. 社団法人千葉県看護協会「リスクマネジメントの実際」研修会「医療事故の構図を人的要因から探る」千葉県看護協会会館 千葉市 平成16年8月31日
4. 社団法人茨城県栄養士会管理栄養士実力養成講習「解剖生理学」茨城県健康科学センター 水戸市 平成16年9月12日
5. 常磐大学生涯学習センター管理栄養士国家試験準備講座「解剖生理学」平成16年10月2日
6. 社団法人千葉県国民健康保険直営診療施設協会研修会「医療安全を妨げるヒューマン・ファクターと病院における安全対策の道標」千葉県教育会館 千葉市 平成17年1月28日

【河野 敬一】

著書(共著)

- ・鹿沼市史編さん委員会編『鹿沼の絵図・地図』(栃木県鹿沼市、2005年3月)絵地図解説(分担執筆):「鹿沼町の概説」、「鹿沼宿地引絵図」、「鹿沼宿全図」、「鹿沼市土地利用図」、「西鹿沼村全図」、「下野国下都賀郡鹿沼町実景」ほか
- 論文
- ・「近代期における地方都市の変容—商家同族団の変質とその意味—」、『近代日本における国土空間・社会空間の編成過程に関する歴史地理学的研究』(科学研究費・基盤研究A・報告書)pp.160-177. 2005年3月

## 業 績 一 覧

- 口頭発表 ・「商家の経営展開からみた地方都市の変容」、日本地理学会近代日本の地域形式研究グループ研究集会、2004年9月12日、文部科学省箱根宿泊所「青雲荘」
- ・「近代期の地方都市地図（2）－「商工地図」を中心とした作成・利用のプロセスの検討（序）－」、近代日本の民間地図と画像資料の地理学的活用に関する基礎的研究報告会、2004年9月23日、京都・旅館「紫」
- ・「近代期の地方都市地図（3）－商工地図の作成・利用プロセスの検討－」、近代日本の民間地図と画像資料の地図学的活用に関する基礎的研究報告会、2005年1月30日、伊豆長岡・「KKR千歳荘」

### 【佐々木美加】

- 著 書 1. 『協調か対決か コンピューターコミュニケーションの社会心理学』単著 2005年2月 1 - 193ページ
- 学会発表 1. カメラつきメールは何を伝えるのか - 文字チャネルに伴う非言語メッセージの知覚と相互作用の協調性 - 日本心理学会 第68回大会、関西大学

### 【文堂 弘之】

- 著 書 ・「企業の結合」「取締役会とその義務および責任」坂本恒夫、大坂良宏編著『テキスト 現代企業論』同文館出版、2004年、第12講（105-112ページ）、第21講（189-196ページ）
- 口頭発表 ・「我が国のTOBと買い付け価格 - 買取プレミアムと所有構造 -」2004年6月19日（土）日本財務管理学会 第18回全国大会明治大学リパティタワー
- ・「わが国のTOBの特徴 - TOBの成否と相対取引 -」2004年9月2日（木）日本経営学会第78回大会早稲田大学西早稲田キャンパス
- 研究ノート
- ・「TOBにおける対象企業株主の売却株数の誤差」『人間科学』（常磐大学人間科学部紀要）第22巻第2号、2005年3月、53～59ページ

### 【宮本 聡介】

- 論 文 ・王晋民・宮本聡介・今野裕之・岡本浩一 2004 内部告発者保護法に対する態度と個人特性、社会技術研究論文集 2、343-352.
- ・宮本聡介 2004 コミュニケーションの目標が連続行動の知覚に与える影響 常磐大学人間科学部紀要 22、45-53.
- ・宮本聡介 2004 組織制度・職場コミュニケーションが違反意識・違反経験に及ぼす影響（2）適度なコミュニケーションが違反意識を抑制する 中央労働災害防止協会「働く人の安全と健康」55巻12号 82-82.
- ・宮本聡介 2004 組織制度・職場コミュニケーションが違反意識・違反経験に及ぼす影響 - 職場における違反意識・違反経験の現状 - 中央労働災害防止協会「働く人の安全と健康」55巻11号 72-74.
- 著 書 ・宮本聡介 2004 「認知の社会心理学」(第5章「対人認知」執筆)、大島尚・北村英哉(編著)北樹出版
- ・岡本浩一・宮本聡介(編著)2004 JCO 事故後の原子力世論 ナカニシヤ出版

### 【森山 賢一】

- 著 書 1. 森山賢一編著：「総合演習の理論と展開」学文社 2005.3

- 学術論文 1. 森山賢一：「学習指導要領における学力観の変遷（2）」『教育実践学研究』第9号 教育実践学会 2005.3  
2. 森山賢一：「学習指導要領における学力観の変遷（3）」『教育実践学研究』第9号 教育実践学会 2005.3  
3. 千葉雄司・森山賢一：「総合的な学習におけるすごろくの教材化」『教育実践学研究』第9号 教育実践学会 2005.3
- 学会発表 1. 森山賢一：「昭和占領期におけるカリキュラム開発に関する一考察—コア・カリキュラムの編成をもとに—」2004.7 教育実践学会第12回大会 於：常磐大学  
2. 千葉雄司・吉田修・森山賢一：「総合的な学習におけるすごろくの教材化」2004.7 教育実践学会第12回大会 於：常磐大学  
3. 梶正憲・森山賢一：「学校教育における外部人材の現状と課題」2004.7 教育実践学会第12回大会於：常磐大学  
4. 森山賢一：「わが国初の田園教育舎系新学校での農業教育—今井恒郎による日本済美学校の創設—」2004.3 日本農業教育学会 於：東京農業大学  
5. 伊東 健・柏 頼英・森山賢一：「『人間と環境』をテーマにした大学における総合学習の展開」2004.3 日本農業教育学会 於：東京農業大学  
6. 森山賢一・平井 拓：「戦後の『生活経験主義』における栽培学習の内容と方法に関する一考察」2004.3 日本農業教育学会 於：東京農業大学  
7. 千葉雄司・森山賢一：「栽培教育を通じた異学年間交流の推進—児童活動における栽培学習—」2004.3 日本農業教育学会 於：東京農業大学  
8. 柏 頼英・森山賢一：「大学における環境教育の実践と課題—教員養成における指導方法の工夫—」2004.3 日本農業教育学会 於：東京農業大学  
9. 塩沢六士郎・森山賢一：「高等学校科目『生物活用』におけるハーブの栽培と活用」2004.3 日本農業教育学会 於：東京農業大学
- 研究報告書 1. 「感じる子・調べる子・考える子の育成—理科・生活科の学習を通して—」新宿区教育委員会 新宿区立戸塚第二小学校 平成16年度（第84集）
- 講 演 1. 「組織における対人コミュニケーション—教育の現場から—」2004.6 NPO心理教育実践センター 平成15年度第2回講演会 於 新宿ワシントンホテル  
2. 「発展学習・補充学習をどう進めるか」2004.6 教育経営学会研究会 於 日本大学  
3. 「わかる授業の方策」2004.7 龍ヶ崎市教育委員会 於 龍ヶ崎市立中根台中学校  
4. 「基礎的・基本的な内容の確実な定着を図る学習指導」2004.8 水戸市教育委員会（水戸市立赤塚中学校） 於 水戸市立赤塚中学校  
5. 「生徒主体のわかる授業の展開」2004.9 龍ヶ崎市教育委員会  
6. 「問題解決学習の方法と課題」2004.11 新宿区教育委員会 於 新宿区立戸塚第二小学校  
7. 「小中学校一貫した科学技術教育のカリキュラム開発」2004.12 日本産業技術教育学会 於 大田区教育委員会、文部科学省教育課程研究開発学校  
8. 「子ども理解と援助を考える—現代社会における子どもと親のかかわりから—」2005.2 水戸市教育地域懇談会・教育講演会 於 水戸市立第三中学校体育館  
9. 「ライフサイクルを通してのウエルネス（Wellness）を考える」2005.3 日本マイクロカウンセリング研究会主催 日本マイクロカウンセリング研究会平成16年度第2回研究会 於 アルカディア市ヶ谷（私学会館）



## 執筆者一覧 (掲載順)

佐藤環	常磐大学人間科学部	助教授
皿田琢司	岡山理科大学理学部	専任講師
田中卓也	穴吹国際ビジネス専門学校	専任講師
菱田隆昭	上田女子短期大学	助教授
井上麻未	常磐大学人間科学部	専任講師
松崎哲之	常磐大学人間科学部	専任講師
千葉敦	常磐大学人間科学部	助教授
岩田温	常磐大学人間科学部	教授
林寛一	常磐大学人間科学部	助教授
佐藤公俊	常磐大学人間科学部	助教授
坂田仁	常磐大学	名誉教授

### 編集委員

宮本 聡介	Kieran G. Mundy	水嶋 陽子
佐藤 公俊	石川 勝博	真部多真記
馬場久美子		

---

常磐大学人間科学部紀要 人間科学 第23巻 第1号

2005年10月25日 発行  
非売品

編集兼発行人 常磐大学人間科学部 〒310-8585 水戸市見和1丁目430-1  
代表者 伊田政司 電話 029-232-2511 (代)

---

印刷・製本 株式会社 あけほの印刷社

# HUMAN SCIENCE

(Faculty of Human Science, Tokiwa University)

---

Vol.23, No.1

October,2005

---

## CONTENTS

### Articles

- Fundamental Research on the Curriculum and Teaching Method of Japanese Secondary Education ( First Report ) – For the Literary Curriculum and Teaching Method of the Clan Schools –  
 .....T.Sato, T. Sarada, T. Tanaka, T. Hishida 1
- The Role of Industrial Disputation in the Writing of D.H. Lawrence  
 ..... M. Inoue 21
- A World View of *Xue Chunqiu suibi* Written by Wan Sida (Part I)  
 ..... T.Matsuzaki 43
- Robustness of Nonnative /i/ and /I/ Categories in Perception:  
 Three-alternative Identification by Japanese College Students  
 ..... A.Chiba 57

### Research Notes

- Note on the First Chapter of the Law Concerning the Protection of Personal Information ..... A.Iwata 69
- Note on an Analysis of Policy Diffusion in Local Municipal Governments:  
 In Relation to the Gender Equal Policy ..... K.Hayashi 79
- Rethinking the Optimal Allocation of Governmental Functions  
 ..... K.Satoh 87
- Two Encyclopedias Contrasting 'Human' with 'Divine' Science in Each Title  
 ..... J.Sakata 97

### Review

- Yoshihiro Goto, *Masakazu Nakai's Views of the Media* ..... K.Hayashi 103
- Reports on Financial Support for Research of the Subjects ..... 108
- A List of Academic Achievements ..... 115
- 

Edited by Editorial Committee

Faculty of Human Science, Tokiwa University

Mito Ibaraki 310-8585 Japan